



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年4月1日火曜日 第2558号外1

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課) ..... 1  
 愛媛県職員の仕事の設置規則の一部を改正する規則..... ( " ) ..... 5  
 愛媛県立看護専門学校学則を廃止する規則..... (医療対策課) ..... 6  
 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障害福祉課) ..... 6  
 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則..... (公営企業管理局総務課) ..... 7

## 告 示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正..... (広報広聴課) ..... 8

## 訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令..... (人事課) ..... 8  
 愛媛県事務決裁規程の一部を改正する訓令..... ( " ) ..... 9  
 愛媛県地方局処務規定の一部を改正する訓令..... ( " ) .....37  
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... ( " ) .....43  
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令..... ( " ) .....55  
 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令..... ( " ) .....62  
 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班規程..... (国体総務企画課) .....63

## 教育委員会規則

愛媛県総合科学博物館管理規則等の一部を改正する規則..... (教育総務課) .....64

## 教育委員会訓令

愛媛県総合科学博物館処務規程等の一部を改正する訓令..... (教育総務課) .....65

## 人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) .....67  
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則..... ( " ) .....68

## 人事委員会告示

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等の一部改正..... (人事委員会事務局) .....71  
 へき地等学校の指定の一部改正..... ( " ) .....71

## 県 議 会 訓 令

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令..... (議会議務局) .....72

## 公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) .....73  
 愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程..... ( " ) .....76  
 愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程..... ( " ) .....78  
 愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する管理規程..... ( " ) ..... 124

## 公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令..... (公営企業管理局総務課) ... 125  
 愛媛県公営企業公印規則の一部を改正する訓令..... ( " ) ... 133

---

## 規 則

---

### ○愛媛県規則第23号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>（局及び課）</p> <p><b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 えひめ国体推進局に国体総務企画課、国体運営調整課、国体競技式典課及び障害者スポーツ大会課を置く。</p> <p>（幹事課共通の所掌事務）</p> <p><b>第6条</b> 幹事課（総務管理課、総合政策課、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課、<u>国体総務企画課</u>及び会計課をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 部内、<u>えひめ国体推進局内</u>又は出納局内の職員の人事の内申等に関すること。</p> <p>(2) 部内、<u>えひめ国体推進局内</u>又は出納局内の予算及び支出負担行為その他経理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 部内、<u>えひめ国体推進局内</u>又は出納局内の行政事務の総合企画、総合調整、連絡調整及び情報等に関すること。</p> <p>(4) 部内、<u>えひめ国体推進局内</u>又は出納局内の特命事項の処理に関すること。</p> <p>2 省略</p> <p>（企画振興部各課の所掌事務）</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>（経済労働部各課の所掌事務）</p>	省略			企画振興部	省略		省略			<p>（局及び課）</p> <p><b>第4条</b> 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">省略</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>企画振興部</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国体局</td> <td><u>国体総務企画課、国体運営調整課、国体競技準備課</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（幹事課共通の所掌事務）</p> <p><b>第6条</b> 幹事課（総務管理課、総合政策課、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課_____及び会計課をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 部内_____又は出納局内の職員の人事の内申等に関すること。</p> <p>(2) 部内_____又は出納局内の予算及び支出負担行為その他経理に関すること（他の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 部内_____又は出納局内の行政事務の総合企画、総合調整、連絡調整及び情報等に関すること。</p> <p>(4) 部内_____又は出納局内の特命事項の処理に関すること。</p> <p>2 省略</p> <p>（企画振興部各課の所掌事務）</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 <u>国体総務企画課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第72回国民体育大会愛媛県準備委員会に関すること（他の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>第72回国民体育大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第72回国民体育大会の関係機関等との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他第72回国民体育大会の開催準備に関すること（他の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>10 <u>国体運営調整課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の施設専門委員会及び警備・消防専門委員会に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第72回国民体育大会の競技施設に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること。</u></p> <p>11 <u>国体競技準備課の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の競技専門委員会及び式典専門委員会に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第72回国民体育大会の競技運営に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第72回国民体育大会の式典に関すること。</u></p> <p>（経済労働部各課の所掌事務）</p>	省略			企画振興部	省略			国体局	<u>国体総務企画課、国体運営調整課、国体競技準備課</u>	省略		
省略																						
企画振興部	省略																					
省略																						
省略																						
企画振興部	省略																					
	国体局	<u>国体総務企画課、国体運営調整課、国体競技準備課</u>																				
省略																						

**第12条** 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

2 省略

3 観光物産課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 物産の販路拡大に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(8)～(10) 省略

4～7 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

**第13条** 農政課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 6次産業化の推進に関すること。

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

2～11 省略

**第14条** 省略

（えひめ国体推進局各課の所掌事務）

**第14条の2** 国体総務企画課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(2) 第72回国民体育大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。

(3) 第72回国民体育大会の関係機関等との連絡調整に関すること。

(4) 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の広報及び県民運動の推進に関すること。

(5) その他第72回国民体育大会の開催準備に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

2 国体運営調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の施設専門委員会、宿泊・衛生専門委員会、輸送・交通専門委員会及び警備・消防専門委員会に関すること。

(2) 第72回国民体育大会の競技施設に関すること。

(3) 第72回国民体育大会の宿泊及び衛生に関すること。

(4) 第72回国民体育大会の輸送及び交通に関すること。

**第12条** 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(9) 省略

(10) 外資系企業の誘致に関すること。

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

2 省略

3 観光物産課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 物産の販路拡大に関すること \_\_\_\_\_。

(8)～(10) 省略

4～7 省略

（農林水産部各課の所掌事務）

**第13条** 農政課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

2～11 省略

**第14条** 省略

3 国体競技式典課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の式典専門委員会、県外開催競技会運営委員会及び競技専門委員会に関すること。
- (2) 第72回国民体育大会の式典に関すること。
- (3) 第72回国民体育大会の競技運営に関すること。

4 障害者スポーツ大会課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第17回全国障害者スポーツ大会愛媛県準備委員会に関すること。
- (2) 第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 第17回全国障害者スポーツ大会の関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) その他第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

（部等に置く職員）

第16条 省略

- 2 省略
- 3 保健福祉部に医療政策監を置く。
- 4 経済労働部にしまのわ2014推進監を置く。
- 5 えひめ国体推進局に局長及び次長を置く。

（課及び室に置く職員）

第17条 課に課長及び主幹を置く。ただし、障害者スポーツ大会課には、主幹を置かない。

- 2 幹事課（国体総務企画課及び会計課を除く。）に課長補佐を置く。
- 3・4 省略

第53条から第55条まで 削除

（研修所）

第76条 省略

- 2 省略
- 3 研修所に研修課を \_\_\_\_\_ 置く。
- 4 研修所に次の職員を置く。
  - (1)～(3) 省略

（部 \_\_\_\_\_ に置く職員）

第16条 省略

- 2 省略

（課及び室に置く職員）

第17条 課に課長及び主幹を置く。

- 2 幹事課（ \_\_\_\_\_ 会計課を除く。）に課長補佐を置く。
- 3・4 省略

第53条及び第54条 削除

（看護専門学校）

第55条 愛媛県立看護専門学校（以下「看護専門学校」という。）

の業務は、次のとおりとする。

- (1) 看護に関する専門的知識及び技術の修得に必要な教育課程の実施に関すること。
- (2) その他学校の管理運営に関すること。

2 看護専門学校に次の係及び課を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 教務課

3 看護専門学校に次の職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 課長
- (3) 係長
- (4) 教務主任
- (5) 主事
- (6) 技師
- (7) その他の職員

4 看護専門学校に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 専門員
- (2) 主任

（研修所）

第76条 省略

- 2 省略
- 3 研修所に研修課を置き、研修課に庶務係及び教務係を置く。
- 4 研修所に次の職員を置く。
  - (1)～(3) 省略

(4) 担当係長

(5)・(6) 省略

5 省略

別表第 1 (第 5 条関係)

課	係
省略	
私学文書課	私学・公益法人係、法令係 _____
省略	
省略	
省略	
薬務衛生課	薬事係、製造指導係、麻薬毒劇物係、環境衛生係、食品衛生係、乳肉衛生・動物愛護係
省略	
農政課	調整管理係、企画係 _____、農地調整係、国土調査係
省略	

別表第 2 (第 6 条関係)

幹事課	地 方 機 関
省略	
保健福祉課	児童相談所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究所、心と体の健康センター _____、身体障害者更生相談所、婦人相談所、さつき寮、知的障害者更生相談所、子ども療育センター、えひめ学園
省略	

別表第 3 (第23条の 2 関係)

地方局の部	課	係
省略		
中予地方局	省略	
	建設部	省略
		建築指導課
	省略	
省略		

(4) 係長

(5)・(6) 省略

5 省略

別表第 1 (第 5 条関係)

課	係
省略	
私学文書課	私学係 _____、法令係、公益法人係
省略	
男女参画・県民協働課	N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア 係、青少年係
省略	
薬務衛生課	薬事係、製造指導係、麻薬毒劇物係、環境衛生係、食品衛生係、食肉検査指導係 _____
省略	
農政課	調整管理係、企画係、農村振興係、農地調整係、国土調査係
省略	

別表第 2 (第 6 条関係)

幹事課	地 方 機 関
省略	
保健福祉課	児童相談所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、衛生環境研究所、心と体の健康センター、看護専門学校、身体障害者更生相談所、婦人相談所、さつき寮、知的障害者更生相談所、子ども療育センター、えひめ学園
省略	

別表第 3 (第23条の 2 関係)

地方局の部	課	係
省略		
中予地方局	省略	
	建設部	省略
		建築指導課
	省略	
省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、保健福祉部健康衛生局薬務衛生課食肉検査指導係長を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、保健福祉部健康衛生局薬務衛生課乳肉衛生・動物愛護係長を命ぜられたものとする。

○愛媛県規則第24号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則(昭和48年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(職の設置) 第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。		(職の設置) 第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。	
区 分	職	区 分	職
知事の事務部局	本庁 部長、営業本部長、局長、部付、医療政策監、しまのわ2014推進監、技術監、次長、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、主計係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	知事の事務部局	本庁 部長、営業本部長、局長、部付 _____、技術監 _____、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、主計係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		省略	
省略		省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第25号

愛媛県立看護専門学校学則を廃止する規則を次のように定める。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立看護専門学校学則を廃止する規則

愛媛県立看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第26号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(委任) 第1条 省略 2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。 (1) 省略 (1)の2 法第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支		(委任) 第1条 省略 2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。 (1) 省略 (1)の2 法第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支	

<p>援事業者の指定に関すること _____ _____。</p> <p>(1)の3・(1)の4 省略</p> <p>(1)の5 法第21条の5の19の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関すること _____ _____。</p> <p>(1)の6～(1)の12 省略</p> <p>(1)の13 法第21条の5の23第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等に関すること _____ _____。</p> <p>(1)の14～(1)の22 省略</p> <p>(1)の23 法第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設の指定に関すること _____ _____。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(3)の2 法第24条の14の規定による指定障害児入所施設の指定の辞退の申出の受理に関すること _____ _____。</p> <p>(3)の3～(3)の7 省略</p> <p>(3)の8 法第24条の17の規定による指定障害児入所施設の指定の取消し等に関すること _____ _____。</p> <p>(3)の9～(25) 省略</p> <p>3・4 省略</p>	<p>援事業者の指定に関すること（法第21条の5の24の規定による公示を除く。）。</p> <p>(1)の3・(1)の4 省略</p> <p>(1)の5 法第21条の5の19の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関すること（法第21条の5の24の規定による公示を除く。）。</p> <p>(1)の6～(1)の12 省略</p> <p>(1)の13 法第21条の5の23第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等に関すること（法第21条の5の24の規定による公示を除く。）。</p> <p>(1)の14～(1)の22 省略</p> <p>(1)の23 法第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設の指定に関すること（法第24条の18の規定による公示を除く。）。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(3)の2 法第24条の14の規定による指定障害児入所施設の指定の辞退の申出の受理に関すること（法第24条の18の規定による公示を除く。）。</p> <p>(3)の3～(3)の7 省略</p> <p>(3)の8 法第24条の17の規定による指定障害児入所施設の指定の取消し等に関すること（法第24条の18の規定による公示を除く。）。</p> <p>(3)の9～(25) 省略</p> <p>3・4 省略</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第27号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

（地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正）

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則（昭和46年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長及び事務局次長 _____ 並びに県立中央病院の総務医事課長及び総務医事課主幹（人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当するものに限る。）並びに県立今治病院及び県立新居浜病院の総務課長 _____</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長、事務局次長及び経営企画室長並びに県立中央病院、県立今治病院 _____ 及び県立新居浜病院の総務課長及び総務課主幹 _____</p>

（地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和46年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1)～(3) 省略 (4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長及び事務局長並びに県立中央病院の総務医事課長及び総務医事課主幹（人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当するものに限る。）並びに県立今治病院及び県立新居浜病院の総務課長	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1)～(3) 省略 (4) 病院の院長、副院長、センター長、事務局長、事務局長及び経営企画室長並びに県立中央病院、県立今治病院及び県立新居浜病院の総務課長及び総務課主幹

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**○愛媛県告示第420号**

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
				愛媛県立看護専門学校入学試験	一般入学試験にあっては科目別得点及び総合得点、推薦入学試験にあっては小論文の得点及び総合得点	合格発表の日から1月間	愛媛県立看護専門学校
省略				省略			

**訓 令**

**○愛媛県訓令第2号**

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県処務細則の一部を改正する訓令**

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部長等)</p> <p><b>第3条</b> 部長(えひめ国体推進局長を含む。)は、知事の命を受け、部(えひめ国体推進局を含む。)の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p>(医療政策監)</p> <p><b>第5条</b> 医療政策監は、上司の命を受け、地域医療政策の推進に関して、専門的な指導及び助言を行う。</p> <p>(しまのわ2014推進監)</p> <p><b>第5条の2</b> しまのわ2014推進監は、上司の命を受け、瀬戸内しまのわ2014の推進等に関する事務を処理する。</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>(次長)</p> <p><b>第6条の2</b> 次長は、えひめ国体推進局長を補佐し、えひめ国体推進局内の調整を行うとともに、上司の命を受け、えひめ国体推進局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p>	<p>(部長)</p> <p><b>第3条</b> 部長(国体局長 _____ を含む。)は、知事の命を受け、部(国体局 _____ を含む。)の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。</p> <p><b>第5条</b> 削除</p> <p><b>第6条</b> 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長(えひめ国体推進局長を含む。第5条第1項において同じ。)、営業本部長、局長(えひめ国体推進局長を除く。同項において同じ。)、次長、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、出納員(出納局会計課長及び審査課長に限る。以下同じ。 )又は主幹(担当事務に限る。)、課長補佐若しくは検査班長(担当事務に限る。)(以下「主幹等」という。)が、常時、知事(出納員にあつては、会計管理者)に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(決裁事項)</p> <p><b>第4条</b> 決裁者は、別表第1から別表第11までの決裁区分の欄に印をもつて示すところにより決裁するものとする。</p> <p>2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第11までに掲げられていないものの決裁については、別に定める。</p> <p>3 省略</p> <p>(代決者)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長(国体局長 _____ を含む。第5条第1項において同じ。)、営業本部長、局長 _____、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、出納員(出納局会計課長及び審査課長に限る。以下同じ。 )又は主幹(担当事務に限る。)、課長補佐若しくは検査班長(担当事務に限る。)(以下「主幹等」という。)が、常時、知事(出納員にあつては、会計管理者)に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(決裁事項)</p> <p><b>第4条</b> 決裁者は、別表第1から別表第10までの決裁区分の欄に印をもつて示すところにより決裁するものとする。</p> <p>2 臨時的な事務、新たな事務等で、別表第1から別表第10までに掲げられていないものの決裁については、別に定める。</p> <p>3 省略</p> <p>(代決者)</p>

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の権限に属する事務	省略		
	部長	局長（えひめ国体推進局にあつては、次長_____）	課長_____
	省略		
	局長	省略	
	次長	課長	主幹又は課長が指定した職員
	省略		
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分			
		知事	専決者		
			部長	局長	課長 主幹
1～7 省略					
8 その他の庶務事務	1～4 省略				
	5 _____ _____ 出納通知に関する こと。				
	(1) 有価証券及び物品				—
	(2) 歳入歳出外現金				—
	6～11 省略				
9～13 省略					
14 収入又は支出を伴う事務	1 _____ 税外収入の決定（寄附の受入れの決定を除く。）に関すること。				
	(1) 1件1億円以上のもの	—			
	(2) 1件1,000万円以上1億円未満のもの		—		
	(3) 1件1,000万円未満のもの（(4)に掲げるものを除く。）			—	
	(4) 1件10万円未満のもの（定例的なものに限る。）				—
	2 _____ 寄附の受入れの決定に関すること。				
(1) 1件100万円以上のもの	—				

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
知事の権限に属する事務	省略		
	部長	局長（国体局_____にあつては、国体総務企画課長）	課長（国体総務企画課にあつては、主幹）
	省略		
	局長	省略	
	省略		
	省略		
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分			
		知事	専決者		
			部長	局長	課長 主幹
1～7 省略					
8 その他の庶務事務	1～4 省略				
	5 歳入歳出外現金、有価証券及び物品の出納通知に関する こと。				—
	6～11 省略				
9～13 省略					
14 収入又は支出を伴う事務	1 1,000万円以上の税外収入（寄附の受入れの決定を除く。）の徴収に関すること。			—	
	2 1,000万円未満の税外収入（寄附の受入れの決定を除く。）の徴収に関すること。				—
3 1件50万円以上の寄附の受入れの決定に関すること。	—				

(2) 1件50万円以上100万円未満のもの	—				
(3) 1件10万円以上50万円未満のもの		—			
(4) 1件10万円未満のもの			—		
3 決裁を経た事件に係る収入の調定及び納入の通知に関すること。					
(1) 1件1,000万円以上のもの		—			
(2) 1件1,000万円未満のもの				—	
4 次に掲げる事件の決定に関すること。					
(1)～(5) 省略					
(6) その他の_____事件					
ア～ウ 省略					
5 省略					
6 省略					
15～26 省略					

備考 1 えひめ国体推進局における \_\_\_\_\_ この表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「局長」と、「局長」とあるのは「次長」とし、障害者スポーツ大会課に属する事務に係る次に掲げる同表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

- (1) 2の部12の項(2)
- (2) 6の部14の項
- (3) 8の部3の項及び5の項(2)
- (4) 14の部1の項(4)、3の項(2)、5の項(2)、(4)及び(6)から(9)まで並びに6の項
- (5) 17の部4の項(1)ウ及び(2)エ
- (6) 26の部1の項(3)イ

2～10 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

4 1件50万円未満の寄附の受入れの決定に関すること。	—				
5 次に掲げる事件の決定に関すること。					
(1)～(5) 省略					
(6) その他の支出を伴う事件					
ア～ウ 省略					
6 省略					
7 省略					
15～26 省略					

備考 1 国体局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「国体局長」

\_\_\_\_\_とする。

- (1) 2の部4の項、6の項、8の項及び11の項
- (2) 3の部5の項(1)及び(2)
- (3) 4の部2の項(3)並びに3の項(6)及び(7)
- (4) 5の部2の項、7の項及び8の項(1)
- (5) 6の部6の項
- (6) 9の部2の項
- (7) 10の部1の項、7の項(2)、8の項(2)及び9の項(2)
- (8) 11の部1の項(1)、(6)、(11)から(13)まで、(15)及び(19)、2の項(1)、(2)、(9)から(11)まで、(16)、(27)から(29)まで及び(31)並びに3の項
- (9) 12の部2の項から9の項まで、12の項から24の項まで及び33の項
- (10) 13の部
- (11) 23の部
- (12) 24の部1の項(1)
- (13) 26の部1の項(2)

2～10 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
市 町 振 興 課	1 地方自治法の施行に関する事務	1・2 省略				
		3 勸告、命令、選任等に関する こと。				
		(1)～(6) 省略				
		(7) 一部事務組合又は広域連 合の設立の勸告(第285条 の2第1項 )				
	4～6 省略					
2～17 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
市 町 振 興 課	1 地方自治法の施行に関する事務	1・2 省略				
		3 勸告、命令、選任等に関する こと。				
		(1)～(6) 省略				
		(7) 一部事務組合又は広域連 合の設立の勸告(第285条 の2第1項、第2項 )				
	4～6 省略					
2～17 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
私 学 文 書 課	1 私立学校に関する事務	1・2 省略				
		3 <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行</u> _____に 関すること。				
		(1) 就学支援金の受給資格の 認定(第4条、公立高等学 校に係る授業料の不徴収及 び高等学校等就学支援金の 支給に関する法律施行規則 (以下この項において「省 令」という。)第3条第2 項)				
		(2) <u>就学支援金の支給(第6 条第1項)</u>				
		(3) <u>就学支援金の支給停止 (第8条第1項、省令第11 条第3項)</u>				
		(4) 省略				
		(5) <u>受給権者等に対する報告 等の命令及び質問(第18条 第1項)</u>				
		(6)～(16) 省略				
		4 <u>いじめ防止対策推進法の施 行に関すること。</u>				
		(1) <u>重大事態の報告の受理 (第31条第1項)</u>				—
(2) <u>愛媛県いじめ問題再調査 委員会への諮問(私立学校 に係るものに限る。)</u>	—					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
私 学 文 書 課	1 私立学校に関する事務	1・2 省略				
		3 <u>公立高等学校に係る授業料 の不徴収及び高等学校等就学 支援金の支給に関する法律に 関すること。</u>				
		(1) 就学支援金の受給資格の 認定(第5条、公立高等学 校に係る授業料の不徴収及 び高等学校等就学支援金の 支給に関する法律施行規則 (以下この項において「省 令」という。)第3条第2 項)				
		(2) <u>就学支援金の支給(第7 条第1項)</u>				
		(3) <u>就学支援金の支給停止 (第9条第1項、省令第11 条第3項)</u>				
		(4) 省略				
		(5) <u>受給権者等に対する報告 等の命令及び質問(第17条 第1項)</u>				
		(6)～(16) 省略				

	(3) 学校の設置者等による調査の結果についての調査 (第31条第2項)						
	5 省略						
	6 省略						
	7 省略						
2～7 省略							
8 県報、官報掲載及び県法規集に関する事務	1 省略						
	2 省略						
	3 省略						
9・10 省略							

	4 省略						
	5 省略						
	6 省略						
2～7 省略							
8 県報、官報掲載及び県法規集に関する事務	1 省略						
	2 愛媛県報一般広告規程に関すること。						
	(1) 一般広告の県報への掲載 (第1条)						
	3 省略						
	4 省略						
9・10 省略							

別表第3 (第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
情報	1～4 省略					
政策課	5 地方公共団体情報システム機構に関する事務	1 地方公共団体情報システム機構との連絡協調				
	6～10 省略					

別表第3 (第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
情報	1～4 省略					
政策課	5 地方自治情報センターに関する事務	1 地方自治情報センターとの連絡協調				
	6～10 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
国体総務企画課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務 (他の)	1 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会に関すること。			
		(1) 特に重要なもの			
		(2) 重要なもの			
		(3) 軽易なもの			
	2 第72回国民体育大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。				

主管に 属する ものを 除く。	3	第72回国民体育大会の関係 機関等との連絡調整に関する こと。				—
	4	その他第72回国民体育大会 の開催準備に関すること。				—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
国 体 運 営 調 整 課	1 第72 回国民 体育大 会の開 催準備 に關す る事務 (他の 主管に 属する ものを 除く。)	1 第72回国民体育大会愛媛県 準備委員会の施設専門委員会 及び警備・消防専門委員会に 關すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの			—	
		(3) 軽易なもの				—
		2 第72回国民体育大会の競技 施設に關すること。				—
	2 第17 回全国 障害者 スポー ツ大会 の開催 準備に 關する 事務	1 第17回全国障害者スポーツ 大会の開催準備に關するこ と。				
(1) 特に重要なもの		—				
(2) 重要なもの				—		
(3) 軽易なもの						—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
国 体 競 技 準 備 課	1 第72 回国民 体育大 会の開 催準備 に關す る事務 (他の 主管に 属する ものを 除く。)	1 第72回国民体育大会愛媛県 準備委員会の競技専門委員会 及び式典専門委員会に關する こと。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの			—	
		(3) 軽易なもの				—
		2 第72回国民体育大会の競技 運営に關すること。				—
		3 第72回国民体育大会の式典 に關すること。				—

別表第 4 (第 4 条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
人権対策課	1～6 省略					
		7 いじめ防止対策推進法の施行に関する事務	1 重大事態の報告の受理(第30条第1項)			—
			2 愛媛県いじめ問題再調査委員会への諮問(県立学校に係るものに限る。)		—	
			3 学校の設置者等による調査の結果についての調査(第30条第2項)	—		
			4 調査結果の議会への報告(第30条第3項)		—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
危機管理課	1 災害対策基本法の施行に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1～14 省略			
		15 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る報告の受理(第42条第5項、第44条第3項)			
		16 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る愛媛県防災会議の意見の聴取(第42条第6項、第44条第3項)			
		17 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る助言及び勧告(第42条第6項、第44条第3項)			
		18・19 省略			
		20 指定緊急避難場所の指定に係る通知の受理(第49条の4第3項)			—
		21 指定緊急避難場所の指定の取消しに係る通知の受理(第49条の6第2項)			—
		22 指定避難所の指定に係る通知の受理及び報告(第49条の4第3項、第49条の7第2項、第3項)			—

別表第 4 (第 4 条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
人権対策課	1～6 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
危機管理課	1 災害対策基本法の施行に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1～14 省略			
		15 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る報告の受理(第42条第4項、第44条第3項)			
		16 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る愛媛県防災会議の意見の聴取(第42条第5項、第44条第3項)			
		17 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る助言及び勧告(第42条第5項、第44条第3項)			
		18・19 省略			

23 指定避難所の指定の取消しに係る通知の受理及び報告（第49条の6第2項、第49条の7第2項、第3項）				—
24 省略				
25 省略				
26 省略				
27 省略				
28 通信設備の優先利用要求等（第57条、第61条の3、第79条）				
29 避難の指示等の報告の受理（第60条第4項、第61条第4項）				
30 市町長が行うべき避難の指示の代行等（第60条第6項、第7項、政令第23条の2）				
31 避難の指示等に関する助言（第61条の2、第63条第4項）		—		
32 省略				
33 省略				
34 省略				
35 省略				
36 省略				
37 省略				
38 省略				
39 省略				
40 省略				
41 省略				
42 指定行政機関の長等に対する応援の要求等（第74条の3）		—		
43 省略				
44 省略				
45 広域一時滞在の協議等に係る報告の受理（第86条の8第2項、第6項、第7項）				
46 都道府県外広域一時滞在の協議（第86条の9第2項、第86条の11）				
47 内閣総理大臣への報告（第86条の9第3項）				
48 関係市町長との協議（第86条の9第4項）				
49 都道府県外協議先市町村長からの報告の処理（第86条の9第7項、第8項）				

20 省略				
21 省略				
22 省略				
23 省略				
24 通信設備の優先利用要求等（第57条_____、第79条）				
25 避難の指示等の報告の受理（第60条第3項、第61条第3項）				
26 市町長が行うべき避難の指示の代行等（第60条第5項、第6項、政令第23条の2）				
27 省略				
28 省略				
29 省略				
30 省略				
31 省略				
32 省略				
33 省略				
34 省略				
35 省略				
36 省略				
37 省略				
38 省略				
39 広域一時滞在の協議等に係る報告の受理（第86条の2第2項、第6項、第7項）				
40 都道府県外広域一時滞在の協議（第86条の3第2項、第86条の5）				
41 内閣総理大臣への報告（第86条の3第3項）				
42 関係市町長との協議（第86条の3第4項）				
43 都道府県外協議先市町村長からの報告の処理（第86条の3第7項、第8項）				

50 都道府県外協議元市町村長 に対する通知等（第86条の9 第9項）				
51 都道府県外協議元市町村長 からの報告の処理（第86条の 9第11項、第12項）				
52 都道府県外協議先市町村長 に対する通知（第86条の9第 13項）				
53 市町長が実施すべき広域一 時滞在の協議の代行等（第86 条の10第1項、第2項、政令 第36条の3）				
54 市町長に対する広域一時滞 在の助言（第86条の12第1 項）				
55 内閣総理大臣に対する広域 一時滞在の助言の要求（第86 条の12第2項）				
56 指定公共機関等に対する被 災者の運送の要請（第86条の 14第1項）	—			
57 指定公共機関等に対する被 災者の運送の指示（第86条の 14第2項）	—			
58 被災者の安否情報の照会に 対する回答（第86条の15第1 項、第4項）				—
59 指定行政機関の長等に対す る物資又は資材の供給の要請 等（第86条の16第1項）				
60 必要な物資又は資材の供給 の措置の実施（第86条の16第 2項）				
61 指定公共機関等に対する災 害応急対策必要物資の運送の 要請（第86条の18第1項）				
62 災害応急対策必要物資の運 送の指示（第86条の18第2 項）				
63 省略				
64 省略				
65 省略				
66 省略				
67 指定行政機関の長等による 応急措置の代行を終了した旨 等の通知の受理（政令第33条 の3第3項）				—

44 都道府県外協議元市町村長 に対する通知等（第86条の3 第9項）				
45 都道府県外協議元市町村長 からの報告の処理（第86条の 3第11項、第12項）				
46 都道府県外協議先市町村長 に対する通知（第86条の3第 13項）				
47 市町長が実施すべき広域一 時滞在の協議の代行等（第86 条の4第1項、第2項、政令 第36条の2）				
48 市町長に対する広域一時滞 在の助言（第86条の6第1 項）				
49 内閣総理大臣に対する広域 一時滞在の助言の要求（第86 条の6第2項）				
50 指定行政機関の長等に対す る物資又は資材の供給の要請 等（第86条の7第1項）				
51 必要な物資又は資材の供給 の措置の実施（第86条の7第 2項）				
52 指定公共機関等に対する災 害応急対策必要物資の運送の 要請（第86条の9第1項）				
53 災害応急対策必要物資の運 送の指示（第86条の9第2 項）				
54 省略				
55 省略				
56 省略				
57 省略				

	68 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行を終了した旨等の通知の受理（政令第36条の4第2項、第4項）				—
2～4 省略					

2～4 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
原子力安全対策課	1 災害対策基本法の施行に関する事務（原子力災害に係るものに限る。）	1～7 省略			
		8 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る報告の受理（第42条第5項、第44条第3項）			
		9 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る愛媛県防災会議の意見の聴取（第42条第6項、第44条第3項）			
		10 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る助言及び勧告（第42条第6項、第44条第3項）	—		
		11 省略			
		12 省略			
		13 指定緊急避難場所の指定に係る通知の受理（第49条の4第3項）			—
		14 指定緊急避難場所の指定の取消しに係る通知の受理（第49条の6第2項）			—
		15 指定避難所の指定に係る通知の受理及び報告（第49条の4第3項、第49条の7第2項、第3項）			—
		16 指定避難所の指定の取消しに係る通知の受理及び報告（第49条の6第2項、第49条の7第2項、第3項）			—
		17 災害情報の収集及び伝達（第51条第1項）			
		18 省略			
		19 被害状況等の報告（第53条第2項）			
20 省略					
21 通信設備の優先利用要求等（第57条、第61条の3、第79条）					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
原子力安全対策課	1 災害対策基本法の施行に関する事務（原子力災害に係るものに限る。）	1～7 省略			
		8 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る協議（第42条第3項、第44条第3項）			
		9 市町地域防災計画等の作成及び修正に係る愛媛県防災会議の意見の聴取（第42条第3項、第44条第3項）			
		10 省略			
		11 省略			
		12 災害情報の収集及び伝達（第51条_____）			
		13 省略			
		14 被害状況の報告（第53条第2項）			
		15 省略			
		16 通信設備の優先利用要求等（第57条_____、第79条）			



	43 都道府県外協議先市町村長に対する通知（第86条の9第13項）								
	44 市町長が実施すべき広域一時滞在の協議の代行等（第86条の10第1項、第2項、政令第36条の3）	—							
	45 市町長に対する広域一時滞在の助言（第86条の12第1項）	—							
	46 内閣総理大臣に対する広域一時滞在の助言の要求（第86条の12第2項）	—							
	47 指定公共機関等に対する被災者の運送の要請（第86条の14第1項）	—							
	48 指定公共機関等に対する被災者の運送の指示（第86条の14第2項）	—							
	49 被災者の安否情報の照会に対する回答（第86条の15第1項、第4項）								—
	50 指定行政機関の長等に対する物資又は資材の供給の要請等（第86条の16第1項）	—							
	51 必要な物資又は資材の供給の措置の実施（第86条の16第2項）	—							
	52 指定公共機関等に対する災害応急対策必要物資の運送の要請（第86条の18第1項）	—							
	53 災害応急対策必要物資の運送の指示（第86条の18第2項）	—							
	54 省略								29 省略
	55 原子力災害時における市町の事務の委託等の届出の受理（政令第28条第3項）								30 災害時 _____ における市町の事務の委託等の届出の受理（政令第28条第3項）
	56 省略								31 省略
2	原子力災害対策特別措置法の施行に関する事務	1～10 省略							2 原子力災害対策特別措置法の施行に関する事務
	11 避難の指示等に関する助言（第27条の4、第27条の6第3項）	—							
	12 省略								11 省略
	13 省略								12 省略
3～5	省略								3～5 省略

備考 省略

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1 省略					
	2 公立大学法人愛媛県立医療技術大学に関する事務	1 定款の軽微な変更（地方独立行政法人法（以下この部において「法」という。）第8条第2項ただし書）				—
		2 理事長及び監事の任免（法第14条第1項、第2項、第17条第1項から第3項まで、第71条第2項）				
		3 省略				
		4 省略				
		5 公立大学法人評価委員会の意見の聴取（法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項、第42条の2第5項、第6項、第44条第2項、第108条第2項、第112条第2項）				
		6 省略				
		7 省略				
		8 省略				
		9 省略				
		10 省略				
		11 省略				
		12 省略				
		13 省略				
		14 省略				
		15 省略				
		16 省略				
	17 出資等に係る不要財産の納付に関すること。					
	(1) 認可（法第42条の2第1項）	—				
	(2) 譲渡収入による納付の認可（法第42条の2第2項）	—				
	(3) 簿価超過額を納付しないことについての認可（法第42条の2第3項ただし書）	—				

備考 省略

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1 省略					
	2 公立大学法人愛媛県立医療技術大学に関する事務	1 理事長及び監事の任免（地方独立行政法人法（以下この部において「法」という。）第14条第1項、第2項、第17条第1項から第3項まで、第71条第2項）				
		2 省略				
		3 省略				
		4 公立大学法人評価委員会の意見の聴取（法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項、第42条の2第5項、第6項、第44条第2項、第108条第2項、第112条第2項）				
		5 省略				
		6 省略				
		7 省略				
		8 省略				
		9 省略				
		10 省略				
		11 省略				
		12 省略				
		13 省略				
		14 省略				
	15 省略					

	(4) 金額の決定(法第42条の2第4項、地方独立行政法人法施行令(以下この部において「政令」という。)第5条の6第1項)								
	(5) 出資等に係る不要財産の譲渡に係る報告書の受理(政令第5条の3第2項)								
	(6) 資本金の減少に係る報告の受理(政令第5条の6第2項)								
	18 省略								
	19 省略								
	20 省略								
	21 省略								
	22 省略								
	23 職員の給与の支給の基準の届出及び変更届出の受理(法第57条第2項)								
	24 省略								
	25 報告の徴収及び立入検査(法第121条第1項)								
	26 違法行為等に係る措置命令(法第122条第1項)								
	27 違法行為等の是正措置に係る報告の受理(法第122条第2項)								
	28 省略								
3～8 省略									
9 災害 救助法 の施行 に 関 す る 事 務	1 救助の実施に関する決定(第2条)								
	2 応急仮設住宅の供与及び生業資金の貸与(第4条第1項、第2項)								
	3 救助業務従事命令(第7条第1項)								
	4 救助業務協力命令(第8条)								
	5 施設の管理並びに物の使用、保管命令及び収用(第9条)								
	6 検査等(第10条)								
	7 通信設備の優先使用(第11条)								
	8 救助の一部実施(第13条第1項)								

	16 省略								
	17 省略								
	18 省略								
	19 省略								
	20 省略								
	21 職員の給与の支給の基準の策定及び変更の届出の受理(法第57条第2項)								
	22 省略								
	23 報告の徴収及び立入検査(法第88条第1項)								
	24 違法行為等に係る措置命令(法第89条第1項)								
	25 違法行為等の是正措置に係る報告の受理(法第89条第2項)								
	26 省略								
3～8 省略									
9 災害 救助法 の施行 に 関 す る 事 務	1 救助の実施に関する決定(第20条)								
	2 応急仮設住宅の供与及び生業資金の貸与(第23条_____)								
	3 救助業務従事命令(第23条_____)								
	4 救助業務協力命令(第25条)								
	5 施設の管理並びに物の使用、保管命令及び収用(第26条)								
	6 検査等(第27条)								
	7 通信設備の優先使用(第28条)								
	8 救助の一部実施(第30条_____)								

	9 日本赤十字社への委託（第16条）					
	10 災害救助に要する費用の補償、求償及び繰替支弁に関する措置（第19条、第20条第1項、第29条）					
	11 国に対する弁済の要請（第20条第2項）	—				
	12 情報の提供（第30条）				—	
10～16 省略						

	9 日本赤十字社への委託（第32条）					
	10 災害救助に要する費用の補償、求償及び繰替支弁に関する措置（第34条、第35条、第44条）					
10～16 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
医療 対策課	1～5 省略					
	6 医師法の施行に関する事務	1・2 省略				
		3 処分の決定についての調書及び報告書の写し等の厚生労働大臣への提出（第7条第8項）				
		4・5 省略				
7 歯科医師法の施行に関する事務	1・2 省略					
	3 処分の決定についての調書及び報告書の写し等の厚生労働大臣への提出（第7条第8項）					
	4・5 省略					
8～12 省略						
13 保健師助産師看護師法の施行に関する事務	1～6 省略					
	7 処分の決定についての調書及び報告書の写し等の厚生労働大臣への提出（第15条第6項）					
	8～20 省略					
14～16 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
医療 対策課	1～5 省略					
	6 医師法の施行に関する事務	1・2 省略				
		3 処分の決定についての意見書_____の厚生労働大臣への提出（第7条第8項）				
		4・5 省略				
7 歯科医師法の施行に関する事務	1・2 省略					
	3 処分の決定についての意見書_____の厚生労働大臣への提出（第7条第8項）					
	4・5 省略					
8～12 省略						
13 保健師助産師看護師法の施行に関する事務	1～6 省略					
	7 処分の決定についての意見書_____の厚生労働大臣への提出（第15条第6項）					
	8～20 省略					
14～16 省略						
17 県立看護専門学校に関する事務	1 授業料及び入学料の分納の許可及び納付の猶予（愛媛県立看護専門学校における授業料、入学料及び入学選考料徴収条例第8条、愛媛県立看護専門学校学則第30条第1項）		—			

2	授業料等の減免（愛媛県立看護専門学校における授業料、入学金及び入学選考料徴収条例第8条、愛媛県立看護専門学校学則第31条第2項、第3項）								
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
健康増進課	1 省略					
	2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 省略				
		2 特定病院の認定（第21条第4項、第33条第4項）				
		3・4 省略				
		5 応急入院に関すること。				
		(1) 応急入院指定病院の指定及び指定の取消し（第19条の9第2項、第33条の7第1項、第6項、第33条の8）				
	(2) 入院措置の届出の受理（第33条の7第5項）					
6～10 省略						
3～16 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
健康増進課	1 省略					
	2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1 省略				
		2 特定病院の認定（第22条の4第4項、第33条第4項）				
		3・4 省略				
		5 応急入院に関すること。				
		(1) 応急入院指定病院の指定及び指定の取消し（第19条の9第2項、第33条の4第1項、第6項、第33条の5）				
	(2) 入院措置の届出の受理（第33条の4第5項）					
6～10 省略						
3～16 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障害福祉課	1 省略					
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1 省略				
		2 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
	3～9 省略					
3 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障害福祉課	1 省略					
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1 省略				
		2 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
	(3) 指定、変更等の届出、指定の辞退及び指定の取消しに係る公示（第51条、第51条の30第1項）					
3～9 省略						
3 省略						

4 児童福祉法の施行に関する事務	1 指定障害児事業者等及び指定障害児入所施設等に関すること。						
	(1)・(2) 省略						
	2～4 省略						
	5 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る不服審査に関すること。						
	(1) 受理及び通知（第56条の5の5第2項、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第102条）						
	(2) 省略						
5～9 省略	(3) 審理のための処分（第56条の5の5第2項、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第103条第1項）						
	10 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行に関する事務	1 <u>障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を円滑にするための方針の作成及び公表並びに調達実績の概要の公表（第9条第1項、第3項、第5項）</u>					

4 児童福祉法の施行に関する事務	1 指定障害児事業者等及び指定障害児入所施設等に関すること。						
	(1)・(2) 省略						
	(3) <u>指定、事業の廃止の届出、指定の辞退及び指定の取消しに係る公示（第21条の5の24、第24条の18）</u>						
	2～4 省略						
	5 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る不服審査に関すること。						
	(1) 受理及び通知（第56条の5の5第2項、 <u>障害者自立支援法</u> 第102条）						
5～9 省略	(2) 省略						
	(3) 審理のための処分（第56条の5の5第2項、 <u>障害者自立支援法</u> 第103条第1項）						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者	部長	課長
長寿介護課	1・2 省略					
	3 介護保険法の施行	1～7 省略				
		8 指定居宅サービス事業者に関すること。				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者	部長	課長
長寿介護課	1・2 省略					
	3 介護保険法の施行	1～7 省略				
		8 指定居宅サービス事業者に関すること。				

に関する事務	(1) 省略					
	(2) 公示（第76条の2第4項_____）					—
	9 省略					
	10 指定居宅介護支援事業者に関すること。					
	(1) 省略					
	(2) 公示（第83条の2第4項_____）					—
	11 指定介護老人福祉施設に関すること。					
	(1) 省略					
	(2) 公示（第91条の2第4項_____）					—
	12 介護老人保健施設に関すること。					
	(1) 省略					
	(2) 公示（第103条第4項_____）					—
	13 旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に関すること。					
	(1) 省略					
	(2) 公示（旧法第113条の2第4項_____）					—
	14 指定介護予防サービス事業者に関すること。					
	(1) 省略					
	(2) 公示（第115条の8第4項_____）					—
	15～17 省略					
	18 介護サービス情報の公表に関すること。					
(1)～(6) 省略						
(7) <u>指定居宅サービス事業者等の指定又は許可の取消し等に係る公示（第78条、第85条、第93条、第104条の2、第115条の10、第115条の35第6項、旧法第115条、第115条の35第6項）</u>					—	
19～28 省略						
4～26 省略						

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

に関する事務	(1) 省略					
	(2) 公示（第76条の2第4項、第78条）					—
	9 省略					
	10 指定居宅介護支援事業者に関すること。					
	(1) 省略					
	(2) 公示（第83条の2第4項、第85条）					—
	11 指定介護老人福祉施設に関すること。					
	(1) 省略					
	(2) 公示（第91条の2第4項、第93条）					—
	12 介護老人保健施設に関すること。					
	(1) 省略					
	(2) 公示（第103条第4項、第104条の2）					—
	13 旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に関すること。					
	(1) 省略					
	(2) 公示（旧法第113条の2第4項、第115条）					—
	14 指定介護予防サービス事業者に関すること。					
	(1) 省略					
	(2) 公示（第115条の8第4項、第115条の10）					—
	15～17 省略					
	18 介護サービス情報の公表に関すること。					
(1)～(6) 省略						
19～28 省略						
4～26 省略						

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
産業政策課	1～5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
産業政策課	1～5 省略					
	6 外資系企業の誘致に関する事務	1 外資系企業の誘致		—		
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
国際交流課	1～7 省略					
	8 旅券法の施行に関する事務	1 省略				
		2 一般旅券に係る申請を外務省で行う必要性の認定（第3条第1項ただし書、第9条第3項_____、第12条第3項）				
		3～6 省略				
	7 一般旅券の職権による作成_____（第10条第3項）					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	9 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
国際交流課	1～7 省略					
	8 旅券法の施行に関する事務	1 省略				
		2 一般旅券に係る申請を外務省で行う必要性の認定（第3条第1項ただし書、第9条第3項、第10条第4項、第12条第3項）				
		3～6 省略				
	7 一般旅券の記載事項の訂正（第10条第1項ただし書、省令第3条第1項、第2項、第5項）			—		
	8 一般旅券の職権による作成又は訂正（第10条第3項）					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
	9 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹

経営 支援 課	1～11 省略						
	12 中小 企業等 協同組 合法の 施行に 関する 事務	1 火災等共済組合及び中小 企業団体中央会に関するこ と。					
		(1) 火災共済事業の認可(第 9条の7の2第1項)					
		(2) 火災共済規程の変更又は 廃止の認可(第9条の7の 2第5項)					
		(3) 省略					
		(4) 省略					
		(5) 省略					
		(6) 省略					
		(7) 省略					
		(8) 火災等共済組合の解散 決議の認可(第62条第4 項)					
(9)～(19) 省略							
13～21 省略							
22 割賦 販売法 の施行 に關す る事務	1 報告の徴収及び立入検査 (第40条第1項、第5項、第 41条第1項、割賦販売法施行 令第33条第4項)						
	23 省略						

経営 支援 課	1～11 省略						
	12 中小 企業等 協同組 合法の 施行に 関する 事務	1 火災共済協同組合及び中小 企業団体中央会に関するこ と。					
		(1) 省略					
		(2) 火災共済協同組合の成立 の届出の受理(第31条)					
		(3) 省略					
		(4) 省略					
		(5) 省略					
		(6) 火災共済規程の変更認可 (第57条の2)					
		(7) 省略					
		(8) 火災共済協同組合の解散 決議の認可(第62条第4 項)					
(9)～(19) 省略							
13～21 省略							
22 割賦 販売法 の施行 に關す る事務	1 報告の徴収及び立入検査 (第43条、第44条第1項 、割賦販売法施行 令第15条第2項)						
	23 省略						

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
農 政 課	1～15 省略				
	16 農地 法の施 行に關 する事 務				
		1 農地中間管理権の設定の裁 定(第37条、 第38条第1項、第39条第1 項、第4項、第40条第1 項)			

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
農 政 課	1～15 省略				
	16 農地 法の施 行に關 する事 務	1 遊休農地の農業上の利用の 増進に関する調停案の作成及 び受諾の勧告(第36条第1 項、第3項、第4項、農地法 施行規則第80条)			
		2 特定利用権の設定の裁 定及び解除の承認(第37条、 第38条第1項、第39条第4 項、第40条第1 項、第41条)			

		2 所有者等を確認することができない農地___を利用する権利の設定の裁定(第38条第1項、第39条第1項、第4項、第43条第1項から第3項まで)				
		3 省略				
		4 省略				
		5 農地に関する情報の利用等(第51条の2)				—
		6 ~ 15 省略				
17	省略					
18	国土調査法の施行に関する事務	1 省略				
		2 土地分類調査に関すること。 (1) 省略 (2) 国土調査としての指定及び公表(第6条)				
		3 地籍調査に関すること。 (1)・(2) 省略 (3) 年度事業計画の公表及び通知(第6条の3)				
		(4)~(7) 省略				
19~21	省略					
22	国有農地の管理等に係る _____ _____ _____ _____ _____ 債権及び歳入等に関する事務	1・2 省略				

		3 所有者等を確認することができない遊休農地を利用する権利の設定の裁定(第39条第4項、第43条第1項から第3項まで)				
		4 省略				
		5 省略				
		6 ~ 15 省略				
17	省略					
18	国土調査法の施行に関する事務	1 省略				
		2 土地分類調査に関すること。 (1) 省略 (2) 国土調査としての指定及び公示(第6条)				
		3 地籍調査に関すること。 (1)・(2) 省略 (3) 年度事業計画の公示及び通知(第6条の3)				
		(4)~(7) 省略				
19~21	省略					
22	食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定についての債権及び歳入等に関する事務	1・2 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合の施行に関する事務	1 ~ 18 省略			
		19 農協の設立、解散の議決及び合併の認可並びに設立認可の取消し及び解散の届出の受理(第59条____、第61条第1項、第2項、第5			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合の施行に関する事務	1 ~ 18 省略			
		19 農協の設立、解散の議決及び合併の認可並びに設立認可の取消し及び解散の届出の受理(第59条、第60条第2項、第61条第1項、第2項、第5			

	項、第63条第2項、第64条第2項から第4項まで、第65条第2項、第3項)				
	20~38 省略				
2	省略				
3	省略				
4	省略				
5	省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				

	項、第63条第2項、第64条第2項から第4項まで、第65条第2項、第3項)				
	20~38 省略				
2	省略				
3	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行に関する事務	1 中小企業者の負担の軽減に資する措置等の実施状況等の報告の受理(農業協同組合に係るものに限る。)(第8条第1項、第2項)			—
4	省略				
5	省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
担い手・農地保全対策室	1 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する事務	1 農地中間管理事業の推進に関する基本方針の作成及び変更(第3条第1項、第4項、第5項)		—	
		2 農地中間管理機構に関すること。			
		(1) 指定(第4条、第5条第1項、第31条)		—	
		(2) 名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の所在地の変更の届出の受理(第5条第2項、第3項、第31条)			—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
担い手・農地保全対策室					

	(3) 農地中間管理事業評価委員会委員の認可(第6条第3項、第31条)	—					
	(4) 役員の選任及び解任の認可並びに解任命令(第7条、第31条)	—					
	(5) 事業規程の認可及び変更の認可並びに変更命令(第8条第1項、第5項、第31条)	—					
	(6) 事業計画等の認可及び変更の認可(第9条第1項、第31条)	—					
	(7) 事業報告書等の受理(第9条第4項、第31条)	—					
	(8) 農地中間管理事業に関する監督命令(第13条)	—					
	(9) 農地中間管理事業の休廃止の認可(第14条第1項、第3項、第31条)	—					
	(10) 指定の取消し(第15条、第31条)	—					
	(11) 農用地利用配分計画の認可(第18条第1項、第5項)	—					
	(12) 農用地利用配分計画認可申請の公告及び縦覧(第18条第3項)	—					
	(13) 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認(第20条、第21条第2項)	—					
	(14) 業務の委託の承認(第22条第2項)	—					
	(15) 報告徴収及び立入検査(第30条第1項、第2項)	—					
	(16) 農地中間管理事業の運営に関する指導	—					
2 農業 経営基 盤強化 促進法 の施行 に 関 す る 事 務	1・2 省略						
	3 農地中間管理機構の事業の特例に関すること。						
	(1) 特例事業規程の承認並びに変更及び廃止の承認(第8条第1項、第4項、第9条)						
1 農業 経営基 盤強化 促進法 の施行 に 関 す る 事 務	1・2 省略						
	3 農地保有合理化法人____に関すること。						
	(1) 農地保有合理化事業規程の承認並びに変更及び廃止の承認(第7条第1項、第4項、第8条)						
	(2) 報告の徴収(第9条)						—
	(3) 農地保有合理化事業の改善命令(第10条)	—					

	(2) 特例事業規程 の承認の取消し（第10条）				
	(3) 農地中間管理機構の特例 事業の運営に関する指導				
	4 農業経営基盤の強化を促進 するための措置の円滑な実施 に必要な助言及び指導（第31 条）				
3	省略				
4	省略				
5	省略				
6	省略				

	(4) 農地保有合理化事業規程 の承認の取消し（第11条）				
	(5) 農地保有合理化事業 の運営に関する指導				
	4 農業経営基盤の強化を促進 するための措置の円滑な実施 に必要な助言及び指導（第36 条）				
2	省略				
3	省略				
4	省略				
5	省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
林業政策課	1 森林法の施行に関する事務	1 森林計画等に関すること。 (1) 省略				
		(2) 地域森林計画の樹立及び 変更並びに公表等（第5条 第1項、第5項、第6条第 7項、第39条の4第1項）				
		(3)・(4) 省略				
		(5) 地域森林計画の樹立及び 変更に係る農林水産大臣へ の協議及び届出（第6条第 5項、第6項）				
		(6)～(13) 省略				
		2～8 省略				
	2～15 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
林業政策課	1 森林法の施行に関する事務	1 森林計画等に関すること。 (1) 省略				
		(2) 地域森林計画の樹立及び 変更並びに公表等（第5条 第1項、第5項、第6条第 6項、第39条の4第1項）				
		(3)・(4) 省略				
		(5) 地域森林計画の樹立及び 変更に係る農林水産大臣へ の協議（第6条第 5項）				
		(6)～(13) 省略				
		2～8 省略				
	2～15 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
漁政課	1・2 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
漁政課	1・2 省略					
	3 中小 企業者 等に対 する金 融の円 滑化を 図るた めの臨 時措置	1 中小企業者の負担の軽減に 資する措置等の実施状況等の 報告の受理（漁業協同組合に 係るものに限る。）（第8条 第1項、第2項）				—



21	省略					
22	水利使用の許可又は登録に係る損失補償に関する裁定（第42条第2項、政令第22条第6項）					
23	省略					
24	省略					
25	省略					
26	省略					
27	省略					
28	省略					
29	省略					
30	省略					
31	河川協力団体の指定（第58条の8第1項、第2項）	—				
32	河川協力団体の名称等の変更の届出に係る公示（第58条の8第4項）			—		
33	河川協力団体に対する業務改善命令（第58条の10第2項）	—				
34	河川協力団体の指定の取消し（第58条の10第3項、第4項）	—				
35	許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査（第78条第1項）			—		
36	省略					
37	省略					
38	省略					
39	省略					
2	省略					
3	水防法の施行に関する事務	1	省略			
		2	水防活動に関すること。 (1) 洪水予報の通知及び周知（第10条第3項、第11条第1項、第13条の2） (2) 省略 (3) 水位情報の通知及び周知を実施する河川の指定（第13条第2項、第13条の2） (4)～(8) 省略			
		3・4	省略			
		4・5	省略			
		6	国土交通省			
		1	交換及び寄附の受納	—		
2	所管換	—				

16	省略					
17	水利使用の許可_____に係る損失補償に関する裁定（第42条_____）					
18	省略					
19	省略					
20	省略					
21	省略					
22	省略					
23	省略					
24	省略					
25	省略					
26	省略					
27	省略					
28	省略					
29	省略					
2	省略					
3	水防法の施行に関する事務	1	省略			
		2	水防活動に関すること。 (1) 洪水予報の通知及び周知（第10条第3項、第11条第1項_____） (2) 省略 (3) 水位情報の通知及び周知を実施する河川の指定（第13条第2項_____） (4)～(8) 省略			
		3・4	省略			
		4・5	省略			
		6	国土交通省			
		1	交換及び寄附の受納	—		
2	所管換	—				

所管国 有財産 (国有 財産法 施行令 第6条 第2項 第1号 ヲに掲 げるも のに限 る。) の管理 及び処 分に関 する事 務	3 引継ぎ								
---	-------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第9 (第4条関係)

知事の権限に属するえひめ国体推進局関係事務に係る  
特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				局 長	次 長
国 体 総 務 企 画 課	1 第72 回国民 体育大 会の開 催準備 に関す る事務 (他の 主管に 属する ものを 除く。)	1 第72回国民体育大会愛媛県 準備委員会に関する <u>こと。</u>			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—
		2 第72回国民体育大会の開催 準備の企画及び総合調整に関 すること。			—
		3 第72回国民体育大会の関係 機関等との連絡調整に関する こと。			—
4 第72回国民体育大会の広報 及び県民運動に関する <u>こと。</u>			—		
5 その他第72回国民体育大会 の開催準備に関する <u>こと。</u>			—		
2 第17 回全国 障害者 スポー ツ大会 の開催 準備に 関する 事務(其 他の主 管に属	1 第17回全国障害者スポーツ 大会の広報及び県民運動に関 すること。			—	

するものを除く。)					
-----------	--	--	--	--	--

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				局長	次長	課長
国 体 運 営 調 整 課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の施設専門委員会、宿泊・衛生専門委員会、輸送・交通専門委員会及び警備・消防専門委員会に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの		—		
		(3) 軽易なもの			—	
		2 第72回国民体育大会の競技施設に関すること。			—	
		3 第72回国民体育大会の宿泊及び衛生に関すること。			—	
		4 第72回国民体育大会の輸送及び交通に関すること。			—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				局長	次長	課長
国 体 競 技 式 典 課	1 第72回国民体育大会の開催準備に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の式典専門委員会、県外開催競技会運営委員会及び競技専門委員会に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの		—		
		(3) 軽易なもの			—	
		2 第72回国民体育大会の式典に関すること。			—	
		3 第72回国民体育大会の競技運営に関すること。			—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				局長	次長	課長
障 害 者	1 第17回全国障害者	1 第17回全国障害者スポーツ大会愛媛県準備委員会に関すること。				

ス ポ ー ツ 大 会 課	スポー	(1) 特に重要なもの	—			
	ツ大会	(2) 重要なもの		—		
	の開催	(3) 軽易なもの				—
	準備に	2 第17回全国障害者スポーツ				—
大会	に関する	大会の開催準備の企画及び総				
課	事務(	合調整に関すること。				
	他の主	3 第17回全国障害者スポーツ				—
	管に属	大会の関係機関等との連絡調				
	するも	整に関すること。				
	のを除	4 その他第17回全国障害者ス				—
	く。)	ポーツ大会の開催準備に関す				
		ること。				

別表第10 省略

別表第11 省略

別表第9 省略

別表第10 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般  
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 地方局長に対する事務の委任 )</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(20)の3 省略</p> <p>(20)の4 障害者総合支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に関すること _____。</p> <p>(20)の5～(20)の10 省略</p> <p>(20)の11 障害者総合支援法第46条第1項及び第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関すること _____。</p> <p>(20)の12 省略</p> <p>(20)の13 障害者総合支援法第47条の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退の申出の受理に関すること _____。</p> <p>(20)の14～(20)の21 省略</p> <p>(20)の22 障害者総合支援法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る指定の取消し等に関するこ</p>	<p>( 地方局長に対する事務の委任 )</p> <p><b>第13条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(20)の3 省略</p> <p>(20)の4 障害者総合支援法第29条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。</p> <p>(20)の5～(20)の10 省略</p> <p>(20)の11 障害者総合支援法第46条第1項及び第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。</p> <p>(20)の12 省略</p> <p>(20)の13 障害者総合支援法第47条の規定に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退の申出の受理に関すること（同法第51条の規定に基づく公示を除く。）。</p> <p>(20)の14～(20)の21 省略</p> <p>(20)の22 障害者総合支援法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に係る指定の取消し等に関するこ</p>

と \_\_\_\_\_。

(20)の23～(20)の31 省略

(20)の32 障害者総合支援法第51条の14第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定に関する事 \_\_\_\_\_。

(20)の33 省略

(20)の34 障害者総合支援法第51条の25第1項及び第2項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関する事 \_\_\_\_\_。

(20)の35～(20)の39 省略

(20)の40 障害者総合支援法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に係る指定の取消し等に関する事 \_\_\_\_\_。

(20)の41～(47)の4 省略

(48) 介護保険法第41条第1項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定に関する事 \_\_\_\_\_。

(48)の2 省略

(49) 介護保険法第46条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定に関する事 \_\_\_\_\_。

(50) 介護保険法第48条第1項第1号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定に関する事 \_\_\_\_\_。

(51) 介護保険法第53条第1項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に関する事 \_\_\_\_\_。

(51)の2～(51)の6 省略

(52) 介護保険法第75条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関する事 \_\_\_\_\_。

(52)の2～(53)の4 省略

(53)の5 介護保険法第77条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者に対する指定の取消し等に関する事 \_\_\_\_\_。

(53)の6～(53)の12 省略

(54) 介護保険法第82条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関する事 \_\_\_\_\_。

(54)の2～(55)の4 省略

(55)の5 介護保険法第84条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者に対する指定の取消し等に関する事 \_\_\_\_\_。

(55)の6～(56) 省略

(56)の2 介護保険法第91条の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退の届出の受理に関する事 \_\_\_\_\_。

(56)の3～(56)の5 省略

(56)の6 介護保険法第92条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の取消し等に関する事 \_\_\_\_\_。

と(同法第51条の規定に基づく公示を除く。 )。

(20)の23～(20)の31 省略

(20)の32 障害者総合支援法第51条の14第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定に関する事(同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。 )。

(20)の33 省略

(20)の34 障害者総合支援法第51条の25第1項及び第2項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関する事(同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。 )。

(20)の35～(20)の39 省略

(20)の40 障害者総合支援法第51条の29第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業者に係る指定の取消し等に関する事(同法第51条の30第1項の規定に基づく公示を除く。 )。

(20)の41～(47)の4 省略

(48) 介護保険法第41条第1項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定に関する事(同法第78条の規定に基づく公示を除く。 )。

(48)の2 省略

(49) 介護保険法第46条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定に関する事(同法第85条の規定に基づく公示を除く。 )。

(50) 介護保険法第48条第1項第1号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定に関する事(同法第93条の規定に基づく公示を除く。 )。

(51) 介護保険法第53条第1項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に関する事(同法第115条の10の規定に基づく公示を除く。 )。

(51)の2～(51)の6 省略

(52) 介護保険法第75条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関する事(同法第78条の規定に基づく公示を除く。 )。

(52)の2～(53)の4 省略

(53)の5 介護保険法第77条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者に対する指定の取消し等に関する事(同法第78条の規定に基づく公示を除く。 )。

(53)の6～(53)の12 省略

(54) 介護保険法第82条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関する事(同法第85条の規定に基づく公示を除く。 )。

(54)の2～(55)の4 省略

(55)の5 介護保険法第84条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者に対する指定の取消し等に関する事(同法第85条の規定に基づく公示を除く。 )。

(55)の6～(56) 省略

(56)の2 介護保険法第91条の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退の届出の受理に関する事(同法第93条の規定に基づく公示を除く。 )。

(56)の3～(56)の5 省略

(56)の6 介護保険法第92条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の取消し等に関する事(同法第93条の規定に基

\_\_\_\_\_。

(56)の7 省略

(56)の8 介護保険法第94条第1項及び第2項の規定に基づく介護老人保健施設の開設及び変更の許可に関すること \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

(56)の9～(56)の13 省略

(56)の14 介護保険法第99条の規定に基づく介護老人保健施設の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

(56)の15～(56)の21 省略

(56)の22 介護保険法第104条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の取消し等に関すること \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

(56)の23～(57)の4 省略

(57)の5 旧介護保険法第113条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退の申出の受理に関すること \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

(57)の6～(57)の8 省略

(57)の9 旧介護保険法第114条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の取消し等に関すること \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

(57)の10・(57)の11 省略

(57)の12 介護保険法第115条の5の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

(57)の13～(57)の17 省略

(57)の18 介護保険法第115条の9第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等に関すること \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_。

(57)の19～(91) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(1)の26 省略

(1)の27 省略

(1)の28 省略

(1)の29 省略

づく公示を除く。 )。

(56)の7 省略

(56)の8 介護保険法第94条第1項及び第2項の規定に基づく介護老人保健施設の開設及び変更の許可に関すること (同法第104条の2の規定に基づく公示を除く。 )。

(56)の9～(56)の13 省略

(56)の14 介護保険法第99条の規定に基づく介護老人保健施設の変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること (同法第104条の2の規定に基づく公示を除く。 )。

(56)の15～(56)の21 省略

(56)の22 介護保険法第104条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の取消し等に関すること (同法第104条の2の規定に基づく公示を除く。 )。

(56)の23～(57)の4 省略

(57)の5 旧介護保険法第113条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退の申出の受理に関すること (同法第115条の規定に基づく公示を除く。 )。

(57)の6～(57)の8 省略

(57)の9 旧介護保険法第114条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の取消し等に関すること (同法第115条の規定に基づく公示を除く。 )。

(57)の10・(57)の11 省略

(57)の12 介護保険法第115条の5の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること (同法第115条の10の規定に基づく公示を除く。 )。

(57)の13～(57)の17 省略

(57)の18 介護保険法第115条の9第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等に関すること (同法第115条の10の規定に基づく公示を除く。 )。

(57)の19～(91) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(1)の26 省略

(1)の27 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第31条第1項及び第32条第1項の規定に基づく中小企業経営資源活用計画の認定及び変更認定に関すること。

(1)の28 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第31条第6項及び第32条第3項の規定に基づく中小企業経営資源活用計画の認定及び変更認定に係る行政庁との協議に関すること。

(1)の29 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第32条第4項の規定に基づく中小企業経営資源活用計画の認定の取消しに関すること。

(1)の30 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第32条の2第2項及び第3項の規定に基づく事業の承継の報告の処理に関すること。

(1)の31 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第73条第4項の規定に基づく認定中小企業経営資源活用計画の実施状況の報告の徴収に関すること。

(1)の32 省略

(1)の33 省略

(1)の34 省略

(2) 中小企業等協同組合法第9条の2第7項の規定に基づく特定  
共済組合の他の事業の承認に關すること（主たる事務所が地方  
局の所管区域内に存する事業協同組合（火災等共済組合を除  
く。次号から第2号の27までにおいて同じ。）、事業協同小組  
合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。

(2)の2～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5  
条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において  
準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、  
第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2  
項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、  
第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に  
基づく知事の権限に属する事務に關すること。

ア～ソ 省略

(33)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に關するものは、別に  
定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(21) 省略

(21)の2 河川法第23条の2の規定に基づく権限のうち、現に登録  
しているものの継続に係る権限を行うこと。

(22)～(23)の2 省略

(23)の3 河川法第37条の2の規定に基づく権限を行うこと。

(24)・(25) 省略

(25)の2 河川法第58条の8第1項の規定に基づく権限を行うこと  
（同項の規定による指定の申請の受理に關する事務に限  
る。）。

(25)の3 河川法第58条の8第3項、第58条の10第1項、第58条の  
11及び第58条の12の規定に基づく権限を行うこと。

(25)の4 河川法第99条第2項の規定に基づく権限を行うこと。

(26)・(26)の2 省略

(27) 河川協力団体に係る調査に關すること。

(28)～(29)の2 省略

(29)の3 水防法第33条第3項の規定に基づく届出の受理に關する  
こと。

(30)～(76) 省略

6 省略

（地方局長の専決事項）

**第14条** 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業經濟部に關する事  
項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の11 省略

(9)の12 農業経営基盤強化促進法第6条第5項の規定に基づく農  
業経営基盤強化促進基本構想の同意及び変更の同意に關するこ  
と。

(9)の13～(52) 省略

6～9 省略

（土木事務所長等の専決事項）

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げる  
とおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについ  
ては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(2) 中小企業等協同組合法第9条の2第7項の規定に基づく特定  
共済組合の他の事業の承認に關すること（主たる事務所が地方  
局の所管区域内に存する事業協同組合 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_、事業協同小組  
合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。

(2)の2～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5  
条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において  
準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、  
第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2  
項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、  
第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に  
基づく知事の権限に属する事務に關すること。

ア～ソ 省略

タ 知事の承認を得た6次産業化産地ステップアップ事業費補  
助金

(33)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に關するものは、別に  
定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(21) 省略

(22)～(23)の2 省略

(24)・(25) 省略

(26)・(26)の2 省略

(27) 削除

(28)～(29)の2 省略

(29)の3 水防法第32条第3項の規定に基づく届出の受理に關する  
こと。

(30)～(76) 省略

6 省略

（地方局長の専決事項）

**第14条** 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業經濟部に關する事  
項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の11 省略

(9)の12 農業経営基盤強化促進法第6条第6項の規定に基づく農  
業経営基盤強化促進基本構想の同意及び変更の同意に關するこ  
と。

(9)の13～(52) 省略

6～9 省略

（土木事務所長等の専決事項）

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げる  
とおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについ  
ては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(2)の12 省略

(2)の13 次の会計事務に関すること。

ア 省略

イ 決裁を経た1件5億円未満の工事及び工事委託に係る支出負担行為

ウ 決裁を経た1件1億円 未満の調査、測量及び設計の委託に係る支出負担行為

エ 決裁を経た1件7,000万円未満の用地の取得及び補償に係る支出負担行為

オ 決裁を経た \_\_\_\_\_ 事件（工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに力に掲げるものを除く。）に係る支出負担行為

カ 省略

キ 決裁を経た事件の経費 \_\_\_\_\_ に係る支出命令

ク 省略

ケ 省略

コ 省略

(3)～(12)の31 省略

(12)の32 河川法第23条の2の規定に基づく権限のうち、現に登録しているものの継続に係る権限を行うこと。

(12)の33 省略

(12)の34 省略

(12)の35 省略

(12)の36 河川法第37条の2の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の37 省略

(12)の38 第12号の30及び第12号の33から第12号の37までの規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて河川法第31条、第33条第3項、第34条第1項、第75条、第78条及び第90条の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の39 河川法第58条の8第1項の規定に基づく権限を行うこと（同項の規定による指定の申請の受理に関する事務に限る。）。

(12)の40 河川法第58条の8第3項、第58条の10第1項、第58条の11及び第58条の12の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の41 河川法第99条第2項の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の42 省略

(12)の43 省略

(12)の44 河川協力団体に係る調査に関すること。

(12)の45 省略

(12)の46 水防法第33条第3項の規定に基づく届出の受理に関すること。

(12)の47 省略

(12)の48 省略

(12)の49 省略

(1)～(2)の12 省略

(2)の13 次の会計事務に関すること。

ア 省略

イ 決裁を経た1件1億円未満の工事及び工事委託に係る支出負担行為

ウ 決裁を経た1件3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託に係る支出負担行為

エ 決裁を経た1件3,000万円未満の用地の取得及び補償に係る支出負担行為

オ 決裁を経た1件500万円未満の事件（工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに力に掲げるものを除く。）に係る支出負担行為

カ 省略

キ 決裁を経た1件1億円未満の工事及び工事委託に係る支出命令

ク 決裁を経た1件3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託費に係る支出命令

ケ 決裁を経た1件3,000万円未満の用地の取得費及び補償費（漁業補償費を含む。以下この号において同じ。）に係る支出命令

コ 決裁を経た1件500万円未満の事件の経費（工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに力に掲げるものを除く。）に係る支出命令

サ 省略

シ 省略

ス 省略

(3)～(12)の31 省略

(12)の32 省略

(12)の33 省略

(12)の34 省略

(12)の35 省略

(12)の36 第12号の30及び第12号の32から第12号の35までの規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて \_\_\_\_\_ 第31条、第33条第3項、第34条第1項、第75条、第78条及び第90条の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の37 省略

(12)の38 省略

(12)の39 省略

(12)の40 水防法第32条第3項の規定に基づく届出の受理に関すること。

(12)の41 省略

(12)の42 省略

(12)の43 省略

(12)の50 省略  
(12)の51 省略  
(12)の52 省略  
(12)の53 省略  
(12)の54 省略  
(12)の55 省略  
(12)の56 省略  
(12)の57 省略  
(12)の58 省略  
(12)の59 省略  
(12)の60 省略  
(12)の61 省略  
(12)の62 省略  
(12)の63 省略  
(12)の64 省略  
(12)の65 省略  
(12)の66 省略  
(12)の67 省略  
(12)の68 省略  
(12)の69 省略  
(12)の70 省略  
(12)の71 省略  
(12)の72 省略  
(12)の73 省略  
(12)の74 省略  
(12)の75 省略  
(12)の76 省略  
(12)の77 省略  
(12)の78 省略  
(12)の79 省略  
(12)の80 省略  
(12)の81 省略  
(12)の82 省略  
(12)の83 省略  
(12)の84 省略  
(12)の85 省略  
(12)の86 省略  
(12)の87 省略  
(12)の88 省略  
(12)の89 省略  
(12)の90 省略  
(12)の91 省略  
(12)の92 省略  
(12)の93 省略  
(12)の94 省略  
(12)の95 省略  
(12)の96 省略  
(12)の97 省略  
(12)の98 省略  
(12)の99 省略  
(12)の100 省略  
(12)の101 省略  
(12)の102 省略

(12)の44 省略  
(12)の45 省略  
(12)の46 省略  
(12)の47 省略  
(12)の48 省略  
(12)の49 省略  
(12)の50 省略  
(12)の51 省略  
(12)の52 省略  
(12)の53 省略  
(12)の54 省略  
(12)の55 省略  
(12)の56 省略  
(12)の57 省略  
(12)の58 省略  
(12)の59 省略  
(12)の60 省略  
(12)の61 省略  
(12)の62 省略  
(12)の63 省略  
(12)の64 省略  
(12)の65 省略  
(12)の66 省略  
(12)の67 省略  
(12)の68 省略  
(12)の69 省略  
(12)の70 省略  
(12)の71 省略  
(12)の72 省略  
(12)の73 省略  
(12)の74 省略  
(12)の75 省略  
(12)の76 省略  
(12)の77 省略  
(12)の78 省略  
(12)の79 省略  
(12)の80 省略  
(12)の81 省略  
(12)の82 省略  
(12)の83 省略  
(12)の84 省略  
(12)の85 省略  
(12)の86 省略  
(12)の87 省略  
(12)の88 省略  
(12)の89 省略  
(12)の90 省略  
(12)の91 省略  
(12)の92 省略  
(12)の93 省略  
(12)の94 省略  
(12)の95 省略  
(12)の96 省略

- (12)の103 省略
- (12)の104 省略
- (12)の105 省略
- (12)の106 省略
- (12)の107 省略
- (12)の108 省略
- (12)の109 省略
- (12)の110 省略
- (12)の111 省略
- (12)の112 省略
- (12)の113 省略
- (12)の114 省略
- (12)の115 省略
- (12)の116 省略
- (12)の117 省略
- (12)の118 省略
- (12)の119 省略
- (12)の120 省略
- (12)の121 省略
- (12)の122 省略
- (12)の123 省略
- (12)の124 省略
- (12)の125 省略
- (12)の126 省略
- (12)の127 省略
- (12)の128 省略

(13)～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の82まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の123まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24、第13号の83から第13号の107まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の123まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

- (12)の97 省略
- (12)の98 省略
- (12)の99 省略
- (12)の100 省略
- (12)の101 省略
- (12)の102 省略
- (12)の103 省略
- (12)の104 省略
- (12)の105 省略
- (12)の106 省略
- (12)の107 省略
- (12)の108 省略
- (12)の109 省略
- (12)の110 省略
- (12)の111 省略
- (12)の112 省略
- (12)の113 省略
- (12)の114 省略
- (12)の115 省略
- (12)の116 省略
- (12)の117 省略
- (12)の118 省略
- (12)の119 省略
- (12)の120 省略
- (12)の121 省略
- (12)の122 省略

(13)～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の82まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24、第13号の83から第13号の107まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の117まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条関係） 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1（第4条関係） 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の 種 類	事 項	決裁区分			事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		局 長	専 決 者				局 長	専 決 者	
	部 長		課 長	主 幹		部 長		課 長	主 幹
1～7 省略					1～7 省略				
8 収入 又は支 出を伴 う事務	<u>1 税外収入の決定に関すること。</u>				8 収入				
	(1) <u>1件1億円以上のもの</u>	—			又は支				
	(2) <u>1件1,000万円以上1億円未満 のもの</u>	—			出を伴				
	(3) <u>1件1,000万円未満のもの（<sup>(4)</sup> に掲げるものを除く。）</u>			—	う事務				
	(4) <u>1件10万円未満のもの（定例的 なものに限る。）</u>			—					
	<u>2 決裁を経た税外収入に係る収入の 調定及び納入の通知に関すること。</u>								
	(1) <u>1件1,000万円以上のもの</u>	—							
	(2) <u>1件1,000万円未満のもの</u>			—					
	<u>3 省略</u>				<u>1 省略</u>				
					<u>2 税外収入の徴収に関すること。</u>				
				(1) <u>1,000万円以上の税外収入に係 るもの</u>	—				
				(2) <u>200万円以上1,000万円未満の税 外収入に係るもの</u>		—			
				(3) <u>200万円未満の税外収入に係る もの</u>			—		
<u>4 次に掲げるものの支出負担行為に 関すること。</u>				<u>3 次に掲げるものの支出負担行為に 関すること。</u>					
(1) <u>決裁を経た1件1億円以上5億 円未満の工事及び工事委託</u>	—			(1) <u>決裁を経た1件1億円以上5億 円未満の工事及び工事委託</u>	—				
(2) <u>決裁を経た1件1億円 未満 の工事及び工事委託</u>				(2) <u>決裁を経た1件5,000万円以上 1億円未満の工事及び工事委託</u>		—			
(3) <u>決裁を経た1件3,000万円以上 1億円未満の調査、測量及び設計 の委託</u>	—			(3) <u>決裁を経た1件5,000万円未満 の工事及び工事委託</u>			—		
				(4) <u>決裁を経た1件3,000万円以上 1億円未満の調査、測量及び設計 の委託</u>	—				
				(5) <u>決裁を経た1件1,000万円以上 3,000万円未満の調査、測量及び 設計の委託</u>	—				

(4) 決裁を経た1件3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託			
(5) 決裁を経た1件3,000万円以上の用地の取得及び補償	—		
(6) 決裁を経た1件3,000万円未満の用地の取得及び補償			
(7) 決裁を経た1件1,000万円以上の事件(工事及び工事委託、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(9)に掲げるものを除く。)	—		
(8) 決裁を経た1件1,000万円未満の事件(工事及び工事委託、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(9)に掲げるものを除く。)			
(9) 省略			
5 決裁を経た事件の経費の支出命令に関すること。			—

(6) 決裁を経た1件1,000万円未満の調査、測量及び設計の委託			
(7) 決裁を経た1件3,000万円以上の用地の取得及び補償	—		
(8) 決裁を経た1件50万円以上3,000万円未満の用地の取得及び補償	—		
(9) 決裁を経た1件50万円未満の用地の取得及び補償			
(10) 決裁を経た1件1,000万円以上の事件(工事_____、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(13)に掲げるものを除く。)	—		
(11) 決裁を経た1件200万円以上1,000万円未満の事件(工事、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(13)に掲げるものを除く。)	—		
(12) 決裁を経た1件200万円未満の事件(工事_____、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(13)に掲げるものを除く。)			
(13) 省略			
4 次に掲げるもの_____の支出命令に関すること。			
(1) 決裁を経た1件1億円以上5億円未満の工事費及び工事委託費	—		
(2) 決裁を経た1件5,000万円以上1億円未満の工事費及び工事委託費	—		
(3) 決裁を経た1件5,000万円未満の工事費及び工事委託費			—
(4) 決裁を経た1件3,000万円以上1億円未満の調査、測量及び設計の委託費	—		
(5) 決裁を経た1件1,000万円以上3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託費	—		
(6) 決裁を経た1件1,000万円未満の調査、測量及び設計の委託費			—
(7) 決裁を経た1件3,000万円以上の用地の取得費及び補償費(漁業補償費を含む。以下この項において同じ。)	—		
(8) 決裁を経た1件50万円以上3,000万円未満の用地の取得費及び補償費	—		



いては、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

- (1) 8の部1の項<sup>(4)</sup>
- (2) 8の部2の項<sup>(2)</sup>
- (3) 8の部4の項<sup>(2)、(4)、(6)、(8)及び<sup>(9)</sup></sup>
- (4) 8の部5の項
- (5) 8の部6の項<sup>(2)</sup>

8 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
税務課	1～7 省略				

備考 1・2 省略

3 税務室においては、この表2の部、3の部（5の項（1）を除く。）、4の部及び5の部6の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは、「税務室」として、同表の規定を適用する。

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1・2 省略				
	3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 指定障害福祉サービス事業者に関すること。 (1)～(12) 省略			
		(13) 指定、事業の廃止の届出及び指定の取消しに係る公示（第51条）			—
	4 指定障害者支援施設に関すること。 (1)～(13) 省略				
	(14) 指定、指定の辞退及び指定の取消しに係る公示（第51条）			—	
	5 指定一般相談支援事業者に関すること。 (1)～(10) 省略				

いては、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

- (1) 8の部3の項<sup>(3)、(6)、(9)、(12)及び<sup>(13)</sup></sup>
- (2) 8の部4の項<sup>(3)、(6)、(9)、(12)及び<sup>(13)</sup></sup>

8 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
税務課	1～7 省略				

備考 1・2 省略

3 税務室においては、この表2の部、3の部（5の項（1）を除く。）、4の部及び5の部6の項に掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは「税務室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあり、及び「主幹」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1・2 省略				
	3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務	1・2 省略			
		3 指定障害福祉サービス事業者に関すること。 (1)～(12) 省略			
		4 指定障害者支援施設に関すること。 (1)～(13) 省略			
	5 指定一般相談支援事業者に関すること。 (1)～(10) 省略				



7 介護老人保健施設に関する こと。				
(1)～(15) 省略				
(16) 公示（法第115条の35第6項 の規定による許可の取消し等 に係るものを除く。）（第104 条の2）				—
(17) 省略				
(18) 省略				
(19) 省略				
(20) 省略				
8 旧法第48条第1項第3号に規 定する指定介護療養型医療施設 に関すること。				
(1)～(11) 省略				
(12) 公示（旧法第115条の35第6 項の規定による指定の取消し 等に係るものを除く。）（旧 法第115条）				—
(13) 省略				
9 指定介護予防サービス事業者 に関すること。				
(1)～(10) 省略				
(11) 公示（法第115条の35第6項 の規定による指定の取消し等 に係るものを除く。）（第115 条の10）				—
(12) 省略				
10～17 省略				
24～29 省略				

7 介護老人保健施設に関するこ と。				
(1)～(15) 省略				
(16) 省略				
(17) 省略				
(18) 省略				
(19) 省略				
8 旧法第48条第1項第3号に規 定する指定介護療養型医療施設 に関すること。				
(1)～(11) 省略				
(12) 省略				
9 指定介護予防サービス事業者 に関すること。				
(1)～(10) 省略				
(11) 省略				
10～17 省略				
24～29 省略				

備考 省略

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
環 境 保 全 課	1～15 省略				
	16 愛媛 県土砂 等の埋 立て等 による 土壌の 汚染及 び災害 の発生 の防止 に關す	1～3 省略			
		4 特定事業に関すること。			
		(1) 省略			
	(2) 市町長の意見の聴取（第11 条、第14条第4項）				
	(3)～(15) 省略				

備考 省略

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
環 境 保 全 課	1～15 省略				
	16 愛媛 県土砂 等の埋 立て等 による 土壌の 汚染及 び災害 の発生 の防止 に關す	1～3 省略			
		4 特定事業に関すること。			
		(1) 省略			
	(2) 市町長の意見の聴取（第11 条、第14条の4）				
	(3)～(15) 省略				

る 条 例 の 施 行 に 関 す る 事 務				
----------------------------------	--	--	--	--

る 条 例 の 施 行 に 関 す る 事 務				
----------------------------------	--	--	--	--

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			局 長	専 決 者	
				部 長	課 長
産 業 振 興 課	1～17 省略				
	18 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事務	1 農業経営基盤強化促進基本構想の同意及び変更の同意（第6条第5項）			
	19 省略				

備考 省略

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			局 長	専 決 者	
				部 長	室 長
商 工 観 光 室	1 省略				
	2 中小企業等協同組合法の施行に関する事務	1 事業協同組合（火災等共済組合を除く。）、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に関すること。 (1)～(27) 省略			
	3～6 省略				
	7 小規模事業経営支援事業費補助金の交付申請に関する事務	1 小規模事業経営支援事業費補助金の交付申請に関すること。			
	8～14 省略				

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			局 長	専 決 者	
				部 長	課 長
産 業 振 興 課	1～17 省略				
	18 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事務	1 農業経営基盤強化促進基本構想の同意及び変更の同意（第6条第6項）			
	19 省略				

備考 省略

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			局 長	専 決 者	
				部 長	室 長
商 工 観 光 室	1 省略				
	2 中小企業等協同組合法の施行に関する事務	1 事業協同組合 _____、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に関すること。 (1)～(27) 省略			
	3～6 省略				
	7 小規模事業指導費補助金 _____ の交付申請に関する事務	1 小規模事業指導費補助金 _____ の交付申請に関すること。			
	8～14 省略				
	15 産業活力の再生及	1 中小企業経営資源活用計画の認定及び変更認定（第31条第1項、第32条第1項）			-

15	省略			
16	省略			

備考 省略

別表第 5 ( 第 4 条関係 )

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1 ~ 11	省略			
	12 河川法の施行に関する事務	1 ~ 5	省略		
		6	流水の占用の登録 ( 第23条の2 )		—
		7	省略		
		8	省略		
		9	省略		
		10	土地の占用等に関する水防管理団体等の協議に対する同意 ( 第37条の2 )	—	
		11	省略		
		12	4 及び 7 から 11 までの規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて第31条、第33条第3項、第34条第1項、第75条、第78条及び第90条の規定に基づく権限を行うこと。		
		13	河川協力団体の指定の申請の受理 ( 第58条の8第1項 )	—	
		14	河川協力団体の名称等の変更の届出の受理 ( 第58条の8第3項 )		—
		15	河川協力団体からの報告の徴収 ( 第58条の10第1項 )		—
		16	河川協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言 ( 第58条の11 )	—	

び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に関する事務	2	中小企業経営資源活用計画の認定及び変更認定に係る行政庁との協議 ( 第31条第6項、第32条第3項 )			—
	3	中小企業経営資源活用計画の認定の取消し ( 第32条第4項 )		—	
	4	事業の承継の報告の処理 ( 第32条の2第2項、第3項 )			—
	5	認定中小企業経営資源活用計画の実施状況の報告の徴収 ( 第73条第4項 )			—
16	省略				
17	省略				

備考 省略

別表第 5 ( 第 4 条関係 )

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
管理課	1 ~ 11	省略			
	12 河川法の施行に関する事務	1 ~ 5	省略		
		6	省略		
		7	省略		
		8	省略		
		9	省略		
		10	6 から 9 までの規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて第31条、第33条第3項、第34条第1項、第75条、第78条及び第90条の規定に基づく権限を行うこと。		
		11	省略		
		12	4 及び 7 から 11 までの規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて第31条、第33条第3項、第34条第1項、第75条、第78条及び第90条の規定に基づく権限を行うこと。		
		13	河川協力団体の指定の申請の受理 ( 第58条の8第1項 )	—	
		14	河川協力団体の名称等の変更の届出の受理 ( 第58条の8第3項 )		—
		15	河川協力団体からの報告の徴収 ( 第58条の10第1項 )		—
		16	河川協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言 ( 第58条の11 )	—	

	17	土地の占用等に関する河川協力団体の協議に対する同意（第58条の12）		—	
	18	土地の占用等に関する地方公共団体等の協議に対する同意（第99条第2項）		—	
	19	省略			
	20	省略			
	21	河川協力団体に係る調査		—	
13	省略				
14	水防法の施行に関する事務	1	省略		
		2	指定水防管理団体の水防計画の届出の受理（第33条第3項）		
		3	省略		
15～37	省略				

備考 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	1 収入又は支出を伴う事務	1 税外収入の決定に関する事 と。 (1) 1件 1,000万円未満のもの（(2)に掲げるものを除く。） (2) 1件10万円未満のもの（定例的なものに限る。）		—	
		2 決裁を経た税外収入に係る収入の調定及び納入の通知に関する事。			—
		3 次に掲げるものの支出負担行為に関する事。 (1) 決裁を経た1件1億円以上5億円未満の工事及び工事委託 (2) 決裁を経た1件1億円未満の工事及び工事委託 (3) 決裁を経た1件3,000万円以上1億円未満の調査、測量及び設計の委託 (4) 決裁を経た1件3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託			

	11	省略			
	12	省略			
13	省略				
14	水防法の施行に関する事務	1	省略		
		2	指定水防管理団体の水防計画の届出の受理（第32条第3項）		
		3	省略		
15～37	省略				

備考 省略

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	1 収入又は支出を伴う事務	1 税外収入の徴収に関する事 と。 (1) 200万円以上1,000万円未満の税外収入に係るもの (2) 200万円未満の税外収入に係るもの		—	
		2 次に掲げるものの支出負担行為に関する事。 (1) 決裁を経た1件5,000万円以上1億円未満の工事及び工事委託 (2) 決裁を経た1件5,000万円未満の工事及び工事委託 (3) 決裁を経た1件1,000万円以上3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託 (4) 決裁を経た1件1,000万円未満の調査、測量及び設計の委託			

(5) 決裁を経た1件_____3,000万円以上の用地の取得及び補償(漁業補償を含む。以下この項において同じ。)				(5) 決裁を経た1件50万円以上3,000万円未満の用地の取得及び補償(漁業補償を含む。以下この項において同じ。)			
(6) 決裁を経た1件3,000万円未満の用地の取得及び補償				(6) 決裁を経た1件50万円_____未満の用地の取得及び補償			
(7) 決裁を経た1件1,000万円以上_____の事件(工事及び工事委託、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(9)に掲げるものを除く。)				(7) 決裁を経た1件50万円以上500万円未満の事件(工事_____、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(9)に掲げるものを除く。)			
(8) 決裁を経た1件1,000万円未満の事件(工事及び工事委託、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(9)に掲げるものを除く。)				(8) 決裁を経た1件50万円_____未満の事件(工事_____、調査、測量及び設計の委託、用地の取得及び補償並びに(9)に掲げるものを除く。)			
(9) 省略				(9) 省略			
4 決裁を経た事件の経費の支出命令に関すること。			—	3 次に掲げるもの_____の支出命令に関すること。			
				(1) 決裁を経た1件5,000万円以上1億円未満の工事費及び工事委託費	—		
				(2) 決裁を経た1件5,000万円未満の工事費及び工事委託費			—
				(3) 決裁を経た1件1,000万円以上3,000万円未満の調査、測量及び設計の委託費	—		
				(4) 決裁を経た1件1,000万円未満の調査、測量及び設計の委託費			—
				(5) 決裁を経た1件50万円以上3,000万円未満の用地の取得費及び補償費(漁業補償費を含む。以下この項において同じ。)	—		
				(6) 決裁を経た1件50万円未満の用地の取得費及び補償費			—
				(7) 決裁を経た1件50万円以上500万円未満の事件の経費(工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに(9)に掲げるものを除く。)	—		
				(8) 決裁を経た1件50万円未満の事件の経費(工事費、調査、測量及び設計の委託費、用地の取得費及び補償費並びに(9)に掲げるものを除く。)			—
				(9) 報酬、賃金及び期末手当			—



20～51 省略				
備考 省略				

20～51 省略				
備考 省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第 6 号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第 1 条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第 5 条</b> 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 所務に関し、職名又は所名で文書を<u>施行する</u>こと。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 課長及びこれに相当する職以上の職にある者の出張(所長の県外出張を除く。)を命ずること。</p> <p>(6) 課長及びこれに相当する職以上の職にある者の休暇、育児休業等<u>その他の服務</u>に関して承認し、又は命令をすること。</p> <p>(7) 1 件 <u>100万円以上500万円未満</u>の支出を伴う事件(工事並びに用地の取得及び補償を除く。)の決定に関すること。</p> <p>(8) 1 件 <u>1,000万円以上 1 億円未満</u>の税外収入の決定に関すること。</p> <p>(9) 次の会計事務に関すること。 ア <u>決裁を経た 1 件1,000万円以上の税外収入に係る収入の調定及び納入の通知</u> イ <u>決裁を経た 1 件1,000万円以上の事件(工事、用地の取得及び補償並びに第 7 条第 5 号ウに掲げるものを除く。)</u>に係る支出負担行為</p> <p>ウ <u>予定価格が 1 件10万円以上の不要物品の処分に関する事務(四国中央保健所に限る。)</u></p> <p>(10) <u>要綱その他の規程で公表を要しないものの施行に関すること(重要なものに限る。)</u></p> <p>(11) 省略 (12) 省略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第 5 条</b> 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 所務に関し、職名又は所名で文書の<u>往復を</u>すること。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 所員 _____ の出張(所長の県外出張を除く。)を命ずること。</p> <p>(6) 所員 _____ の休暇、育児休業等、<u>欠勤</u>その他の服務に関して承認し、又は命令をすること。</p> <p>(7) 1 件 <u>100万円</u> _____ 未満の支出を伴う事件(工事並びに用地の取得及び補償を除く。)の決定に関すること。</p> <p>(8) 次の会計事務に関すること。 ア <u>100万円未満の税外収入の徴収</u> イ <u>決裁を経た 1 件500万円未満</u> _____ の事件(工事、用地の取得及び補償並びに<u>ウ</u> _____ に掲げるものを除く。)に係る支出負担行為 ウ <u>報酬、賃金及び期末手当に係る支出負担行為</u> エ <u>決裁を経た 1 件500万円未満の事件の経費(工事費、用地の取得費及び補償費並びに<u>オ</u>に掲げるものを除く。)</u>に係る支出命令 オ <u>報酬、賃金及び期末手当に係る支出命令</u> カ <u>歳入歳出外現金、有価証券及び物品の出納通知</u> キ <u>物品の管理及び _____ 処分に関する事務(四国中央保健所に限る。)</u></p> <p>(9) 省略 (10) 省略</p>

- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略

2 前項第14号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同号の事項は、西条保健所長が専決する。

(課長の専決事項)

**第6条** 課長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 課の業務に関し、所長名又は所名で文書を施行すること(定例的なものを除く。)
- (2) 所属職員の出張(海外出張を除く。)を命ずること(前条第1項第5号に掲げる事項を除く。)
- (3) 所属職員の休暇、育児休業等その他の服務に関して承認し、又は命令をすること。
- (4) 通勤手当及び住居手当の決定に関すること。
- (5) 所属職員の事務の分担に関すること(次条第2号に掲げる事項を除く。)
- (6) 1件100万円未満の支出を伴う事件(工事並びに用地の取得及び補償を除く。)の決定に関すること。
- (7) 1件1,000万円未満の税外収入の決定に関すること。
- (8) 有価証券及び物品の出納通知に関すること。
- (9) 要綱その他の規程で公表を要しないものの施行に関すること(軽易なものに限り、定例的なものを除く。)

2 四国中央保健所企画課長の専決処理すべき事項は、前項に定めるもののほか、物品の管理及び予定価格が1件10万円未満の不要物品の処分に関する事務とする。

3 主幹を置かない課の課長の専決処理すべき事項は、前2項に定めるもののほか、次条第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項とする。

4 前3項の規定にかかわらず、異例又は重要と認められる事項については、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

(主幹等の専決事項)

**第7条** 主幹及び室長(以下「主幹等」という。)の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ課長の承認を受けなければならない。

- (1) 課又は室の業務に関し、所長名又は所名で文書を施行すること(定例的なものに限る。)
- (2) 主幹が担任する係若しくはグループに属する職員又は室に属する職員の事務の分担の変更に関すること。
- (3) 所属職員の超過勤務命令に関すること。
- (4) 1件10万円未満の税外収入の決定に関すること(定例的なものに限る。)
- (5) 次の会計事務に関すること。
  - ア 決裁を経た1件1,000万円未満の税外収入に係る収入の調定及び納入の通知
  - イ 決裁を経た1件1,000万円未満の事件(工事、用地の取得及び補償並びにウに掲げるものを除く。)に係る支出負担行為
  - ウ 報酬、賃金及び期末手当に係る支出負担行為
  - エ 決裁を経た事件の経費に係る支出命令
  - オ 歳入歳出外現金の出納通知
- (6) 要綱その他の規程で公表を要しないものの施行に関すること

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

2 前項第12号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同号の事項は、西条保健所長が専決する。

( 軽易かつ定例的なものに限る。 )。

(7) 各種資料、統計等の作成及び収集に関すること。

**第8条** 省略

( 代決者 )

**第9条** 所長の権限に属する事務の代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

決 裁 者	代 決 者	
	第1次代決者	第2次代決者
所長	企画課長	主務課長
課長	主幹等	
主幹等	主幹等が指定した職員	

2 第2次代決者は、第1次代決者が不在の場合であつて、事案が急施を要するものであるときに限り、代決することができる。

**第10条** 省略

**第11条** 省略

**第12条** 省略

**第13条** 省略

別表 ( 第4条、第8条関係 )

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の種 類	事 項	決裁区分	
			所 長	課 長
健 康 増 進 課	1 省略			
	2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ( 昭和25年法律第123号 ) の施行に関する事務	1 診療及び保護の申請の受理 ( 第22条第1項 )		
		2 警察官からの通報の受理 ( 第23条 )		
		3 検察官からの通報の受理 ( 第24条 )		
		4 保護観察所の長からの通報の受理 ( 第25条 )		
	5 ~ 13 省略			
3 ~ 6 省略				

備考 省略

**第6条** 省略

( 代決 )

**第7条** 保健所においては、次に掲げる者が代決する。

- (1) 所長が不在のときは、企画課長
- (2) 所長及び企画課長が不在のときは、主務課長

**第8条** 省略

**第9条** 省略

**第10条** 省略

**第11条** 省略

別表 ( 第4条、第6条関係 )

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の種 類	事 項	決裁区分	
			所 長	課 長
健 康 増 進 課	1 省略			
	2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ( 昭和25年法律第123号 ) の施行に関する事務	1 診療及び保護の申請の受理 ( 第23条第1項 )		
		2 警察官からの通報の受理 ( 第24条 )		
		3 検察官からの通報の受理 ( 第25条 )		
		4 保護観察所の長からの通報の受理 ( 第25条の2 )		
	5 ~ 13 省略			
3 ~ 6 省略				

備考 省略

( 愛媛県研修所規程の一部改正 )

**第2条** 愛媛県研修所規程 ( 昭和30年愛媛県訓令第25号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 2 条 削除</b></p> <p>(職務)</p> <p><b>第 3 条</b> 所長は、知事の命を受けて、所務を掌理し、所属職員及び研修を受けるために入所する職員（以下「研修生」という。）を指揮監督する。</p> <p><b>第 4 条の 4</b> 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第 2 条</b> 係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>庶務係</p> <p>(1) 公印の管理に関すること。</p> <p>(2) 文書の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 職員の人事、給与及び服務に関すること。</p> <p>(4) 予算、決算その他会計事務に関すること。</p> <p>(5) 財産の管理及び所内取締りに関すること。</p> <p>(6) その他の他の主管に属しないこと。</p> <p>教務係</p> <p>(1) 研修計画の策定及びその実施に関すること。</p> <p>(2) 講師の選定に関すること。</p> <p>(3) 研修を受けるために入所する職員（以下「研修生」という。）の入所、退所その他サービスの取扱いに関すること。</p> <p>(4) 教科書及び教材の選定及び作成に関すること。</p> <p>(5) 研修のために必要な資料の収集に関すること。</p> <p>(6) 研修技法の開発等の調査研究に関すること。</p> <p>(7) 職員の政策形成能力の向上に係る研修の企画に関すること。</p> <p>(8) 職員の自主的研究活動の育成及び指導に関すること。</p> <p>(9) その他研修に関すること。</p> <p>(職務)</p> <p><b>第 3 条</b> 所長は、知事の命を受けて、所務を掌理し、所属職員及び研修生 _____ を指揮監督する。</p> <p><b>第 4 条の 4</b> 係長 _____ は、上司の命を受け、係の事務を管理する。</p>

(愛媛県公印規程の一部改正)

**第 3 条** 愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(公印の種類)</p> <p><b>第 2 条</b> 公印は、職印及び庁印の 2 種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>部長印</p> <p><u>えひめ国体推進局長印</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 庁印</p> <p>省略</p> <p>部印</p> <p><u>えひめ国体推進局印</u></p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p><b>第 5 条</b> 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公 印 名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管 守 者 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </table>	公 印 名	管 守 者 名	省略		<p>(公印の種類)</p> <p><b>第 2 条</b> 公印は、職印及び庁印の 2 種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>部長印</p> <p>省略</p> <p>(2) 庁印</p> <p>省略</p> <p>部印</p> <p>省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p><b>第 5 条</b> 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">公 印 名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管 守 者 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </table>	公 印 名	管 守 者 名	省略	
公 印 名	管 守 者 名								
省略									
公 印 名	管 守 者 名								
省略									

部長印 部印	省略
<u>えひめ国体推進局長印</u> <u>えひめ国体推進局印</u>	<u>国体総務企画課長</u>
省略	

2～4 省略

別表1（第4条関係）

第一 省略

第二 寸法

公 印 の 種 類	寸 法 方（ミリメートル）
職 印	
省略	
部長印	省略
<u>えひめ国体推進局長印</u>	<u>20</u>
省略	
庁 印	
省略	
部印	省略
<u>えひめ国体推進局印</u>	<u>36</u>
省略	

部長印 部印	省略
省略	

2～4 省略

別表1（第4条関係）

第一 省略

第二 寸法

公 印 の 種 類	寸 法 方（ミリメートル）
職 印	
省略	
部長印	省略
省略	
庁 印	
省略	
部印	省略
省略	

（愛媛県文書管理規程の一部改正）

第4条 愛媛県文書管理規程（平成4年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（県報の原稿の提出）</p> <p><b>第38条</b> 定期発行の県報に掲載を行おうとする場合は、原稿を、本庁で行う場合にあっては決裁文書と、<u>地方機関</u>で行う場合にあっては県報掲載書（様式第7号）とともに、掲載を希望する日の7日前の正午（その日が休日等に当たるときは、その日の前日の正午）までに文書主管課長に提出しなければならない。</p>	<p>（県報の原稿の提出）</p> <p><b>第38条</b> 定期発行の県報に掲載を行おうとする場合は、原稿を、本庁で行う場合にあっては決裁文書と、<u>地方局</u>で行う場合にあっては県報掲載書（様式第7号）とともに、掲載を希望する日の7日前の正午（その日が休日等に当たるときは、その日の前日の正午）までに文書主管課長に提出しなければならない。</p>

（愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正）

第5条 愛媛県農業総合対策推進班規程（平成6年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4 省略</td> </tr> <tr> <td><u>5 農林水産部管理局農政課6次産業化推進グループ担当係長（農林水産部長が指定するものに限る。）</u></td> </tr> <tr> <td>6～33 省略</td> </tr> </table>	1～4 省略	<u>5 農林水産部管理局農政課6次産業化推進グループ担当係長（農林水産部長が指定するものに限る。）</u>	6～33 省略	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4 省略</td> </tr> <tr> <td><u>5 農林水産部管理局農政課農村振興係長</u></td> </tr> <tr> <td>6～33 省略</td> </tr> </table>	1～4 省略	<u>5 農林水産部管理局農政課農村振興係長</u>	6～33 省略
1～4 省略							
<u>5 農林水産部管理局農政課6次産業化推進グループ担当係長（農林水産部長が指定するものに限る。）</u>							
6～33 省略							
1～4 省略							
<u>5 農林水産部管理局農政課農村振興係長</u>							
6～33 省略							

（愛媛県食の安全安心推進班規程の一部改正）

第6条 愛媛県食の安全安心推進班規程（平成21年愛媛県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>保健福祉部健康衛生局薬務衛生課乳肉衛生・動物愛護係長</u></p> <p>6 省略</p> </div>	<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>保健福祉部健康衛生局薬務衛生課食肉検査指導係長</u></p> <p>6 省略</p> </div>

（愛媛県広報広聴推進班規程の一部改正）

**第7条** 愛媛県広報広聴推進班規程（平成22年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>営業本部マネージャー</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 <u>えひめ国体推進局国体総務企画課長</u></p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> </div>	<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> </div>

（愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正）

**第8条** 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程（平成23年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表1（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～10 省略</p> <p>11 <u>えひめ国体推進局長</u></p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> <p>18 省略</p> <p>19 省略</p> <p>20 省略</p> <p>21 省略</p> </div>	<p><b>別表（第3条関係）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> <p>18 省略</p> <p>19 省略</p> <p>20 省略</p> </div>

別表 2 (第 6 条関係)

1 ~ 8	省略
9	えひめ国体推進局次長
10	省略
11	省略
12	省略
13	省略
14	省略
15	省略
16	省略
17	省略
18	省略
19	省略

別表 2 (第 6 条関係)

1 ~ 8	省略
9	省略
10	省略
11	省略
12	省略
13	省略
14	省略
15	省略
16	省略
17	省略
18	省略

(愛媛県政策推進班規程の一部改正)

第 9 条 愛媛県政策推進班規程(平成23年愛媛県訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>(設置)</p> <p><b>第 1 条</b> 愛媛県行政組織条例(平成 7 年愛媛県条例第 17 号)に定める部及び局(以下「部局」という。)における政策立案機能及び政策調整機能並びに予算編成機能の強化を図り、もって本県の政策を効果的に推進するため、<u>部局</u>に政策推進班(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p><b>第 2 条</b> 班は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) <u>部局内</u>の政策立案に関すること。</p> <p>(2) <u>部局内</u>の政策調整に関すること。</p> <p>(3) <u>部局</u>の予算要求方針の作成に関すること。</p> <p>(4) <u>部局</u>の予算案の調整に関すること。</p> <p>(5) <u>部局</u>の予算要求に関すること。</p> <p>(6) <u>部局</u>の予算執行の管理に関すること。</p> <p>(7) <u>部局</u>の重要事案の調整に関すること。</p> <p>(8) 政策の推進に当たっての<u>他の部局</u>との調整に関すること。</p> <p>2 省略</p> <p>(職制)</p> <p><b>第 4 条</b> 班に班長を置き、<u>管理局長又は次長</u>の職にある班員に知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表(第 3 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>省略</td></tr> <tr><td>2</td><td>次長</td></tr> <tr><td>3</td><td>省略</td></tr> <tr><td>4</td><td>省略</td></tr> <tr><td>5</td><td>主幹(政策推進グループ又は総務グループを担任するものに限る。)</td></tr> <tr><td>6</td><td>担当係長(政策推進グループ又は総務グループに属するものに限る。)</td></tr> </table>	1	省略	2	次長	3	省略	4	省略	5	主幹(政策推進グループ又は総務グループを担任するものに限る。)	6	担当係長(政策推進グループ又は総務グループに属するものに限る。)	<p>(設置)</p> <p><b>第 1 条</b> 愛媛県行政組織条例(平成 7 年愛媛県条例第 17 号)に定める部_____ (以下「部」という。)における政策立案機能及び政策調整機能並びに予算編成機能の強化を図り、もって本県の政策を効果的に推進するため、<u>部</u>に政策推進班(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p><b>第 2 条</b> 班は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) <u>部内</u>の政策立案に関すること。</p> <p>(2) <u>部内</u>の政策調整に関すること。</p> <p>(3) <u>部</u>の予算要求方針の作成に関すること。</p> <p>(4) <u>部</u>の予算案の調整に関すること。</p> <p>(5) <u>部</u>の予算要求に関すること。</p> <p>(6) <u>部</u>の予算執行の管理に関すること。</p> <p>(7) <u>部</u>の重要事案の調整に関すること。</p> <p>(8) 政策の推進に当たっての<u>他部</u>との調整に関すること。</p> <p>2 省略</p> <p>(職制)</p> <p><b>第 4 条</b> 班に班長を置き、<u>管理局長_____</u>の職にある班員に知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p> <p>別表(第 3 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>省略</td></tr> <tr><td>2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td>省略</td></tr> <tr><td>4</td><td>主幹(政策推進グループ_____を担任するものに限る。)</td></tr> <tr><td>5</td><td>担当係長(政策推進グループ_____に属するものに限る。)</td></tr> </table>	1	省略	2	省略	3	省略	4	主幹(政策推進グループ_____を担任するものに限る。)	5	担当係長(政策推進グループ_____に属するものに限る。)
1	省略																						
2	次長																						
3	省略																						
4	省略																						
5	主幹(政策推進グループ又は総務グループを担任するものに限る。)																						
6	担当係長(政策推進グループ又は総務グループに属するものに限る。)																						
1	省略																						
2	省略																						
3	省略																						
4	主幹(政策推進グループ_____を担任するものに限る。)																						
5	担当係長(政策推進グループ_____に属するものに限る。)																						

(副知事の担当事務に関する規程の一部改正)

第10条 副知事の担当事務に関する規程(平成24年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 共管事務 ア 総務部、 <u>企画振興部及びえひめ国体推進局</u> の所掌事務に關すること。 イ 省略 (2)・(3) 省略 2 省略	1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。 (1) 共管事務 ア 総務部及び企画振興部 _____ の所掌事務に關すること。 イ 省略 (2)・(3) 省略 2 省略

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

第11条 愛のくに えひめ営業本部規程(平成24年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>別表(第3条関係)</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           1～8 省略  <u>9 農林水産部水産局水産課長</u>            10 省略            11 省略            12 省略         </div>	<b>別表(第3条関係)</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           1～8 省略            9 省略  <u>10 省略</u>  <u>11 省略</u> </div>

(愛媛県立看護専門学校処務規程の廃止)

第12条 愛媛県立看護専門学校処務規程(平成9年愛媛県訓令第7号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																				
<b>別表第2(第2条、第5条関係)</b> 作業服等の貸与基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5 防災等の業務に従事する職員</td> <td>防災服</td> <td>1</td> <td>年間</td> <td>3年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災服</td> <td>1</td> <td>夏期</td> <td>3年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(夏)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1～4 省略						5 防災等の業務に従事する職員	防災服	1	年間	3年		防災服	1	夏期	3年		(夏)					<b>別表第2(第2条、第5条関係)</b> 作業服等の貸与基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1～4 省略																	
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																																
1～4 省略																																																					
5 防災等の業務に従事する職員	防災服	1	年間	3年																																																	
	防災服	1	夏期	3年																																																	
	(夏)																																																				
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																																
1～4 省略																																																					

	帽子	1	年間	3	年					
	ヘルト	1	年間	3	年					
	安全靴	1	年間	3	年					
6	省略									
7	省略									
8	省略									
9	省略									
10	省略									
11	省略									
12	省略									
13	省略									
14	省略									
15	省略									
16	省略									
17	省略									
18~25	省略									
26 高等技術専門校に勤務する 職員のうち、職業訓練指導業 務に従事するもの	省略									
	安全靴	1	年間	2	年					
	省略									
27~47	省略									

5	省略									
6	省略									
7	省略									
8	省略									
9	省略									
10	省略									
11	省略									
12	省略									
13	省略									
14	省略									
15	省略									
16	省略									
17 看護専門学校に勤務する職 員のうち、実習等を指導する もの	看護衣	2	年間	2	年					
	予防衣	1	年間	2	年					
	看護靴	1	年間	2	年					
18~25	省略									
26 高等技術専門校に勤務する 職員のうち、職業訓練指導業 務に従事するもの	省略									
	安全靴	1	年間	3	年					
	省略									
27~47	省略									

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班規程を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班規程

(設置)

第1条 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会(以下「両大会」という。)の開催準備を計画的かつ円滑に推進するため、愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班(以下「班」という。)を設置する。

(任務)

第2条 班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 両大会の開催に向けた施策及び事業の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 両大会の開催を契機とした県内外からの集客の促進を図るための施策の検討に関すること。
- (3) 愛媛県競技力向上対策本部との連絡調整に関すること。
- (4) その他両大会の開催準備の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 班は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(職制)

第4条 班に班長を置き、えひめ国体推進局次長の職にある班員をもって充てる。

2 班に副班長を置き、えひめ国体推進局国体総務企画課長の職にある班員をもって充てる。

(職務)

第5条 班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

2 副班長は、班長を補佐する。

(庶務)

第6条 班の庶務は、えひめ国体推進局国体総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

1 えひめ国体推進局次長
2 総務部管理局総務管理課長
3 企画振興部管理局総合政策課長
4 県民環境部管理局県民生活課長
5 保健福祉部管理局保健福祉課長
6 保健福祉部生きがい推進局障害福祉課長
7 経済労働部管理局産業政策課長
8 農林水産部管理局農政課長
9 土木部管理局土木管理課長
10 えひめ国体推進局国体総務企画課長
11 えひめ国体推進局国体運営調整課長
12 えひめ国体推進局国体競技式典課長
13 えひめ国体推進局障害者スポーツ大会課長
14 出納局会計課長
15 地方局総務企画部地域政策課長
16 地方局総務企画部支局総務県民室長
17 公営企業管理局総務課長
18 教育委員会事務局管理部教育総務課長
19 教育委員会事務局管理部保健体育課国体競技力向上対策室長

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県総合科学博物館管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡義勝

愛媛県総合科学博物館管理規則等の一部を改正する規則

(愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正)

第1条 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織)	(組織)
第2条 博物館に学芸課を_____置く。	第2条 博物館に学芸課を置き、学芸課に、自然研究科、科学技術研究科及び産業研究科を置く。

( 職員の職 )  
**第 3 条** 博物館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。  
 (1)～(7) 省略  
 (8) 省略  
 (9) 省略  
 (10) 省略

( 職員の職 )  
**第 3 条** 博物館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。  
 (1)～(7) 省略  
 (8) 科長  
 (9) 省略  
 (10) 省略  
 (11) 省略

( 愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正 )

**第 2 条** 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 組織 )  <b>第 2 条</b> 博物館に学芸課を _____ 置く。</p> <p>( 職員の職 )  <b>第 3 条</b> 博物館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。            (1)～(6) 省略            (7) 省略            (8) 省略</p>	<p>( 組織 )  <b>第 2 条</b> 博物館に学芸課を置き、学芸課に、<u>歴史・文書研究科、民俗研究科及び考古研究科</u>を置く。</p> <p>( 職員の職 )  <b>第 3 条</b> 博物館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。            (1)～(6) 省略            (7) 科長            (8) 省略            (9) 省略</p>

( 愛媛県美術館管理規則の一部改正 )

**第 3 条** 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>( 組織 )  <b>第 3 条</b> 美術館に次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td>総務係</td> </tr> <tr> <td>学芸課</td> <td></td> </tr> </table> <p>( 職員の職 )  <b>第 4 条</b> 美術館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。            (1)～(8) 省略            (9) 担当係長            (10) 省略            (11) 省略            (12) 省略            (13) 省略            (14) 省略            (15) 省略            (16) 省略            (17) 省略</p>	総務課	総務係	学芸課		<p>( 組織 )  <b>第 3 条</b> 美術館に次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>総務課</td> <td>総務係</td> </tr> <tr> <td>学芸課</td> <td>学芸係 普及係</td> </tr> </table> <p>( 職員の職 )  <b>第 4 条</b> 美術館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。            (1)～(8) 省略            (9) 省略            (10) 省略            (11) 省略            (12) 省略            (13) 省略            (14) 省略            (15) 省略            (16) 省略</p>	総務課	総務係	学芸課	学芸係 普及係
総務課	総務係								
学芸課									
総務課	総務係								
学芸課	学芸係 普及係								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

教育委員会訓令

---

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局  
教 育 機 関

愛媛県総合科学博物館処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

**愛媛県総合科学博物館処務規程等の一部を改正する訓令**

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

**第1条** 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務分掌)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>(職務)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p>	<p>(事務分掌)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p><u>2</u> 前項の分掌事務のうち、自然史及びプラネタリウムに関する事務は自然研究科が、科学技術に関する事務は科学技術研究科が、産業史に関する事務は産業研究科が分掌する。</p> <p>(職務)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5</u> 科長は、上司の命を受け、科の事務を管理する。</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p>

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

**第2条** 愛媛県歴史文化博物館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務分掌)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>(職務)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p>	<p>(事務分掌)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p><u>2</u> 前項の分掌事務のうち、県の歴史及び文書に関する事務は歴史・文書研究科が、県の民俗に関する事務は民俗研究科が、県の考古に関する事務は考古研究科が分掌する。</p> <p>(職務)</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5</u> 科長は、上司の命を受け、科の事務を管理する。</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p>

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

**第3条** 愛媛県美術館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務分掌)</p> <p><b>第2条</b> 美術館の課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>    総務係</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>学芸課</p> <p>(1)～(5) 省略</p>	<p>(事務分掌)</p> <p><b>第2条</b> 美術館の課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>    総務係</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>学芸課</p> <p>    学芸係</p> <p>(1)～(5) 省略</p>

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

(職務)

第 3 条 省略

2 ~ 4 省略

5 係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第 9 条第 6 項並びに第 10 条第 11 項、第 13 項及び第 14 項に規定する職務に従事する。

6 ~ 8 省略

普及係

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(職務)

第 3 条 省略

2 ~ 4 省略

5 係長\_\_\_\_\_、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第 9 条第 6 項並びに第 10 条第 13 項\_\_\_\_\_及び第 14 項に規定する職務に従事する。

6 ~ 8 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 191

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則 6 - 5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 (第 4 条関係) 行政職群級別職務区分表			別表第 1 (第 4 条関係) 行政職群級別職務区分表		
職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略	省略	管理者の事務部局	省略
3 級		省略 _____ 省略	3 級		省略 <u>事業所の室長補佐</u> 省略
省略		省略	省略		省略
5 級		省略 _____ 省略	5 級		省略 <u>中央病院経営企画室長</u> 省略
6 級		省略 <u>中央病院総務医事課長</u> 省略	6 級		省略 <u>中央病院総務課長</u> 省略
省略		省略	省略		省略
備考 省略			備考 省略		
別表第 4 (第 4 条関係) 医療職群(→)級別職務区分表			別表第 4 (第 4 条関係) 医療職群(→)級別職務区分表		

職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
4 級	知事の事務部局	省略 保健所の課長（4 級） 心と体の健康センター所長 省略	4 級	知事の事務部局	省略 保健所の課長（4 級） 省略
	省略			省略	
5 級	知事の事務部局	本庁局長 医療政策監 省略	5 級	知事の事務部局	本庁局長 省略 心と体の健康センター所長 省略
	省略			省略	

（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 159）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           省略            財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）  <u>学校法人RWFグループ</u>            省略         </div>	<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           省略            財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）            _____            省略         </div>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1144

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第10（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>職務の 級区分</td> <td>部 局</td> <td>職務の級区分欄の級に含まれる職</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			5 級	省略		<p>別表第10（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>職務の 級区分</td> <td>部 局</td> <td>職務の級区分欄の級に含まれる職</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			5 級	省略	
職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																	
省略																			
5 級	省略																		
職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																	
省略																			
5 級	省略																		

	警察の事務部局	_____
		省略
		I T化対策統括官
		交通管制官
		省略
6 級	知事の事務部局	省略
		南予地方局産業経済部水産課長
		南予地方局産業経済部八幡浜支局
		水産課長
		省略
	省略	
	警察の事務部局	本部課長
		本部課次長
		省略
		管理官
		調査官
		省略
省略		
8 級	知事の事務部局	本庁局長（ <u>えひめ国体推進局長</u> を除く。）
		部付（8 級）
		<u>しまのわ2014推進監</u>
		技術監
		<u>えひめ国体推進局次長</u>
		省略
	省略	
9 級	知事の事務部局	省略
		<u>えひめ国体推進局長</u>
		省略
	省略	

2・3 省略

4 医療職給料表(→)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3 級	知事の事務部局	省略
		医監（4 級）
		心と体の健康センター所長
4 級	知事の事務部局	本庁局長
		<u>医療政策監</u>
		省略
		_____
		省略

5 省略

6 医療職給料表(⇒)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	省略
		_____

	警察の事務部局	本部課次長
		省略
		管理官（5 級）
		調査官（5 級）
		省略
6 級	知事の事務部局	省略
		南予地方局産業経済部水産課長
		_____
		_____
		省略
	省略	
	警察の事務部局	本部課長
		_____
		省略
		管理官（6 級）
		調査官（6 級）
		省略
省略		
8 級	知事の事務部局	本庁局長（ <u>国体局長</u> _____ を除く。）
		部付（8 級）
		_____
		技術監
		_____
		省略
	省略	
9 級	知事の事務部局	省略
		<u>国体局長</u> _____
		省略
	省略	

2・3 省略

4 医療職給料表(→)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3 級	知事の事務部局	省略
		医監（4 級）
		_____
4 級	知事の事務部局	本庁局長
		_____
		省略
		心と体の健康センター所長
		省略

5 省略

6 医療職給料表(⇒)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	省略
		看護専門学校教務主任

省略		
7 級	知事の事務部局	省略
_____		
_____		

7・8 省略

省略		
7 級	知事の事務部局	省略
心と体の健康センター技幹		
看護専門学校長		

7・8 省略

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 44)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表(→)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(→)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員、保健福祉部に勤務する医師で医療政策監及び局長の職にある職員、同部管理局医療対策課に勤務する医師である職員並びに同部健康衛生局健康増進課に勤務する医師で課長の職にある職員に適用する。</p> <p>(医療職給料表(□)の適用範囲)</p> <p>第4条 医療職給料表(□)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに _____ 財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)~(9) 省略</p> <p>(医療職給料表(□)の適用範囲)</p> <p>第5条 医療職給料表(□)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター _____、児童相談所及び身体障害者更生相談所に勤務する職員並びに市町及び学校法人RWFグループへ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。</p>	<p>(医療職給料表(→)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(→)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員、保健福祉部に勤務する医師で _____ 局長の職にある職員、同部管理局医療対策課に勤務する医師である職員並びに同部健康衛生局健康増進課に勤務する医師で課長の職にある職員に適用する。</p> <p>(医療職給料表(□)の適用範囲)</p> <p>第4条 医療職給料表(□)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに <u>松山市及び財団法人愛媛県動物園協会</u>(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)~(9) 省略</p> <p>(医療職給料表(□)の適用範囲)</p> <p>第5条 医療職給料表(□)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、<u>看護専門学校</u>、児童相談所及び身体障害者更生相談所に勤務する職員並びに市町 _____ へ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前															
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>部局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> <tr> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 部付(本庁部長同格者及び本庁局長(えひめ国体推進局長を除く。))同格者に限る。 <u>医療政策監</u> <u>しまのわ2014推進監</u> <u>技術監</u> <u>えひめ国体推進局次長</u> 省略 _____</td> <td>1種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	部局	公 職	区 分	知事の事務部局	省略 部付(本庁部長同格者及び本庁局長(えひめ国体推進局長を除く。))同格者に限る。 <u>医療政策監</u> <u>しまのわ2014推進監</u> <u>技術監</u> <u>えひめ国体推進局次長</u> 省略 _____	1種		省略		<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>部局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> <tr> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 部付(本庁部長同格者及び本庁局長(国体局長 _____ を除く。))同格者に限る。 _____ <u>技術監</u> _____ 省略 <u>心と体の健康センター所長</u> 省略</td> <td>1種</td> </tr> </table>	部局	公 職	区 分	知事の事務部局	省略 部付(本庁部長同格者及び本庁局長(国体局長 _____ を除く。))同格者に限る。 _____ <u>技術監</u> _____ 省略 <u>心と体の健康センター所長</u> 省略	1種
部局	公 職	区 分														
知事の事務部局	省略 部付(本庁部長同格者及び本庁局長(えひめ国体推進局長を除く。))同格者に限る。 <u>医療政策監</u> <u>しまのわ2014推進監</u> <u>技術監</u> <u>えひめ国体推進局次長</u> 省略 _____	1種														
	省略															
部局	公 職	区 分														
知事の事務部局	省略 部付(本庁部長同格者及び本庁局長(国体局長 _____ を除く。))同格者に限る。 _____ <u>技術監</u> _____ 省略 <u>心と体の健康センター所長</u> 省略	1種														

省略 中央児童相談所次長 <u>心と体の健康センター所長</u> 省略 省略	3 種	省略 中央児童相談所次長 省略 省略 <u>看護専門学校長</u> 省略	3 種
省略 南予地方局産業経済部水産課長 <u>南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課長</u> 省略	4 種	省略 南予地方局産業経済部水産課長 省略 省略	4 種
省略 省略 省略	5 種	省略 <u>南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局健康増進課医監</u> 省略	5 種
省略		省略	
備考 省略		備考 省略	

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**人事委員会告示**

**○愛媛県人事委員会告示第 1 号**

労働基準法別表第 1 による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等（平成11年 3 月愛媛県人事委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第 1 の号別区分等	事業又は事務所	労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第 1 の号別区分等	事業又は事務所
省略		省略	
12	省略 <u>省略</u>	12	省略 <u>看護専門学校</u> 省略
省略		省略	

**○愛媛県人事委員会告示第 2 号**

へき地等学校の指定（平成22年 4 月愛媛県人事委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 へき地学校			1 へき地学校		
(1) 小学校の部			(1) 小学校の部		
市郡名	学 校 名	級別区分	市郡名	学 校 名	級別区分
省略			省略		
大洲市	_____	2 級	大洲市	大洲市立正山小学校	2 級
	省略			省略	
喜多郡	_____	1 級	喜多郡	大洲市立大谷小学校	1 級
	省略			大洲市立予子林小学校	
	_____			省略	
西宇和郡	_____	1 級	西宇和郡	内子町立参川小学校	1 級
	_____			省略	
省略			西宇和郡	伊方町立佐田岬小学校	1 級
省略			省略		
(2) 省略			(2) 省略		
2 へき地学校に準ずる学校			2 へき地学校に準ずる学校		
(1) 小学校の部			(1) 小学校の部		
市郡名	学 校 名		市郡名	学 校 名	
省略			省略		
大洲市	大洲市立肱川小学校		大洲市	大洲市立中野小学校	
省略			省略		
(2) 省略			(2) 省略		
3 省略			3 省略		

県 議 会 訓 令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県議会議長 明 比 昭 治

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会事務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(主幹の専決事項)</p> <p><b>第9条</b> 主幹の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 歳入歳出外現金の出納通知に関すること。</u></p> <p><u>(7) 税外収入の決定（寄附の受入れの決定を除く。）に関する事務のうち、1件10万円未満のもの（定例的なものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>(8) 決裁を経た事件に係る収入の調定及び納入の通知に関する事務のうち、1件1,000万円未満のものに関すること。</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>	<p>(主幹の専決事項)</p> <p><b>第9条</b> 主幹の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>

(11) 省略	(8) 省略
(12) 省略	(9) 省略
2 省略	2 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の組織)</p> <p><b>第10条</b> 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、小児医療センター、愛媛PETCTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、健康診断センター、災害医療センター、臨床研修センター、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、集中治療室及び地域医療連携室を置き、事務局に総務医事課を置く。</p> <p>3～5 省略</p> <p>(病院の係)</p> <p><b>第11条</b> 事務局(愛媛県立中央病院_____、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院にあつては、課)、愛媛県立中央病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部、輸血部及び薬剤部、愛媛県立今治病院の検査部、放射線部及び薬剤部並びに愛媛県立新居浜病院の検査部、放射線部及び薬剤部に係を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>(病院の職員)</p> <p><b>第16条</b> 病院に次の職員を置く。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p>	<p>(病院の組織)</p> <p><b>第10条</b> 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、小児医療センター、愛媛PETCTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、健康診断センター、災害医療センター、臨床研修センター、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、集中治療室及び地域医療連携室を置き、事務局に総務課、医事課及び経営企画室を置く。</p> <p>3～5 省略</p> <p>(病院の係)</p> <p><b>第11条</b> 事務局(愛媛県立中央病院にあつては課及び室、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院にあつては課)、愛媛県立中央病院の検査部、放射線部、リハビリテーション部、輸血部及び薬剤部、愛媛県立今治病院の検査部、放射線部及び薬剤部並びに愛媛県立新居浜病院の検査部、放射線部及び薬剤部に係を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>(病院の職員)</p> <p><b>第16条</b> 病院に次の職員を置く。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) 経営企画室長</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p> <p>(26) 省略</p>

- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 省略

2 前項の職員のうち、副院長、センター長、医局長、医監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、主幹\_\_\_\_\_、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、専門員、担当係長、室長、室長補佐、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

別表第3（第11条関係）

病院	係の名称
愛媛県立中央病院	(総務医事課)庶務係、職員係、会計係、調達係
	省略
省略	

別表第4（第12条関係）

病院	診療科
愛媛県立中央病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、神経内科、漢方内科、新生児内科、ペインクリニック内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科
省略	

- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 省略
- (33) 省略

2 前項の職員のうち、副院長、センター長、医局長、医監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、主幹、経営企画室長、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、専門員、担当係長、室長、室長補佐、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

別表第3（第11条関係）

病院	係の名称
愛媛県立中央病院	(総務課)庶務係、職員係、会計係、施設管理係
	(医事課)入院医事係、外来医事係、調達係、給食・栄養管理係
	(経営企画室)経営企画係、医療情報管理係
省略	

別表第4（第12条関係）

病院	診療科
愛媛県立中央病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、神経内科、漢方内科、新生児内科、ペインクリニック内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科_____、救急科、麻酔科、歯科
省略	

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

**第2条** 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																									
<p><b>附 則</b> (給料の調整額)</p> <p>7 当分の間、医療職給料表(+)の適用を受ける職員のうち、管理職手当の支給を受ける職員(その職務の級が4級である者に限る。)に対し、当該職員の次の表に掲げる公職に応じて同表に掲げる調整基本額に同表に掲げる調整数を乗じて得た額の給料の調整額を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公 職</th> <th>調整基本額</th> <th>調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td rowspan="3">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公 職	調整基本額	調整数	省略	省略		省略		_____		省略			<p><b>附 則</b> (給料の調整額)</p> <p>7 当分の間、医療職給料表(+)の適用を受ける職員のうち、管理職手当の支給を受ける職員(その職務の級が4級である者に限る。)に対し、当該職員の次の表に掲げる公職に応じて同表に掲げる調整基本額に同表に掲げる調整数を乗じて得た額の給料の調整額を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公 職</th> <th>調整基本額</th> <th>調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td rowspan="4">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>医監</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公 職	調整基本額	調整数	省略	省略		省略		<u>医監</u>		省略	
公 職	調整基本額	調整数																								
省略	省略																									
省略																										
_____																										
省略																										
公 職	調整基本額	調整数																								
省略	省略																									
省略																										
<u>医監</u>																										
省略																										

(初任給調整手当の特例)

別表第1(第3条関係)

給料表級別職務区分表

職務の級 給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表 (1~9)	省略				省略 省略 事業所の課長 (中央病院総務医事課長を除く。) 省略	省略 中央病院総務医事課長	省略		
省略									

別表第2(第5条関係)

管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公 職	区 分
省略	1種
省略	
省略 中央病院総務医事課長	3種
省略	
省略 病院の課長(中央病院総務医事課長を除く。) 中央病院総務医事課主幹	5種
省略	
省略	

(初任給調整手当の特例)

9 当分の間、第9条の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第18条の4の規定による初任給調整手当のほか、医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、愛媛県立病院の新生児内科、ペインクリニック内科、小児科、産婦人科及び麻酔科に勤務する職員に対して、月額100,000円を超えない範囲内において、管理者が定める額を初任給調整手当として支給する。

別表第1(第3条関係)

給料表級別職務区分表

職務の級 給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表 (1~9)	省略				省略 経営企画室長 省略 事業所の課長 (中央病院総務課長を除く。) 省略	省略 中央病院総務課長	省略		
省略									

別表第2(第5条関係)

管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公 職	区 分
省略 医監(中央病院副院長同格者に限る。)	1種
省略	
省略 中央病院総務課長	3種
省略	
省略 病院の課長(中央病院総務課長を除く。) 中央病院総務課主幹 中央病院経営企画室長	5種
省略	
省略	

(愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程の一部改正)

第3条 愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程(平成25年愛媛県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第3条第2項第4号の表の各項の管理者が定める診療科は、次の表に掲げるとおりとする。	愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第3条第2項第4号の表の各項の管理者が定める診療科は、次の表に掲げるとおりとする。

1 条例第3条第2 項第4号の表愛媛 県立中央病院の項 の管理者が定める 診療科	呼吸器内科、循環器内科、消化器内 科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、 腎臓内科、漢方内科、新生児内科、ペ インクリニック内科、消化器外科、乳 腺・内分泌外科、 <u>病理診断科</u> 、救急科
2～4 省略	

1 条例第3条第2 項第4号の表愛媛 県立中央病院の項 の管理者が定める 診療科	呼吸器内科、循環器内科、消化器内 科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、 腎臓内科、漢方内科、新生児内科、ペ インクリニック内科、消化器外科、乳 腺・内分泌外科_____、救急科
2～4 省略	

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業公舎貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前											
<p>（使用料）</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2 <u>公舎</u> _____が、別表第2の表に掲げる年数を経過する場合において は、それぞれ当該金額を基準使用料の額から控除する。</p> <p>3 <u>公舎</u>_____の延べ面積が100平方メートルを超える場合におい ては、延べ面積から100平方メートルを超える面積の100分の50に 相当する面積を控除する。</p> <p>4 <u>公舎</u>_____の施設が次の各号のいずれかに該当する場合におい ては、第2項の規定により調整した金額の100分の10（次の各号 の2以上に該当するときは、該当する号の数に100分の10を乗じ て得た数）を乗じて得た額を基準使用料の額から控除する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>5 <u>公舎</u>_____にエアコンディショナー等の冷暖房装置が設置され ている場合においては、1台1月につき1,500円を加算するもの とする。ただし、入居者が自ら冷暖房装置を設置した場合におい ては、この限りでない。</p> <p>6 <u>公舎</u>_____の区画整備された駐車場を利用する場合において は、1区画1月につき別表第3に定める額を加算するものとする 。ただし、入居者が愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関 する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）第9条第1項に規定する 特地勤務手当又は同条第2項に規定する特地勤務手当に準ずる手 当の支給を受けている場合においては、この限りでない。</p> <p>7 省略</p>	<p>（使用料）</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2 <u>職員公舎、職員アパート及び職員寮（以下「職員公舎等」とい う。）</u>が、別表第2の表に掲げる年数を経過する場合において は、それぞれ当該金額を基準使用料の額から控除する。</p> <p>3 <u>職員公舎等</u>の延べ面積が100平方メートルを超える場合におい ては、延べ面積から100平方メートルを超える面積の100分の50に 相当する面積を控除する。</p> <p>4 <u>職員公舎等</u>の施設が次の各号のいずれかに該当する場合におい ては、第2項の規定により調整した金額の100分の10（次の各号 の2以上に該当するときは、該当する号の数に100分の10を乗じ て得た数）を乗じて得た額を基準使用料の額から控除する。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>5 <u>職員公舎等</u>にエアコンディショナー等の冷暖房装置が設置され ている場合においては、1台1月につき1,500円を加算するもの とする。ただし、入居者が自ら冷暖房装置を設置した場合におい ては、この限りでない。</p> <p>6 <u>職員公舎等</u>の区画整備された駐車場を利用する場合において は、1区画1月につき別表第3に定める額を加算するものとする 。ただし、入居者が愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関 する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）第9条第1項に規定する 特地勤務手当又は同条第2項に規定する特地勤務手当に準ずる手 当の支給を受けている場合においては、この限りでない。</p> <p>7 省略</p> <p>8 <u>看護師宿舎の使用料は、無料とする。ただし、看護師宿舎の区 画整備された駐車場を利用する場合（第6項ただし書に規定する 場合を除く。）</u>においては、1区画1月につき別表第3に定める 額とする。</p>											
<p><b>別表第1（第7条関係）</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">公舎の延べ面積（当該公 舎に附属する別棟の物置 舎等がある場合は、その 延べ面積を除く。）</td> <td rowspan="2">単 位</td> <td colspan="2">基準使用料の額</td> </tr> <tr> <td>松山市</td> <td>松山市 以外</td> </tr> </table>	公舎の延べ面積（当該公 舎に附属する別棟の物置 舎等がある場合は、その 延べ面積を除く。）	単 位	基準使用料の額		松山市	松山市 以外	<p><b>別表第1（第7条関係）</b></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">公舎 の種 類</td> <td rowspan="2">延べ面積（当該公舎 に附属する別むねの 物置舎等がある場合 は、その延べ面積を 除く。）</td> <td rowspan="2">単 位</td> <td>基準使用料の額</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	公舎 の種 類	延べ面積（当該公舎 に附属する別むねの 物置舎等がある場合 は、その延べ面積を 除く。）	単 位	基準使用料の額	
公舎の延べ面積（当該公 舎に附属する別棟の物置 舎等がある場合は、その 延べ面積を除く。）			単 位	基準使用料の額								
	松山市	松山市 以外										
公舎 の種 類	延べ面積（当該公舎 に附属する別むねの 物置舎等がある場合 は、その延べ面積を 除く。）	単 位	基準使用料の額									

55平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	358円	351円
55平方メートル以上70平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	449円	439円
70平方メートル以上80平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	546円	535円
80平方メートル以上100平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	662円	648円
100平方メートル以上	1平方メートル 1月につき	823円	807円

別表第2(第7条関係)

構造	年数	金 額									
		55平方メートル未満		70平方メートル以上79平方メートル未満		80平方メートル以上89平方メートル未満		100平方メートル以上		100平方メートル以上	
		松山市	松山市以外	松山市	松山市以外	松山市	松山市以外	松山市	松山市以外	松山市	松山市以外
木造	5年	71円	105円	88円	129円	101円	142円	119円	180円	150円	210円
	10年	143円	174円	173円	211円	189円	240円	235円	296円	278円	357円
	15年	193円	215円	234円	262円	258円	298円	319円	365円	384円	445円
	20年	249円	261円	312円	326円	350円	373円	427円	455円	534円	568円
	25年	286円	292円	352円	359円	406円	420円	503円	517円	610円	631円
	30年	295円	299円	382円	384円	459円	464円	567円	570円	692円	699円
組積造	5年	48円	67円	60円	82円	68円	89円	80円	116円	102円	130円
	10年	91円	131円	109円	159円	122円	178円	146円	222円	184円	265円
	15年	153円	173円	190円	211円	221円	238円	267円	295円	332円	355円
	20年	193円	204円	239円	250円	279円	283円	337円	347円	419円	422円
	25年	214円	221円	265円	272円	310円	310円	375円	378円	465円	466円
	30年	232円	243円	288円	298円	335円	338円	405円	412円	504円	506円
35年	244円	254円	302円	312円	352円	354円	426円	431円	529円	530円	

職員 公舎 等	55平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	330円
	55平方メートル以上70平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	414円
	70平方メートル以上80平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	508円
	80平方メートル以上100平方メートル未満	1平方メートル 1月につき	605円
	100平方メートル以上	1平方メートル 1月につき	769円

別表第2(第7条関係)

構造	年数	金 額				
		55平方メートル未満	55平方メートル以上79平方メートル未満	80平方メートル以上89平方メートル未満	100平方メートル以上	100平方メートル以上
		松山市	松山市以外	松山市	松山市以外	松山市
木造	5年	106円	132円	151円	179円	226円
	10年	169円	207円	240円	285円	360円
	15年	206円	253円	292円	348円	440円
	20年	248円	311円	361円	429円	552円
	25年	276円	341円	403円	486円	609円
	30年	283円	364円	443円	534円	671円
組積造	5年	72円	89円	102円	121円	153円
	10年	130円	159円	183円	218円	276円
	15年	168円	207円	238円	284円	358円
	20年	196円	242円	279円	331円	419円
	25年	212円	262円	302円	359円	454円
	30年	232円	286円	329円	390円	495円
35年	242円	298円	343円	408円	516円	

鉄骨 鉄筋 コン クリ ート 造及 び鉄 筋コ ンク リー ト造	5年	36 円	48 円	45 円	57 円	51 円	61 円	60 円	83 円	76 円	88 円
	10年	65 円	95 円	80 円	115 円	91 円	127 円	108 円	162 円	137 円	188 円
	15年	115 円	132 円	142 円	160 円	164 円	179 円	198 円	224 円	247 円	266 円
	20年	142 円	161 円	175 円	196 円	203 円	219 円	244 円	272 円	305 円	328 円
	25年	164 円	183 円	203 円	224 円	236 円	251 円	284 円	309 円	354 円	375 円
	30年	185 円	202 円	228 円	246 円	265 円	277 円	319 円	339 円	397 円	412 円
	35年	202 円	215 円	249 円	262 円	290 円	296 円	350 円	362 円	436 円	442 円
	40年	217 円	226 円	269 円	275 円	313 円	314 円	379 円	381 円	470 円	471 円
	45年	231 円	232 円	285 円	284 円	332 円	333 円	402 円	402 円	499 円	499 円
	50年	253 円	264 円	309 円	324 円	360 円	367 円	435 円	446 円	541 円	548 円

注1 省略

2 年数の算定基準日は、平成26年4月1日とする。

別表第3（第7条関係）

駐車場の種類	金 額	
	松山市	松山市以外
屋根なし舗装なし	2,340円	2,160円
屋根なし舗装あり	2,930円	2,700円
屋根あり舗装なし	4,400円	4,200円
屋根あり舗装あり	4,990円	4,740円

鉄骨 鉄筋 コン クリ ート 造及 び鉄 筋コ ンク リー ト造	5年	54円	67円	77円	91円	115円
	10年	97円	119円	137円	163円	206円
	15年	131円	160円	184円	219円	277円
	20年	157円	193円	221円	263円	333円
	25年	177円	218円	250円	297円	376円
	30年	194円	238円	273円	324円	410円
	35年	206円	253円	291円	345円	437円
	40年	216円	265円	305円	362円	458円
	45年	222円	272円	313円	371円	470円
	50年	251円	309円	355円	421円	533円

注1 省略

2 年数の算定基準日は、平成16年4月1日とする。

別表第3（第7条関係）

駐車場の種類	金 額
屋根なし舗装なし	1,930円
屋根なし舗装あり	2,420円
屋根あり舗装なし	3,630円
屋根あり舗装あり	4,120円

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛媛県公営企業公舎貸与規程（以下「新貸与規程」という。）第7条第1項から第4項までの規定によって算定した職員公舎及び職員アパート（以下「職員公舎等」という。）の使用料の額が、改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程（以下「旧貸与規程」という。）第7条第1項ただし書の規定の適用がないものとして、同項から同条第4項までの規定によって算定した職員公舎等の使用料の額（その額が、愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程（昭和63年愛媛県公営企業管理規程第7号）による改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程第7条第1項から第4項までの規定によって算定した額又は愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程（平成16年愛媛県公営企業管理規程第3号）による改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程第7条第1項から第4項までの規定によって算定した額を下回るときは、これらの額のうちいずれが多い額。以下「旧使用料の額」という。）を下回るときは、職員公舎等の使用料の額は、当分の間、旧使用料の額に新貸与規程第7条第5項及び第6項の規定を適用して算定した額とする。

3 新貸与規程第7条第1項から第4項までの規定によって算定した看護師宿舎の使用料の額が、旧貸与規程第7条第8項の適用がなく、かつ、同条第1項から第4項までの規定の適用があるものとして算定した看護師宿舎の使用料の額（以下「旧看護師宿舎使用料の額」という。）を下回るときは、看護師宿舎の使用料の額は、当分の間、旧看護師宿舎使用料の額に新貸与規程第7条第5項及び第6項の規定を適用して算定した額とする。

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県公営企業管理者 俊野 健治

**愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程**

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次                      第1章～第9章 省略                      第9章の2 引当金（第128条の2）                      第10章～第15章 省略                      附則                      （趣旨）  <b>第1条</b> この管理規程は、                      _____                      _____                      _____地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）第2条の規定により、法令に別段の定めがあるもののほか、愛媛県公営企業（以下「公営企業」という。）の会計事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。                      （受入価額）  <b>第82条</b> たな卸資産の受入価額は、次_____に掲げるところによる。                      (1)・(2) 省略                      (3) 前2号に掲げるもの以外のたな卸資産については、当該たな卸資産の市場価額その他を基準とした適正な見積価額_____（準備品増減の報告）  <b>第102条</b> 所属長は、毎事業年度末において準備品増減明細表（様式第70号）を作成しなければならない。                      （固定資産の範囲）  <b>第106条</b> 固定資産とは、次_____に掲げるものをいう。                      (1) 有形固定資産                      ア 土地                      イ 建物及び附属設備                      ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）                      エ 機械及び装置並びにその他の附属設備                      オ 自動車その他の陸上運搬具                      カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のものに限る。）                      キ リース資産（公営企業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）                      ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）                      ケ 有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきものの                      (2) 無形固定資産                      ア 水利権                      イ 借地権                      ウ 地上権                      エ 特許権                      オ 施設利用権                      カ リース資産（公営企業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。）                      キ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの</p>	<p>目次                      第1章～第9章 省略                      第10章～第15章 省略                      附則                      （趣旨）  <b>第1条</b> この管理規程は、<u>地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号。以下「改正省令」という。）</u>附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正省令第1条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）第1条の規定により、法令に別段の定めがあるもののほか、愛媛県公営企業（以下「公営企業」という。）の会計事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。                      （受入価額）  <b>第82条</b> たな卸資産の受入価額は、次の各号に掲げるところによる。                      (1)・(2) 省略                      (3) 前2号に掲げるもの以外のたな卸資産については、当該たな卸資産の市場価額その他を基準とした適正な見積りによる額（準備品増減の報告）  <b>第102条</b> 所属長は、毎事業年度末において準備品増減明細表（様式第70号）を作成しなければならない。                      （固定資産の範囲）  <b>第106条</b> 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。                      (1) 有形固定資産 <u>土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、建設仮勘定並びに耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具、器具及び備品をいう。</u>                      (2) 無形固定資産 <u>水利権、借地権、地上権、特許権及び施設利用権等</u>で<u>有償で取得したものをいう。</u></p>

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。以下同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

2 省略

（取得価額）

**第107条** 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 贈与その他無償で取得したもの及び前各号に掲げるもの以外のものは、公正な評価額

（売却等に関する報告）

**第124条** 所属長は、固定資産の用途変更、管理換え等により異動を生じたときは、固定資産異動報告書（様式第76号）を作成し、管理者に提出しなければならない。

2 省略

（特別償却率）

**第127条**

\_\_\_\_\_ 施行規則

第15条第2項に規定する企業管理規程で定める率は、100分の50を超えない範囲内で管理者が別に定める。

**第128条** 省略

第9章の2 引当金

（退職給付引当金の計上方法）

**第128条の2** 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

（予算の原案の作成）

**第131条** 省略

2 前項の予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

3 第1項の予算に関する説明書を作成する場合における報告セグメント（施行規則第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める施設ごとに区分するものとする。

(1) 工業用水道事業 愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号。次号において「条例」という。）第3条第2項第2号に掲げる施設

(2) 病院事業 条例第3条第2項第4号に掲げる施設

（決算整理）

**第142条** 企業出納員は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 引当金の計上

(5) 繰延収益の償却

(6) 資産の評価

(7) 省略

(8) 省略

（決算報告書等の提出）

(3) 投資 投資有価証券、長期貸付金及び基金等をいう。

2 省略

（取得価額）

**第107条** 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 無償で譲り受けたものその他 \_\_\_\_\_ 前各号に掲げるもの以外のものは、適正な見積価額

（売却等に関する報告）

**第124条** 所属長、固定資産の用途変更、管理換え等により異動を生じたときは、固定資産異動報告書（様式第76号）を作成し、管理者に提出しなければならない。

2 省略

（特別償却率）

**第127条** 改正省令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正省令第1条の規定による改正前の施行規則第8条第2項に規定する管理規程 \_\_\_\_\_ で定める率は、100分の50を超えない範囲内で管理者が別に定める。

**第128条** 省略

（予算の原案の作成）

**第131条** 省略

（決算整理）

**第142条** 企業出納員は、毎事業年度経過後すみやかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 諸引当金の計上

(5) 繰延勘定の計上及び繰延資産の償却

(6) 省略

(7) 省略

（決算報告書等の提出）

第144条 本局の企業出納員は、毎事業年度5月20日までに次  
 に掲げる書類を作成し、証書類を添えて管理者の承認を受けな  
 ければならない。

- (1)～(6) 省略
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

2 前項第7号のキャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によ  
 るものとする。

3 第131条第3項の規定は、第1項に掲げる書類の作成について  
 準用する。

4 管理者は、毎年事業年度5月末日までに第1項 に掲げる書類  
 及び証書類を知事に提出するものとする。

別表（第16条関係）

電 気 事 業 勘 定 科 目

資 産

(1) 固 定 資 産

款	項	目	節	備 考
（電気 事業 固定資 産）				土地、建物、構築 物、機械、器具及び 備品等（耐用年数1 年未満又は取得価額 が10万円未満のもの を除き、将来営業の 用に供する目的をも つて所有する資産、 例えば遊休施設、未 稼働設備を含む。）
水力発 電設備	（ ）	土地		事業用敷地及び公舎 敷地、運動場等の経 営附属用土地等であ り、土地の取得に関 して要した費用、買 収費、買収手数料、 整地費（建物又は構 築物に直接関係のあ るものを除く。）及 び測量費の合計額。 「水源かん養林」を 除く。
	所			
	（ ）			
	貯水池			
	（ ）			
（ ）	水源か ん養林			
（ ）	等			

第144条 本局の企業出納員は、毎事業年度5月20日までに次の各  
 号に掲げる書類を作成し、証書類を添えて管理者の承認を受けな  
 ければならない。

- (1)～(6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

2 管理者は、毎年事業年度5月末日までに前項各号に掲げる書類  
 及び証書類を知事に提出するものとする。

別表（第16条関係）

電 気 事 業 勘 定 科 目

資 産

(1) 固 定 資 産

款	項	目	節	備 考
（電気 事業 固定資 産）				各目節ごとに資産単 位物品ごとの物品帳 簿原価及び工費帳簿 原価の別に区分して 整理する。
水力発 電設備	（ ）	土地		土地の取得に関して 要した買収代及び整 地費（建物又は構築 物に直接関係のあ るものを除く。）、 登録税、周旋料、消 耗品等諸係費をい う。
	所			
	（ ）			
	貯水池			
	（ ）			
（ ）	水源か ん養林			
（ ）	等			

省略 建物			<p>事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物（建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備を含む。）。買取建物を使用するために要した模様替、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。</p>	省略 建物		<p>建物の取得に関して要した工事費（基礎工事費及び附属施設工事費を含む。）、材料代、買取代（買取建物を使用するために要した修繕費、模様替、改造等の諸係費を含む。）、人夫賃、消耗品費、整地費、周旋料等の諸係費を整理する。</p>
水路	水路	省略	省略	水路	省略	省略
		えん堤	「貯水池（又は調整池）」を除外。		えん堤	貯水池又は調整池に属するものを除外。
		省略	水路の建設に伴う道路付替費用、寄付金等本項の他の目に属しないもの。揚水設備及び歩道を含む。		省略	水路の建設に伴う道路付替費用、寄付金等本項の他の目に該当しないものをいう。揚水設備及び歩道を含む。
貯水池 （又は調整池）	貯水池 （又は調整池）	えん堤	「水路」を除外。	貯水池 （又は調整池）	えん堤	「水路」に整理されるものを除外。
機械装置	機械装置	省略	省略	機械装置	省略	省略
		省略	本項の他の節に属しないもの。所内用変圧器を含む。		省略	本項の他の節に該当しないものを整理する。所内用変圧器を含む。
諸装置	諸装置	省略	発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であつて、上記の各項に属しないもの。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。	諸装置	省略	発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であつて、上記の各項に該当しないものを整理する。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
		省略	木材、運材等を運搬するための装置。えん堤を除外。		省略	木材、運材等を運搬するための装置を整理する。「えん堤」に整理されたものを除外。

	省略		省略		省略		省略
	雑装置	本項の他の節に属しないもの	雑装置	本項の他の節に該当しないものを整理する。			
	備品	_____	備品	_____			
	省略		省略				
	車両		車両				
	リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産					
	建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費。前払金等を含む。					
	建設準備勘定	「建設仮勘定」に準ずる。					
	除却仮勘定	同上					
	無形固定資産	ダム使用権、水利権、専用側線利用権、鉄道軌道連絡通行施設利用権、電気ガス供給施設利用権、上水道施設利用権、港湾施設利用権、下流増負担金、借地権、地役権、電話加入権、リース資産（無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産）等の種類別に節を設ける	無形固定資産	ダム使用権、水利権、専用側線利用権、鉄道軌道連絡通行施設利用権、電気ガス供給施設利用権、上水道施設利用権、港湾施設利用権、下流増負担金、借地権、地役権、電話加入権			
	工事費負担金（貸方）	下流増負担金、補助金等を含み対応する設備の目又は節ごとに並びに工事費負担金、下流増負担金及び補助金等の別に目又は節を設ける	工事費負担金（貸方）	下流増負担金、補助金等を含み対応する設備の目又は節ごとに並びに工事費負担金、下流増負担金及び補助金等の別に目又は節を設けて整理する。			
	減価償却累計額（貸方）	項別にしないことができる。	減価償却累計額（貸方）	項別に整理しないことができる。			
	省略		省略				
送電設備		特別高圧供給の配電線路を含む	送電設備	特別高圧供給の配電線路を含め、線路別に整理する。			

( ) 送電線 路  ( ) 等	省略  地中電線 路   省略 保安開閉 装置   保安通信 装置   支持物  省略 諸機械装 置  省略 ヘリポー ト施設  省略 備品   リース資 産	省略  地中電線 路   省略 保安開閉 装置  省略 諸機械装 置  保安通信 装置  支持物  省略 諸機械装 置  省略 ヘリポー ト施設  省略 備品   リース資 産	ケーブル埋設費、消 耗品費その他の諸係 費を含む。水底電線 路については、本項 目に準じて項又は目 を設ける_____。 ただし、少額のもの は、本項目に含める _____ことができ る。  省略  本目の他の節に属し ないもの _____ 「架空電線路」、 「地中電線路」及び 「保安開閉装置」__ _____を除 く。 木柱及び木柱以外の ものに区分する__ _____。  本目の他の節に属し ないもの _____ 省略  着陸帯及び雑施設に 区分する_____。  「水力発電設備」の 同目及びその節に準 ずる。  「水力発電設備」の 同目に準ずる。	( ) 送電線 路  ( ) 等	省略  地中電線 路   省略 保安開閉 装置   保安通信 装置   支持物  省略 諸機械装 置  省略 ヘリポー ト施設  省略 備品   工具 器具及び 備品 車両	省略  地中電線 路   省略 保安開閉 装置  省略 諸機械装 置  保安通信 装置  支持物  省略 諸機械装 置  省略 ヘリポー ト施設  省略 備品   工具 器具及び 備品 車両	ケーブル埋設費、消 耗品費その他の諸係 費を含む。水底電線 路については、本項 目に準じて項又は目 を設けて整理する。 ただし、少額のもの は、本項目に含めて 整理することができ る。  省略  本目の他の節に該当 しないものを整理す る。_____ 「架空電線路」、 「地中電線路」及び 「保安開閉装置」に 整理されるものを除 く。 木柱及び木柱以外の ものに区分して整理 する。_____  本目の他の節に該当 しないものを整理す る。_____ 省略  着陸帯及び雑施設に 区分して整理する。  「水力発電設備」の 同目_____に準 ずる。
---------------------------------	---	--	---	---------------------------------	--	---	---

業務設備	建設仮勘定	同上					
	建設準備勘定	同上					
	除却仮勘定	同上					
	無形固定資産	同上			無形固定資産		「水力発電設備」の同目に準ずる。
	省略				省略		
	本局又は( )所( )等				本局又は( )所( )等		
	添架電話線	その支持物又は管路が他の科目に属する電話線	その支持物又は管路が他の科目に整理された電話線を整理する。交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それが無い場合は、電話機までとする。	添架電話線	省略	省略	その支持物又は管路が他の科目に整理された電話線を整理する。交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それが無い場合は、電話機までとする。
	省略	省略		省略	省略		
	通信機械装置	省略		省略	省略		
	諸機械装置	本項の他の節に属しないもの		諸機械装置	省略		本項の他の節に該当しないものを整理する。
諸装置	給電関係の機械装置、現場に専属しない共通の修繕、試験又は倉庫装置並びに「水力発電設備」及び「送電設備」のいずれの科目にも属しない電気事業全般に関連する機械装置		諸装置	省略		給電関係の機械装置、現場に専属しない共通の修繕、試験又は倉庫装置及び「水力発電設備」並びに「送電設備」のいずれかの科目にも属しない電気事業全般に関連する機械装置を整理する。	
自動制御装置	「給電装置」を除外		自動制御装置	省略		「給電装置」に整理されるものを除外。	

			<p>修繕試験装置</p> <p>省略</p> <p>雑装置</p> <p>備品</p> <p>リース資産</p> <p>建設仮勘定</p> <p>建設準備勘定</p> <p>除却仮勘定</p> <p>無形固定資産</p> <p>省略</p>	<p>修繕工場、研究所等で比較的大きいものがあるときは節を「修繕装置」及び「試験装置」に分ける。</p> <p>本目の他の節に属しないもの</p> <p>省略</p> <p>「水力発電設備」の同目に準ずる。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>「水力発電設備」の同目に準ずる。</p>			<p>修繕試験装置</p> <p>省略</p> <p>雑装置</p> <p>備品</p> <p>無形固定資産</p> <p>省略</p> <p>休止設備</p> <p>貸付設備</p> <p>附帯事業固定資産</p> <p>事業外固定資産</p> <p>(固定資産仮勘定)</p> <p>建設仮勘定</p> <p>(何)</p>	<p>修繕工場、研究所等で比較的大きいものがあるときは節を「修繕装置」及び「試験装置」に分けて整理する。</p> <p>本目の他の節に該当しないものを整理する。</p> <p>省略</p> <p>「水力発電設備」の同目に準ずる。</p> <p>該当するか動設備の勘定に準じて整理する。</p> <p>「休止設備」に準じて整理する。</p> <p>附帯事業の用に供される固定資産をいう。</p> <p>電気事業又は附帯事業の用に供されないことが確定した設備であつて除却仮勘定又は貯蔵品勘定へ振替えられないものを含む。</p> <p>建設所調査所等の小払資金で通常必要とされるものを含む。</p> <p>「電気事業固定資産」の項、目及び節に準ずる。</p>
--	--	--	---	---	--	--	--	--

投資その他の資産	投資有価証券	株式 公社債 その他有価証券	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもつて所有するもの	建設準備勘定 除却仮勘定 投資及び基金	投資有価証券	（何）	（何）	「建設仮勘定」に準じて整理する。 「建設仮勘定」に準じて整理する。
	省略基金		条例の規定に基づき、特定預金等の形態で保有するもの	—	省略基金	（何）	（何）	取引所の相場のあるもので当初1年をこえて保有する意思を有するものを整理する。
	その他投資		上記以外の投資の性質を有するもの	—	その他投資	（何）	（何）	上記以外の投資の性質を有するものを整理する。
	貸倒引当金（貸方）		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの	—	—	—	（何）	（何）

(2) 流動資産

(2) 流動資産

款	項	目	節	備 考
現金・預金				<p>附帯事業に属する流動資産は区分する。ただし、電気事業及び附帯事業のいずれに属するか明確でないものはこの限りでない。</p>
	本局（又は所）	現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金証書等

款	項	目	節	備 考
現金預金				<p>本局、所別に整理する。附帯事業に属する流動資産は区分整理する。ただし、電気事業及び附帯事業のいずれかに属することの明確でないものはこの限りでない。</p>
	本局（又は所）	現金		<p>支払の確実な小切手、官庁支払通知書等で割引なくして現金に引換え得るものを含む。ただし、小払資金を除く。</p>

<p>未収金</p> <p>本局 (又は 所)</p> <p>営業未収金</p> <p>営業外未収金</p> <p>財務収益</p> <p>事業外収益</p> <p>その他未収金</p> <p>有価証券</p> <p>本局</p> <p>株式 公社債 その他</p> <p>受取手形</p> <p>本局 (又は 所)</p> <p>貯蔵品</p>	<p>預金</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>附帯事業 収益</p> <p>財務収益</p> <p>事業外収益</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>1年以内に期限が到来するもの</p> <p>「営業収益」の各科目に係る<u>収益の未収入額</u></p> <p>「財務収益」の各科目に係る<u>収益の未収入額</u></p> <p>「事業外収益」の各科目に係る<u>収益の未収入額</u></p> <p>建設に係る未収金</p> <p>一時的所有を目的とする有価証券(差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。)</p> <p>通常の業務活動において発生した手形債権</p>	<p>未収金</p> <p>本局 (又は 所)</p> <p>営業未収金</p> <p>営業外未収金</p> <p>財務収益</p> <p>事業外収益</p> <p>その他未収金</p> <p>有価証券</p> <p>本局</p> <p>短期投資</p> <p>諸有価証券 株式 社(公) 債 その他</p> <p>貯蔵品</p>	<p>預金</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>貸付設備 収益</p> <p>財務収益</p> <p>事業外収益</p> <p>省略</p> <p>省略</p>	<p>預け先別に整理する。契約期間1年以上のものを除く。</p> <p>「営業収益」の各科目に係る<u>未収金を整理する。</u></p> <p>建設に係る未収金を整理する。</p>	<p>預金</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>貸付設備 収益</p> <p>財務収益</p> <p>事業外収益</p> <p>省略</p> <p>省略</p>
---	---	--	---	---	---	---

	本 局 (又は 所)	一般貯蔵 品	特殊品以外のもの__ _____ 細節は、電気事業会 計規則取扱要領(昭 和29年 4 月11日29局 第388号各通商産業局 長(支局長)あて通 牒_____ _____)第65に定め る類別による_____ 一。		本 局 (又は 所)	一般貯蔵 品	特殊品以外のものを <u>整理する。</u> 細節は、電気事業会 計規則取扱要領(昭 和29年 4 月11日29局 第388号各通商産業局 長(支局長)あて通 牒、以下「要領」と いう。)第65に定め る類別により整理す る。
短期貸 付金	本局	特殊品	大容量の発電機、変 圧機等であつて、用 途の特定されたもの _____	短期貸 付金	本局	特殊品	大容量の発電機、変 圧機等であつて、用 途の特定されたもの を整理する。
前払費 用		一般短期 貸付金 他会計貸 付金	他会計以外に対する <u>貸付金</u> 他会計に対する短期 <u>貸付金</u>	前払費 用		一般短期 貸付金 他会計貸 付金 職員貸付 金	1年以内に費用とな るもの前払額を整 理する。
前払金	省略		前払賃貸料、前払利 息等一定の契約に従 い継続して役務の提 供を受ける場合に いまだ提供されてい ない役務に対して支 払われた対価で、1年 内に費用となるもの	前払金	省略		契約期間が1年をこ えるものをいう。
	本 局 (又は 所)	省略 その他前 払金			本 局 (又は 所)	省略 雑口	

未収収益	本局 (又は 所)			一定の契約に従い継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていない対価					
その他流動資産	本局 (又は 所)	保管有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間に返却する見込みのもの	その他流動資産	本局 (又は 所)			
貸倒引当金 (貸方)	本局 (又は 所)	受託工事費 省略		省略			受託工事費 省略		省略
				未収金、手形債権、短期貸付金及び未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの					

(3) 繰延勘定

款	項	目	節	備考
企業債発行差金				
開発費				
退職給与金				
試験研究費				
災害損失				

負債

(4) 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				建設又は改良以外の目的に充てる企業債で、期限が1年をこえた後に到来するものを整理する。

負債

(3) 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				1年以内に償還期限の到来するものを除く。

<p>他会計 借入金</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるための企業債</p>	<p>建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債</p>	<p>他会計 借入金</p>	<p>建設又は改良以外の目的に充てるため、他会計から繰り入れた借入金で、期限が1年をこえた後に到来するものを整理する。</p>
	<p>その他の企業債</p>	<p>建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債</p>		
		<p>1年以内に返済期限の到来するものを除く。</p>		
<p>リース 債務</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるための長期借入金</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金</p>		
<p>リース 債務</p>	<p>その他の長期借入金</p>	<p>建設改良費等以外の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金</p>		
<p>リース 債務</p>		<p>ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）</p>		
<p>引当金</p>	<p>本局（又は所）</p>	<p>将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額</p>	<p>引当金</p>	<p>本局（又は所）  退職給与引当金</p>
<p>引当金</p>	<p>本局（又は所）</p>	<p>退職給与引当金</p>	<p>本局（又は所）</p>	<p>退職給与引当金</p>

その他 固定負 債	特別修繕 引当金	数事業年度ごとに定 期的に行われる特別 の大修繕に備えて計 上するもの
	その他引 当金	上記以外の固定負債

その他 固定負 債	修繕準備 引当金	上記の各科目に該当 しない固定負債で期 限が1年をこえたの ちに到来するものを 整理する。
	湯水準備 引当金	
長期借 入金		

(4) 流 動 負 債

款	項	目	節	備 考
一時借 入金				契約期間が1年内 の借入金
企業債				— 1年以内に償還期限の 到来するもの
	建設改 良費等 の財源 に充て るため の企業 債			
	その他 の企業 債			
他会計 借入金				1年以内に返済期限の 到来するもの
	建設改 良費等 の財源 に充て るため の長期 借入金			
	その他 の長期 借入金			
リース 債務				1年以内に支払期限の 到来するファイナン ス・リース取引にお けるリース債務
	本 局 (又は 所)			

(5) 流 動 負 債

款	項	目	節	備 考
一時借 入金				契約期間が1年以内 の借入金を整理す る。

<p>未払金</p>	<p>本 局 (又は 所)</p>	<p>営業未払 金</p> <p>その他未 払金</p>	<p>特定の契約等により 既に確定している短 期的債務でいまだそ の支払を終わらない もの。「未払費用」 に属するものを除 く。</p> <p>営業活動に係る通常 の取引により発生す る未払金</p> <p>省略 その他</p> <p>固定資産等購入代金 の未払額、償還期限 経過後の企業債の未 償還額等上記以外の 未払金</p>	<p>未払金</p>	<p>本 局 (又は 所)</p>	<p>営業未払 金</p> <p>営業外未 払金</p> <p>省略 その他</p> <p>その他未 払金</p>	<p>契約期間が1年以内 のものを整理する。</p>
<p>未払費 用</p>	<p>本 局 (又は 所)</p>		<p>未払利息、未払賃借 料等一定の契約に従 い継続して役務の提 供を受ける場合に既 に提供を受けた役務 の対価の未払額</p>	<p>未払費 用</p>			
<p>前受金</p>	<p>本 局 (又は 所)</p>	<p>営業前受 金</p> <p>営業外前 受金</p> <p>その他前 受金</p>	<p>契約等により既に受 け取った対価のう ち、いまだその債務 の履行を終わらない もの</p> <p>主たる営業活動に係 る収益の前受額</p> <p>その他主たる営業活 動以外から生ずる収 益の前受額</p> <p>固定資産売却代金等 上記以外の収入の前 受額</p>	<p>前受金</p>	<p>本 局 (又は 所)</p>	<p>営業前受 金</p> <p>営業外前 受金</p> <p>その他前 受金</p>	

前受収 益			前受利息、前受賃貸 料等一定の契約に従 い継続して役務の提 供を行う場合にいま だ提供していない役 務の対価の前受額
引当金	本 局 (又は 所)		
	本 局 (又は 所)	賞与引当 金	翌事業年度に支払う 賞与のうち、当年度 負担相当額を見積も り計上するもの
		修繕引当 金	設備等について、毎 事業年度行われる通 常の修繕が行われな かつた場合におい て、当該修繕に備え て計上するもの
		その他引 当金	
省略			

省略			
----	--	--	--

(5) 繰 延 収 益

款	項	目	節	備 考
長期前 受金				償却資産の取得又は 改良に充てるための 補助金、負担金その 他これらに類するも のの交付を受けた場 合におけるその交付 を受けた金額に相当 する額及び償却資産 の取得又は改良に充 てるために起こした 企業債の元金の償還 に要する資金に充て るため一般会計又は 他の特別会計から繰 入れを行つた場合に おけるその繰入金 の額
長期前 受金収 益化累 計額				

資 本  
(6) 資 本 金

資 本  
(6) 資 本 金

款	項	目	節	備 考
資本金				剰余金から資本金に組み入れた額を含む。

款	項	目	節	備 考
自己資本				地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第20号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の令第25条の規定により組み入れるものを含む。
借入資本	企業債			建設又は改良に要する資金に充てるための企業債をいう。
	他会計借入金			

(7) 剰 余 金

(7) 剰 余 金

款	項	目	節	備 考
資本剰余金	再評価積立金			令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
	受贈財産評価額			償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
	寄附金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
	保険差益			固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
	その他資本剰余金			上記以外の資本剰余金
利益剰余金	減債積立金			企業債の償還に充てるため積み立てた額
	利益積立金			欠損金を埋めるために積み立てた額
	省略			

款	項	目	節	備 考
資本剰余金	再評価積立金			
	受贈財産評価額			
	寄附金			
	その他資本剰余金			
利益剰余金	減債積立金			
	利益積立金			
	省略			

当年度 未処分 利益剰 余金 (当 年度未 処理欠 損金)	繰越利益 剰余金年 度末残高 (繰越欠 損金年度 末残高)	当年度純 利益 (当年度 純損失)	当年度末における繰 越利益剰余金(繰越 欠損金)の額に当 年度の純利益(純損 失)の金額を加減し た額	前年度未処分利益剰 余金(前年度未処理 欠損金)の額から前 年度利益剰余金処分 額(前年度欠損金処 理額)を控除して得 た繰越利益剰余金 (繰越欠損金)の額	当年度の損益取引の 結果発生した純利益 (純損失)
--	--	----------------------------	--	---	---------------------------------

当年度 未処分 利益剰 余金 (当 年度未 処理欠 損金)	繰越利益 剰余金年 度末残高 (繰越欠 損金年度 末残高)	当年度純 利益 (当年度 純損失)	当年度末における繰 越利益剰余金(繰越 欠損金)の額に当 年度の純利益(純損 失)の金額を加減し た額	前年度未処分利益剰 余金(前年度未処理 欠損金)の額から前 年度利益剰余金処分 額(前年度欠損金処 理額)を控除して得 た繰越利益剰余金 (繰越欠損金)の額	当年度の損益取引の 結果発生した純利益 (純損失)
--	--	----------------------------	--	---	---------------------------------

収 益  
(8) 事業収益

款	項	目	節	備 考
営業収 益	本 局 (又は 所)	電力料		主たる営業活動から 生ずる収益
		雑収益		上記以外の営業収益
附帯事 業収益				
財務収 益	本 局 (又は 所)	受取配当 金		
		受取利息	省略 雑利息	

収 益  
(8) 事業収益

款	項	目	節	備 考
営業収 益	本 局 (又は 所)	電力料		販売電力料を処理す る。
		濁水準備 金引当		濁水準備金に引当て た額を 印で計上す る。
		雑収益		電気事業に関連し て、通常発生する収 益で、上記の科目に 該当しないものを処 理する。
財務収 益	本 局 (又は 所)	受取配当 金		
		受取利息	省略 雑収益	

事業外 収益	本 局 (又は 所)	省略			本 局 (又は 所)	省略		
		長期前受 金戻入		施行規則第21条第2 項又は第3項の規定 により償却した長期 前受金の額のうち事 業外収益とするもの	附帯事 業収益 事業外 収益	雑収益	省略	
特別利 益	本 局 (又は 所)	省略	省略	当年度の経常的収益 から除外すべき利益 _____	特別利 益	省略	省略	当年度の経常的収益 から除外すべき利益 を整理する。
		固定資産 売却益		固定資産の売却価額 が当該固定資産の売 却時の帳簿価額を超 える金額 _____	本 局 (又は 所)	固定資産 売却益		固定資産の売却価額 が当該固定資産の売 却時の帳簿価額を超 える金額を整理す る。
		過年度損 益修正益		前年度以前の損益の 修正で利益の性質を 有するもの _____		過年度損 益修正益		前年度以前の損益の 修正で利益の性質を 有するものを整理す る。
省略				省略				

費 用

(9) 事 業 費 用

款	項	目	節	備 考
営業費 用	( )	発電所		主たる営業活動から生 ずる費用
	( )	管理事 務所		
	( )	省略		
		賞与引当 金繰入額		賞与引当金として計上 するための繰入額

費 用

(9) 事 業 費 用

款	項	目	節	備 考
営業費 用	( )	発電所		
	( )	管理事 務所		
	( )	省略		
		退職給与 金		

	<u>退職給付費</u>	<u>退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たつて不足が生じた場合の当該不足額</u>			<u>退職給与金引当</u>	
	省略				省略	
	雑給	定数内職員以外の者で常時雇用される者に対する給与及び法定福利費			雑給	定数内職員以外の者で常時雇備される者に対する給与及び法定福利費を整理する。
	賃金	定数内職員以外の者で臨時雇用される者に対する給与及び法定福利費			賃金	定数内職員以外の者で臨時雇備される者に対する給与及び法定福利費を整理する。
	潤滑油脂費	機械装置の潤滑油脂に関する費用			潤滑油脂費	機械装置の潤滑油脂に関する費用を整理する。
	省略				省略	
	修繕費	建物修繕費 「水力発電設備」の「建物」に関するもの			建物修繕費	「水力発電設備」の「建物」に対するものを整理する。
		構築物修繕費 「水力発電設備」の「水路」及び「貯水池（又は調整池）」に関するもの			構築物修繕費	「水力発電設備」の「水路」及び「貯水池（又は調整池）」に関するものを整理する。
		機械装置修繕費 「水力発電設備」の「機械装置」に関するもの			機械装置修繕費	「水力発電設備」の「機械装置」に関するものを整理する。
		雑修繕費 「水力発電設備」の「土地」、「水源かん養林」、「諸装置」及び「備品」並びに借入資産に関するもの			雑修繕費	「水力発電設備」の「土地」、「水源かん養林」、「諸装置」及び「備品」並びに借入資産に関するものを整理する。
	<u>修繕引当金繰入額</u>	<u>修繕引当金として計上するための繰入額</u>			<u>修繕準備金引当</u>	
	<u>特別修繕引当金繰入額</u>	<u>特別修繕引当金として計上するための繰入額</u>				
	省略				省略	
	交付金	国有資産等所在市町村交付金等			交付金	国有資産等所在市町村交付金等を整理する。
	省略				省略	
	共有設備費分担額				共有設備費分担額	
	<u>その他引当金繰入額</u>	<u>施行規則第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額</u>				

	( ) 送電費				( ) 送電費		
	修繕費	省略			修繕費	省略	
	修繕引当 金繰入額						
	特別修繕 引当金繰 入額						
	省略				省略		
	一般管 理費				一般管 理費		
	給料	「水力発電費」の同目 に準ずる_____。			給料	「水力発電費」の同目 に準じて整理する。	
	省略				省略		
	賞与引当 金繰入額	省略			退職給与 金	省略	
	退職給付 費	省略			退職給与 金引当	省略	
	省略				省略		
	修繕引当 金繰入額				修繕準備 金引当		
	賃借料	「水力発電費」の同目 に準ずる_____。			賃借料	「水力発電費」の同目 に準じて整理する。	
	省略				省略		
	建設分担 関連費振 替額 (貸方)				建設分担 関連費振 替額 (貸方)		
	貸倒引当 金繰入額	貸倒引当金として計上 するための繰入額					
	その他引 当金繰入 額						
	資産減 耗費						
	たな卸資 産減耗費	たな卸資産の毀損、変 質又は滅失による除却 費及び低価法による評 価損					
	附帯事 業費用 財務費 用				財務費 用		
	省略				省略		
					附帯事 業費用		

省略 特別損 失				当年度の経常的費用か ら除外すべき損失_____
	本 局 (又は 所)			
		固定資産 売却損		固定資産の売却価額が 当該固定資産の売却時 の帳簿価額に不足する 金額_____
		減損損失		事業年度の末日におい て予測することができ ない減損が生じたもの 又は減損損失を認識す べきものの当該生じた 減損による損失又は認 識すべき減損損失の額
		災害によ る損失		災害による巨額の損失
		過年度損 益修正損		前年度以前の損益の修 正で損失の性質を有す るもの_____
		省略		

省略 特別損 失				当年度の経常的費用か ら除外すべき損失を <u>整 理する。</u>
	本 局 (又は 所)			
		固定資産 売却損		固定資産の売却価額が 当該固定資産の売却時 の帳簿価額に不足する 金額を整理する。
		臨時損失		天災その他特別な理由 による巨額の臨時損失 を整理する。
		過年度損 益修正損		前年度以前の損益の修 正で損失の性質を有す るものを整理する。
		省略		

工業用水道事業勘定科目

資 産

(1) 固 定 資 産

款	項	目	節	備 考
有形固 定資産	( ) 地区 附帯事 業	省略		
		工具器具 及び備品		
		リース資 産		
		建設仮勘 定		
		省略		
無形固 定資産	( ) 地区 附帯事 業	省略		
		電話加入 権		

工業用水道事業勘定科目

資 産

(1) 固 定 資 産

款	項	目	節	備 考
有形固 定資産	( ) 地区 附帯事 業	省略		
		工具器具 及び備品		
		省略		
無形固 定資産	( ) 地区 附帯事 業	省略		
		電話加入 権		

<p>リース資 産 省略</p>	<p>建設仮 勘定</p>	<p>( ) 地区</p>	<p>省略</p>	<p>土地</p>	<p>事務所用 地 施設用地 共有者持 分額 (貸方)</p>	<p>建物</p>	<p>事務所用 建物 施設用建 物 公舎合宿 用建物 共有者持 分額 (貸方)</p>	<p>取水工事 費</p>	<p>本工事費</p>	<p>各工種の施設の工事を施工するのに直接要する費用</p>	<p>附帯工事 費</p>	<p>本工事に附帯して施行する工事に要する費用</p>	<p>仮設備費</p>	<p>工事期間中のみ必要な現場仮事務所、見張所、仮倉庫、機械器具等を設置するのに要する費用</p>	<p>工事雑費</p>	<p>上記工事に附帯して要する費用で附帯工事費以外のものを記載する。</p>	<p>共有者持 分額 (貸方)</p>	<p>貯水工事 費</p>	<p>本工事費</p>	<p>取水工事費の同目に同じ。</p>	<p>附帯工事 費</p>	<p>同上</p>
--------------------------	-------------------	-------------------	-----------	-----------	---	-----------	---	-------------------	-------------	--------------------------------	-------------------	-----------------------------	-------------	---	-------------	--	-----------------------------	-------------------	-------------	---------------------	-------------------	-----------

									仮設備費	同上
									機械器具費	同上
									工事雑費	同上
									共有者持分額	
									(貸方)	
									導水工事費	
									本工事費	取水工事費の目目に同じ。
									附帯工事費	同上
									仮設備費	同上
									機械器具費	同上
									工事雑費	同上
									共有者持分額	
									(貸方)	
									浄水工事費	
									本工事費	取水工事費の目目に同じ。
									附帯工事費	同上
									仮設備費	同上
									機械器具費	同上
									工事雑費	同上
									共有者持分額	
									(貸方)	
									送水工事費	
									本工事費	取水工事費の目目に同じ。
									附帯工事費	同上
									仮設備費	同上
									機械器具費	同上
									工事雑費	同上
									共有者持分額	
									(貸方)	
									配水工事費	

									本工事費	取水工事費の同目に 同じ。
									附带工事 費	同上
									仮設備費	同上
									機械器具 費	同上
									工事雑費	同上
									共有者持 分額 (貸方)	
								総係費		
									(測量監 督費)	
									給料	
									手当	
									児童手当	
									退職給与 金	
									関連給与 費	
									賃金	
									法定福利 費	
									厚生福利 費	
									旅費	
									消耗品費	
									消耗備品 費	
									仮設備費	
									印刷製本 費	
									通信運搬 費	
									会議費	
									借料及び 損料	
									保険料	
									(仮設備 )	
									(建設中 利子)	
									雑費	
									共有者持 分額 (貸方)	

省略 投資そ の他の 資産	本局 附帯事 業	投資有価 証券	株式 公社債 その他有 価証券	他会計に対する長期 貸付金以外のもの 他会計への長期貸付 金	分担金 補償費 調査費	本局 附帯事 業	投資有価 証券	省略 長期貸付 金	上記以外の投資の性 質を有するものを整 理する。
		省略 長期貸付 金	一般貸付 金 他会計貸 付金				省略 長期貸付 金		
		省略 長期前払 消費税	施行規則第20条第 1 項の規定により資産 計上した資産に係る 控除対象外消費税額				その他出 資 その他投 資		
		その他投 資 貸倒引当 金 (貸方)							

(2) 土 地 造 成

(2) 土 地 造 成

款	項	目	節	備 考
造成土 地 土地造 成勘定	附帯事 業	省略 附帯雑費	省略 賞与引当 金繰入額	

款	項	目	節	備 考
造成土 地 土地造 成勘定	附帯事 業	省略 附帯雑費	省略 退職給与 金	



貯蔵品	附帯事業 ( ) 地区 本局 附帯事業	原材料 消耗品	金属材料、木材等に 区分する_____。 耐用年数1年未満又は 取得価額10万円未 満の工具器具備品	貯蔵品	( ) 地区 本局 附帯事業	原材料 消耗品	金属材料、木材等に 区分して記載する。 耐用年数1年未満又は 価格1,000円未 満の工具器具備品
短期貸付金	( ) 地区 本局 附帯事業	一般短期 貸付金 省略	省略	短期貸付金	( ) 地区 本局 附帯事業	短期貸付 金 省略	省略
省略 前払金	省略	省略	省略	省略 前払金	省略	省略	省略
未収収益	( ) 地区 本局 附帯事業	保管有価 証券 仮払消費 税及び地 方消費税 省略	省略	その他 流動資 産	( ) 地区 本局 附帯事業	仮払消費 税及び地 方消費税 省略	省略
その他 流動資 産	( ) 地区 本局 附帯事業	保管有価 証券 仮払消費 税及び地 方消費税 省略	省略	その他 流動資 産	( ) 地区 本局 附帯事業	仮払消費 税及び地 方消費税 省略	省略

貸倒引 当金 (貸方 )	( ) 地区 本局 附帯事 業			
-----------------------	-----------------------------	--	--	--

(4) 繰 延 勘 定

款	項	目	節	備 考
企業債 発行差 金 開発費 退職給 与金 試験研 究費 災害損 失 控除対 象外消 費税額				

負 債  
(4) 固 定 負 債

款	項	目	節	備 考
企業債	本局 附帯事 業	建設改良 費等の財 源に充て るための 企業債 その他の 企業債		
他会計 借入金		建設改良 費等の財 源に充て るための 長期借入 金 その他の 長期借入 金		

負 債  
(5) 固 定 負 債

款	項	目	節	備 考
企業債	本局 附帯事 業	起債		建設改良及び投資に あてるために発行す るもの以外のもの
他会計 借入金				建設改良及び投資以 外の目的のために他 会計から借り入れた 借入金

<u>リース</u>									
<u>債務</u>	( )								
	地区								
	本局								
	附帯事業								
引当金	( )								
	地区								
	本局								
	附帯事業								
		<u>退職給付</u>							
		引当金						<u>退職給与</u>	
		<u>特別修繕</u>						引当金	
		引当金						<u>修繕引当</u>	
		<u>その他引</u>						金	
		当金							
省略									

(5) 流 動 負 債

(6) 流 動 負 債

款	項	目	節	備 考
一時借入金	省略			
企業債	本局			
	附帯事業			
		<u>建設改良</u>		
		<u>費等の財</u>		
		<u>源に充て</u>		
		<u>るための</u>		
		<u>企業債</u>		
		<u>その他の</u>		
		<u>企業債</u>		
他会計借入金	本局			
	附帯事業			
		<u>建設改良</u>		
		<u>費等の財</u>		
		<u>源に充て</u>		
		<u>るための</u>		
		<u>長期借入</u>		
		<u>金</u>		
		<u>その他の</u>		
		<u>長期借入</u>		
		<u>金</u>		

款	項	目	節	備 考
一時借入金	省略			

リース 債務	( ) 地区 本局 附帯事 業								
未払金	( ) 地区 本局 附帯事 業	省略 その他未 払金	省略		未払金	( ) 本局 附帯事 業	省略 営業外未 払金	省略	
未払費 用	( ) 地区 本局 省略				未払費 用	( ) 本局 省略			
前受金	( ) 地区 本局 省略				前受金	( ) 本局 省略			
前受収 益	( ) 地区 本局 附帯事 業								
引当金	( ) 地区 本局 附帯事 業	賞与引当 金 修繕引当 金 その他引 当金							
預り金	( ) 地区				預り金	( )			

その他 流動負 債	本局			
	省略			
	( ) 地区			
	本局			
省略				

その他 流動負 債	本局			
	省略			
	( )			
	本局			
省略				

(6) 繰 延 収 益

款	項	目	節	備 考
長期前 受金				
長期前 受金収 益化累 計額				

資 本

(7) 資 本 金

款	項	目	節	備 考
資本金				

(8) 剰 余 金

款	項	目	節	備 考
資本剰 余金	省略			償却資産以外の固定 資産の取得又は改良 に充てた工事負担金
	工事負 担金			
	保険差 益			
省略	省略			

収 益

(9) 事 業 収 益

款	項	目	節	備 考
営業収 益	( ) 地区			
	本局 附帯事 業			
	省略			

資 本

(7) 資 本 金

款	項	目	節	備 考
自己資 本金				
借入資 本金	企業債 他会計 借入金			

(8) 剰 余 金

款	項	目	節	備 考
資本剰 余金	省略			
	工事負 担金			
省略	省略			

収 益

(9) 事 業 収 益

款	項	目	節	備 考
営業収 益	( ) 地区			
	本局 附帯事 業			
	省略			
	雑収益			

	<p>営業外 収益</p> <p>受取利 息配当 金</p> <p>省略</p> <p>貸付金利 息</p> <p>基金利息 配当金</p> <p>他会計 補助金</p> <p>補助金</p> <p>長期前 受金戻 入</p> <p>( ) 地区 本局 附帯事 業</p> <p>省略</p> <p>省略</p>		<p>収益的支出を負担す ることを目的とする 他会計からの繰入金 で返済を要しないも の</p> <p>施行規則第21条第 2 項又は第 3 項の規定 により償却した長期 前受金の額のうち営 業外収益とするもの</p>		<p>営業外 収益</p> <p>受取利 息</p> <p>省略</p> <p>貸付金利 息</p> <p>他会計 補助金</p> <p>補助金</p> <p>( ) 地区 本局 附帯事 業</p> <p>省略</p> <p>年賦利息</p> <p>省略</p>	<p>省略</p> <p>固定資産 売却益</p> <p>過年度損 益修正益</p> <p>省略</p>	<p>当年度の経常的収益 から除外すべき利益 を整理する。</p> <p>固定資産の売却価額 が当該固定資産の売 却時の帳簿価額を超 える金額を整理す る。</p> <p>前年度以前の損益の 修正で利益の性質を 有するものを整理す る。</p>
--	--	--	---	--	---	--	--

費 用  
(10) 事 業 費 用

款	項	目	節	備 考
営業費 用	( ) 地区	省略		
		<u>賞与引当 金繰入額</u>		
		<u>退職給付 費</u>		
		省略		
		修繕費		
		<u>修繕引当 金繰入額</u>		
		<u>特別修繕 引当金繰 入額</u>		
		省略		
		汚泥投棄 料		
		<u>貸倒引当 金繰入額</u>		
		<u>その他引 当金繰入 額</u>		
		省略		
		<u>たな卸資 産減耗費</u>		
		省略		
	本局	省略		
		<u>賞与引当 金繰入額</u>		
		<u>退職給付 費</u>		
		省略		
		修繕費		
		<u>修繕引当 金繰入額</u>		
		<u>貸倒引当 金繰入額</u>		
		<u>その他引 当金繰入 額</u>		
		省略		

費 用  
(10) 事 業 費 用

款	項	目	節	備 考
営業費 用	( ) 地区	省略		
		<u>退職給与 金</u>		
		省略		
		修繕費		
		省略		
		汚泥投棄 料		
		省略		
		資産減耗 費		
		省略		
	本局	省略		
		<u>退職給与 金</u>		
		省略		
		修繕費		
		省略		

	附属事業 省略 省略 賞与引当 金繰入額 退職給付 費 省略 修繕費 修繕引当 金繰入額 省略 土地維持 管理費 貸倒引当 金繰入額 その他引 当金繰入 額 省略				附属事業 省略 省略 退職給与 金 省略 修繕費 省略 土地維持 管理費 省略	資産減耗 費 省略 省略 退職給与 金 省略 修繕費 省略 土地維持 管理費 省略		
営業外 費用	省略 長期前 払消費 税勘定 償却	長期前払 消費税額 償却	施行規則第20条第2 項の規定により償却 した長期前払消費税 の額のうち営業外費 用とするもの	営業外 費用	省略 繰延勘 定償却	繰延勘 定償却 企業債発 行差金償 却 開発費償 却 退職給与 金償却 試験研究 費償却 控除対象 外消費税 額償却		
特別損 失	省略			特別損 失	特別損 失	特別損 失		当年度の経常的費用 から除外すべき損失 を整理する。

( ) 地区 本局 附帯事 業	固定資産 売却損			
	減損損失 災害によ る損失			
	過年度損 益修正損			
	省略			

( ) 地区 本局 附帯事 業	固定資産 売却損	固定資産の売却価額 が当該固定資産の売 却時の帳簿価額に不 足する金額を整理す る。
	臨時損失	天災その他特別な理 由による巨額の臨時 損失を整理する。
	過年度損 益修正損	前年度以前の損益の 修正で損失の性質を 有するものを整理す る。
	省略	

病 院 事 業 勘 定 科 目

病 院 事 業 勘 定 科 目

資 産

資 産

(1) 固 定 資 産

(1) 固 定 資 産

款	項	目	節	備 考
有形固 定資産	( ) 病院 本局	省略		
		省略		
		車輛		
		リース資 産		
		建設仮勘 定		
無形固 定資産	( ) 病院 本局	その他有 形固定資 産		
		省略		
		省略		
		電話加入 権		
		リース資 産		

款	項	目	節	備 考
有形固 定資産	( ) 病院	省略		
		寝具		
		省略		
無形固 定資産	( ) 病院	車輛		
		省略		
		省略		
		電話加入 権		

投資そ の他の 資産	( ) 病院 本局	その他無 形固定資 産	
		投資有価 証券	株式 公社債 その他有 価証券
		省略 基金	
		長期前払 消費税	
		その他投 資	
		貸倒引当 金 (貸方)	

投資	( ) 病院	投資有価 証券	
		敷金 省略 基金	
		その他投 資	上記以外の投資の性 質を有するものを整 理する。
建設仮 勘定	( ) 病院	何何	病院事業固定資産の 項に準ずる。
		総係費	

(2) 流 動 資 産

款	項	目	節	備 考
現金・ 預金	( ) 病院	現金		
未収金	( ) 病院 本局	省略 医業外未 収金		

(2) 流 動 資 産

款	項	目	節	備 考
現金預 金				
未収金	( ) 病院	省略 医業外未 収金		

			現年度未 収入金	未収消費税及び地方消 費税還付金は、現年度 及び過年度の未収入金 を内数として <u>区別す る</u> _____。			現年度未 収入金	未収消費税及び地方消 費税還付金は、現年度 及び過年度の未収入金 を内数として <u>区別の 上、整理する</u> 。
受取手 形	( ) 病院 本局		省略				省略	
貯蔵品	( ) 病院	薬品 診療材料 省略			貯蔵品	( ) 病院	医療材料 省略	
短期貸 付金	( ) 病院 本局	省略			短期貸 付金	( ) 病院	省略	
前払費 用	( ) 病院 本局	省略			前払費 用	( ) 病院	省略	
前払金	( ) 病院 本局	省略			前払金	( ) 病院	省略	
未収収 益	( ) 病院 本局							
その他 流動資 産	( ) 病院 本局	保管有価 証券 仮払消費 税及び地 方消費税 省略			その他 流動資 産	( ) 病院	仮払消費 税及び地 方消費税 省略	

貸倒引 当金 (貸方 )	( ) 病院 本局			
-----------------------	-----------------	--	--	--

(3) 繰 延 勘 定

款	項	目	節	備 考
企業債 発行差 金				
退職給 与金				
試験研 究費				
災害損 失				
控除対 象外消 費税額				

負 債  
(3) 固 定 負 債

款	項	目	節	備 考
企業債	建設改 良費等 の財源 に充て るため の企業 債			
	その他 の企業 債			
他会計 借入金	建設改 良費等 の財源 に充て るため の長期 借入金			
	その他 の長期 借入金			
リース 債務	( ) 病院 本局			
引当金				

負 債  
(4) 固 定 負 債

款	項	目	節	備 考
企業債		起債		
他会計 借入金				
引当金				



前受金	( )			
病院				
本局				
前受収	( )			
益				
病院				
本局				
引当金	( )			
病院				
本局				
		賞与引当		
		金		
		修繕引当		
		金		
		その他引		
		当金		
預り金	( )			
病院				
本局				
		省略		
その他	( )			
流動負				
債				
病院				
本局				
		省略		

前受金	( )			
病院				
預り金	( )			
病院				
		省略		
その他	( )			
流動負				
債				
病院				
		省略		

(5) 繰 延 収 益

款	項	目	節	備 考
長期前				
受金				
長期前				
受金収				
益化累				
計額				

資 本

(6) 資 本 金

款	項	目	節	備 考
資本金				

(7) 剰 余 金

資 本

(6) 資 本 金

款	項	目	節	備 考
自己資				
本金				
借入資				
本金	企業債			
	他会計			
	借入金			

(7) 剰 余 金

款	項	目	節	備 考
資本剰 余金	省略			
	その他 資本剰 余金			
利益剰 余金	省略			
	利益積 立金			
	その他 積立金			
	省略			

収 益  
(8) 事 業 収 益

款	項	目	節	備 考
省略 医業外 収益	( ) 病院			
	本局	省略		
		その他医 業外収益		
		長期前受 金戻入		施行規則第21条第2項 又は第3項の規定によ り償却した長期前受金 の額のうち医業外収益 とするもの
	受取利 息配当 金	省略		
		有価証券 利息		
		基金利息 配当金		
	他会計 補助金			

款	項	目	節	備 考
資本剰 余金	省略			
	雑口			
利益剰 余金	省略			
	利益積 立金			
	省略			

収 益  
(8) 事 業 収 益

款	項	目	節	備 考
省略 医業外 収益	( ) 病院収 益			
		省略		
		その他医 業外収益		
	受取利 息	省略		
		有価証券 利息		
	他会計 補助金			
	その他 医業外 収益			
		不用品売 却収益		
		その他医 業外収益		

特別利益	省略			
	( ) 病院			
	本局	固定資産 売却益		
		過年度損 益修正益		
		省略		

特別利益	省略			当年度の経常的収益から除外すべき利益を整理する。
	( ) 病院収益			
		固定資産 売却益		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額を整理する。
		過年度損 益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するものを整理する。
		省略		
附帯事業収益	( ) 病院収益			
		准看護師 養成受託 収益		

費 用  
(9) 事業費用

款	項	目	節	備 考
医業費用	( ) 病院	給与費	給料	
			手当	
賞与引当 金繰入額				
退職給付 費				
報酬				
雑給				
賃金				
法定福利 費				
その他引 当金繰入 額				
			材料費	

費 用  
(9) 事業費用

款	項	目	節	備 考	
医業費用	( ) 病院	(給与費)	給料		
			手当		
退職給与 金					
報酬					
雑給					
賃金					
法定福利 費					
			(材料費)		

			薬品費	省略			薬品費	省略
			診療材料費	(7)・(4) 省略			診療材料費	(7)・(4) 省略
			給食材料費	(7)・(4) 省略			給食材料費	(7)・(4) 省略
			医療消耗備品費	省略			医療消耗備品費	省略
		経費					(経費)	
			厚生福利費				厚生福利費	
			児童手当				児童手当	
			報償費	省略			報償費	省略
			旅費交通費	省略			旅費交通費	省略
			交際費				交際費	
			消耗品費				消耗品費	
			消耗備品費	省略			消耗備品費	省略
			印刷製本費				印刷製本費	
			職員被服費				職員被服費	
			燃料費				燃料費	
			光熱水費	省略			光熱水費	省略
			会議費				会議費	
			修繕費	省略			修繕費	省略
			修繕引当					
			金繰入額					
			特別修繕					
			引当金繰					
			入額					
			取替費	省略			取替費	省略
			通信運搬費				通信運搬費	電信電話料、郵便料、搬送料等
			保険料				保険料	火災保険料
			委託費				委託費	検査委託費、保清費等
			賃借料				賃借料	
			補償費				補償費	
			諸会費				諸会費	
			貸倒引当					
			金繰入額					
			雑費				雑費	
		減価償却費					(減価償却費)	
			建物減価償却費				建物減価償却費	



特別損失	長期前払消費税勘定償却	長期前払消費税額償却	施行規則第20条第2項の規定により償却した長期前払消費税の額のうち医業外費用とするもの
	省略		
	( ) 病院 本局	固定資産売却損	
		減損損失 災害による損失	
		過年度損益修正損	
		その他特別損失	

特別損失	繰延勘定償却	退職給与金償却	控除対象外消費税額償却 何何
	省略		
	( ) 病院費	固定資産売却損	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額を整理する。
		臨時損失	天災その他特別な理由による巨額の臨時損失を整理する。
		過年度損益修正損	前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するものを整理する。
		その他特別損失	
附帯事業費用	看護師養成費	奨学資金	

様式第16号(第11条関係) 企業債及び借入金台帳

省略			
同意・許可番号	省略		
省略			

注 省略

様式第16号(第11条関係) 企業債及び借入金台帳

省略			
許可番号	省略		
省略			

注 省略

附 則

- この管理規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県公営企業会計規程の規定は、平成26年度の事業年度から適用する。

○愛媛県公営企業管理規程第6号

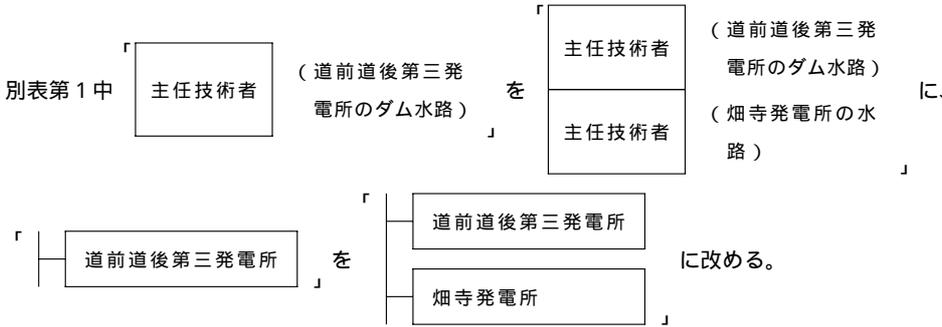
愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程（昭和61年愛媛県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。  
第21条第2項中「第50条の2第7項」を「第51条第7項」に改める。



附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局  
各 事 業 所

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則（昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p><b>第5条</b> 愛媛県立病院（以下「病院」という。）の事務局等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>事務局</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 給食に関すること（愛媛県立中央病院を除く。）</p> <p>(17)・(18) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務医事課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務医事課</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 契約に関すること（第14号に掲げるものを除く。）</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>(10) 患者の受付及び入退院事務に関すること。</p> <p>(11) 医療社会事業に関すること。</p> <p>(12) 社会保険に関すること。</p> <p>(13) 病歴管理及び医事統計に関すること。</p> <p>(14) 健康診査等の受託契約に関すること。</p> <p>(15) 料金、料金以外の使用料及び手数料の調定に関すること。</p> <p>(16) 診療費の請求に関すること。</p> <p>(17) 未収入金の整理及び督促に関すること。</p> <p>(18) 院内案内に関すること。</p>	<p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p><b>第5条</b> 愛媛県立病院（以下「病院」という。）の事務局等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>事務局</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>(16) 給食に関すること _____。</p> <p>(17)・(18) 省略</p> <p>省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務課等 _____ の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 契約（他の主管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(6)～(9) 省略</p>

(19) 物品の出納、管理及び処分に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(20) 病院の経営企画に関すること。

(21) 広報、統計（他の主管に属するものを除く。）及び調査に関すること。

(22) 省略

省略

栄養部

(1) 省略

(2) 給食に関すること。

(3) その他栄養管理 \_\_\_\_\_ に関すること。

省略

3～5 省略

（病院の職員の職務）

**第9条** 省略

2～10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

(10) 省略

医事課

(1) 患者の受付及び入退院事務に関すること。

(2) 医療社会事業に関すること。

(3) 社会保険に関すること。

(4) 病歴管理及び医事統計に関すること。

(5) 健康診査等の受託契約に関すること。

(6) 料金、料金以外の使用料及び手数料の調定に関すること。

(7) 診療費の請求に関すること。

(8) 未収入金の整理及び督促に関すること。

(9) 院内案内に関すること。

(10) 医療機械器具及び医療資材等の購入契約に関すること。

(11) 医療機械器具及び医療資材等の出納及び管理に関すること。

(12) 物品の出納、管理及び処分に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

(13) 給食に関すること。

経営企画室

(1) 病院の経営企画に関すること。

(2) 広報、統計（他の主管に属するものを除く。）及び調査に関すること。

省略

栄養部

(1) 省略

(2) その他栄養管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

省略

3～5 省略

（病院の職員の職務）

**第9条** 省略

2～10 省略

11 経営企画室長は、上司の命を受け、室務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

（愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正）

**第2条** 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					
事務の種類	事 項	決裁区分			事務の種類	事 項	決裁区分			
		管 理 者	専決者				管 理 者	専決者		
			局 長	課 長				主 幹	局 長	課 長
1～8 省略										
9 収入 又は支 出を伴 う事務	1 収入の決定（寄附の受入れの決定を除く。）に関する事 （1）1件1,000万円以上のもの （2）1件1,000万円未満のもの （3）に掲げるものを除く。）				9 収入 又は支 出を伴 う事務	1 収入（寄附を除く。）の徴収 _____に関する事 （1）1件1,000万円以上_____ （2）1件1,000万円未満_____ _____				
	2 寄附の受入れの決定に関する こと。 （1）1件100万円以上のもの及び 負担付きのもの （2）1件10万円以上100万円未 満のもの （3）1件10万円未満のもの				2 寄附の受入_の決定に関する こと。 （1）負担付きのもの （2）1件50万円以上 （3）1件50万円未満					
	3 決裁を経た事件に係る収入の 調定及び納入の通知に関する こと。 （1）1件1,000万円以上のもの （2）1件1,000万円未満のもの									
	4 次に掲げる事件の決定に関する こと。 （1）～（4） 省略 （5） その他の_____事件 ア～ウ 省略				3 次に掲げる事件の決定に関する こと。 （1）～（4） 省略 （5） その他の支出を伴う事件 ア～ウ 省略					
	10 省略				10 省略					
	備考 省略					備考 省略				

（愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正）

第3条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則（平成9年愛媛県公営企業訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（用語の意義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 省略 （2） 専決 事務局長、課長、支所長、主幹_____又は部長が、常時、事業所長に代わって特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。	（用語の意義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 省略 （2） 専決 事務局長、課長、支所長、主幹、経営企画室長又は部長が、常時、事業所長に代わって特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
省略			
院長の権限に属する事務	省略		
	事務局長	課長_____ (愛媛県立南宇和病院にあっては、事務局次長)	主幹(愛媛県立中央病院総務医事課に限る。)
	愛媛県立中央病院総務医事課長	省略	
	課長(愛媛県立中央病院総務医事課長を除く。以下この項において同じ。) _____	課長_____ が指定した職員	
省略			

2 省略

別表第1(第4条関係)

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	発電 工水 管理 事務 所及 び工 業用 水道 管理 事務 所 に お け る 決 裁 区 分	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分		愛媛県立南宇和病院における決裁区分		
			専決者	専決者		専決者	専決者
				所長	院長		

(3) 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
省略			
院長の権限に属する事務	省略		
	事務局長	課長又は経営企画室長(愛媛県立南宇和病院にあっては、事務局次長)	主幹(愛媛県立中央病院総務課_____に限る。)
	愛媛県立中央病院総務課長	省略	
	課長(愛媛県立中央病院総務課長を除く。以下この項において同じ。)及び経営企画室長	課長又は経営企画室長が指定した職員	
省略			

2 省略

別表第1(第4条関係)

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	発電 工水 管理 事務 所及 び工 業用 水道 管理 事務 所 に お け る 決 裁 区 分	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分		愛媛県立南宇和病院における決裁区分		
			専決者	専決者		専決者	専決者
				所長	院長		



局長」とあるのは、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部にあつては、「部長」とする。

3 愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 6の部1の項(3)イ

(5) 6の部2の項(2)

(6) 省略

別表第2（第4条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
総務課	1～4 省略			
	5 収入又は支出を伴う事務	1 次に掲げるものの支出負担行為に関すること。		
		(1) 決裁を経た1件1,000万円以上の事件(3)に掲げるものを除く。)		
		(2) 決裁を経た1件1,000万円未満の事件(3)に掲げるものを除く。)		
		(3) 省略		
		2 決裁を経た事件の経費の支出命令に関すること。		—

局長」とあるのは、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び看護部にあつては、「部長」とする。

3 愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

別表第2（第4条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者 課長
総務課	1～4 省略			
	5 収入又は支出を伴う事務	1 次に掲げるものの支出負担行為に関すること。		
		(1) 決裁を経た1件500万円以上の事件(4)に掲げるものを除く。)		
		(2) 決裁を経た1件50万円以上500万円未満の事件(4)に掲げるものを除く。)	—	
		(3) 決裁を経た1件50万円未満の事件(4)に掲げるものを除く。)		
		(4) 省略		
		2 次に掲げるものの支出命令に関すること。		
		(1) 決裁を経た1件500万円以上の事件の経費(4)に掲げるものを除く。)	—	
	(2) 決裁を経た1件50万円以上500万円未満の事件の経費(4)に掲げるものを除く。)	—		
	(3) 決裁を経た1件50万円未満の事件の経費(4)に掲げるものを除く。)		—	
(4) 報酬、賃金及び期末手当		—		

	3 ~ 7 省略		
6 ~ 8 省略			

備考 省略

別表第3 (第4条関係)

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			愛媛県立南宇和病院における決裁区分		
			専決者			専決者		
			院長	事務局長	主幹	院長	事務局長	主幹
総務課	1 ~ 5 省略							
6 収入又は支出を伴う事務	1 次に掲げるものの支出負担行為に関する事。							
	(1) 決裁を経た1件1,000万円以上の事件(3)に掲げるものを除く。)	—						
	(2) 決裁を経た1件1,000万円未満の事件(3)に掲げるものを除く。)							
	(3) 省略							
	2 決裁を経た事件の経費の支出命令に関する事。			—			—	

	3 ~ 7 省略		
6 ~ 8 省略			

備考 省略

別表第3 (第4条関係)

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			愛媛県立南宇和病院における決裁区分		
			専決者			専決者		
			院長	事務局長	主幹	院長	事務局長	主幹
総務課	1 ~ 5 省略							
6 収入又は支出を伴う事務	1 次に掲げるものの支出負担行為に関する事。							
	(1) 決裁を経た1件500万円以上の事件(4)に掲げるものを除く。)	—						
	(2) 決裁を経た1件50万円以上500万円未満の事件(4)に掲げるものを除く。)	—					—	
	(3) 決裁を経た1件50万円未満の事件(4)に掲げるものを除く。)							
	(4) 省略							
	2 次に掲げるものの支出命令に関する事。							
	(1) 決裁を経た1件500万円以上の事件の経費(4)に掲げるものを除く。)	—						—
	(2) 決裁を経た1件50万円以上500万円未満の事件の経費(4)に掲げるものを除く。)	—						—
(3) 決裁を経た1件50万円未満の事件の経費(4)に掲げるものを除く。)						—	—	
(4) 報酬、賃金及び期末手当						—	—	

	3～7 省略						
7・8 省略							
9 病 院の 経営 企画 に関 する 事務	1 病院の経営企画に関する こと。	—					
10 広 報、 統計 及び 調査 に関 する 事務	1 広報、統計（他の主管に 属するものを除く。）及び 調査に関すること。	—					

- 備考 1 \_\_\_\_\_ この表組織名の欄中  
「総務課」とあるのは、愛媛県立中央病院においては  
「総務医事課」と、愛媛県立南宇和病院においては「事  
務局」として、同表の規定を適用する。
- 2 愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院に属する事  
務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同  
表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新  
居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、  
「課長」とする。
- (1) 6の部1の項<sup>(2)</sup>及び<sup>(3)</sup>  
(2) 6の部2の項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	愛媛県 立中央 病院、 愛媛県 立今治 病院及 び愛媛 県立新 居浜病 院にお ける決 裁区分		愛媛 県立 南宇 和病 院に おけ る決 裁区 分	
			院 長	専 決 者 事 務 課 長	院 長	専 決 者 事 務 局 長
医 事 課						

	3～7 省略						
7・8 省略							

- 備考 1 愛媛県立南宇和病院においては、この表組織名の欄中  
「総務課」とあるのは、\_\_\_\_\_ 「事  
務局」として、同表の規定を適用する。
- 2 愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院に属する事  
務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同  
表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新  
居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、  
「課長」とする。
- (1) 6の部1の項<sup>(3)</sup>及び<sup>(4)</sup>  
(2) 6の部2の項<sup>(3)</sup>及び<sup>(4)</sup>

組 織 名	事務の 種 類	事 項	愛媛県 立中央 病院、 愛媛県 立今治 病院及 び愛媛 県立新 居浜病 院にお ける決 裁区分		愛媛 県立 南宇 和病 院に おけ る決 裁区 分	
			院 長	専 決 者 事 務 課 長	院 長	専 決 者 事 務 局 長
医 事 課						

備考 \_\_\_\_\_この表組織名の欄中  
「医事課」とあるのは、愛媛県立中央病院においては「総務医事課」と、愛媛県立南宇和病院においては「事務局」  
として、同表の規定を適用する。

備考 愛媛県立南宇和病院においては、この表組織名の欄中  
「医事課」とあるのは、 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_「事務局」  
として、同表の規定を適用する。

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	愛媛県立中央病院、 愛媛県立今治病院及 び愛媛県立新居浜病 院にお ける決 裁区分		愛媛 県立 南宇 和病 院に おけ る決 裁区 分	
			院 長	専 決 者 事 務 局 長	院 長	専 決 者 事 務 局 長
経 営 企 画 室	1 病 院の 経営 企画 に関 する 事務	1 病院の経営企画に関するこ と。	—	—	—	—
	2 広 報、 統計 及び 調査 に関 する 事務	1 広報、統計（他の主管に属 するものを除く。）及び調査 に関すること。	—	—	—	—

備考 この表組織名の欄中「経営企画室」とあるのは、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院においては「総務課」と、愛媛県立南宇和病院においては「事務局」とし、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「室長」とあるのは、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院においては「課長」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県公営企業訓令第2号

公営企業管理局  
各 事 業 所

愛媛県公営企業公印規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

**愛媛県公営企業公印規則の一部を改正する訓令**

愛媛県公営企業公印規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公印の種類等）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>本局の課長又は事業所の長（以下「機関の長」という。）は、</u> <u>前2項の規定にかかわらず、特殊の用途に使用するため必要があ</u> <u>るものについて、管理者の承認を受けて特殊の公印（以下「特殊</u> <u>公印」という。）を作成し、及び使用することができる。</u></p> <p>4 <u>特殊公印は、前項の規定により承認を受けた機関の長が管守す</u> <u>る。</u></p> <p>5 特殊公印は、第3項の目的以外の目的に使用してはならない。</p>	<p>（公印の種類等）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 省略</p>

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。